# 介護サービス事業者 自主点検表

令和5年6月版

## 指定介護老人福祉施設

(従来型特別養護老人ホーム)

事業所番号	
施設の名称	
事業所(施設)所在地	〒
電話番号	
法人の名称	
法人代表者(理事長)名	
管理者(施設長)名	
記入者職・氏名	
記入年月日	
運営指導日	

川口市 福祉部 福祉監査課

## 介護サービス事業者自主点検表の作成について ★作成、点検に当たっては、下記をよくお読み下さい。

### この点検表は、従来型で運営されている特別養護老人ホーム用です。

#### 1 趣 旨

介護サービス事業者が、利用者に対して適切な介護サービスを提供するためには、事業者自らが自主的に事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準が守られているかを常に確認することが必要です。これは老人福祉施設としても同様です。

そこで、市では、介護サービス事業の種別ごとに、関係する法令、条例及 び通知等を基に自主点検表を作成しましたので、適正な事業運営及び介護サ ービスの質の向上を図るためにご活用ください。

#### 2 実施方法

- (1) 毎年定期的に実施するとともに、事業所への運営指導が行われるときは、他の関係 書類とともに、市へ提出してください。なお、この場合、控えを必ず保管してくださ い。
- (2) 記入に当たっては、管理者が中心となり、直接担当する職員及び関係する職員で検 討のうえ点検してください。
- (3) 「いる・いない」等の判定については、該当する項目を○で囲ってください。
- (4) 判定について該当する項目がないときは、選択肢に二重線を引き、「該当なし」又は 「事例なし」と記入してください。(判定欄にあらかじめ「事例なし」等の選択肢が記載されている場合もあります。)

### 3 根拠法令

3 根拠法令	A short year of the state of th
「法」	介護保険法(平成9年法律第123号)
「施行令」	介護保険法施行令(平成10年政令第412号)
「施行規則」	介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)
「条例61号」	川口市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
	(平成29年川口市条例第61号)
「条例79号」	川口市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を
	定める条例(平成 29 年川口市条例第 79 号)
「条例81号」	川口市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定め
	る条例(平成 29 年川口市条例第 81 号)
「市虐待防止条例」	川口市児童、高齢者及び障害者に対する虐待の防止等に関する条例
11.75.13.00	(平成 25 年川口市条例第 34 号)
「平12老企43」	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について
, 1 <b>2</b> am 1 0 ]	(平成12年3月17日付老企第43号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
「平12老発214」	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について
·   12/2/214]	(平成12年3月17日付け老発第214号。厚生省老人保健福祉局長通知)
 「平11老企22」	作成12 中3月11 日内の名先第214 号。   孝工自名八休庭園田周良造場    指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準について
干11七正乙乙」	(平成11年7月29日老企第22号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
「平12厚告19」	指定居宅サービス等に要する費用の額の算定に関する基準
十十12字日19]	(平成 12 年 2 月 10 日・厚生省告示第 19 号)
「亚10同件01」	
「平12厚告21」	指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準
	(平成12年2月10日・厚生省告示第21号)
「平12老企40」	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス
	及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する
	費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について
	(平成12年3月8日付老企第40号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
「平 12厚告27」	厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準
	並びに通所介護費等の算定方法
	(平成 12 年 2 月 10 日・厚生省告示第 27 号)
「平12厚告29」	厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
	平成 12 年 2 月 10 日厚生省告示第 29 号)
「平11老企25」	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について
	(平成11年9月17日付老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
「平12老企36」	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービ
	ス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支
	援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項
	について
	(平成12年3月1日付老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
「平27厚労告94」	厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等
	(平成27年3月23日号外厚生労働省告示第94号)
「平27厚労告95」	厚生労働大臣が定める基準(平成27年3月23日・厚生労働省告示第95
, = 1,7,73 = 03	号 (旧) 平成 12 年 2 月 10 日・厚生省告示第 25 号)
「平27厚労告96」	厚生労働大臣が定める施設基準
	(平成27年3月23日号外厚生労働省告示第96号)
「平12厚告123」	「早成21 中3月25日4月17年1月18日日   1970年1
「千12序日123」	海等(平成12年3月30日・厚生省告示第123号)
「平12老企54」	通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて (巫犬1975 2 日 20 日 仕者会第54 日原生化者 人 日韓短知日会 東部 日 子知)
	(平成12年3月30日付老企第54号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
「平12老振25・老健94」	介護保険施設等におけるおむつ代にかかる利用料の徴収について
	(平成 12 年 4 月 11 日付け老振第 25 号・老健第 94 号。厚生省老人保健福
	祉局振興・老人保健課長連名通知)
「平12老振75・老健122」	
	(平成12年11月16日付け老振第75号・老健第122号厚生省老人保健福
	祉局振興・老人保健課長連名通知)

「平13老振発2・老老発2」	介護保険施設等における「日常生活費等とは区分される費用」の受領に
	ついて(平成 13 年 1 月 19 日付け老振発第 1 号・老老発第 1 号厚生労働省
	老健局振興・老人保健課長連名通知)
「平13老発155」	「身体拘束ゼロ作戦」の推進について
	(平成 13 年 4 月 6 日付け老発第 155 号厚生労働省老健局長通知)
「昭62社施107」	社会福祉施設における防火安全対策の強化について(昭和62年9月18日
	付け社施第 107 号 厚生省社会局長・児童家庭局長通知)
「平9. 3. 31	社会福祉施設における衛生管理について(平成9年3月31日付老援施第
社援施第65号通知」	65 号厚生省社会・援護局施設人材課長通知)
「平18厚労告268」	厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に
	関する手順(平成 18 年 3 月 31 日・厚生省告示第 268 号)
「平17老発 0110001 号」	高齢者施設における感染性胃腸炎の発生・まん延防止の徹底について
	(平成17年1月10日 厚生労働省老健局計画課長通知)
「平29ガイダンス」	「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダ
	ンス」(平成 29 年 4 月 14 日個人情報保護委員会・厚生労働省)
「平17厚労告419」	居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針
	(平成17年9月7日 厚生労働省告示第419号)
「Q&A」	介護保険最新情報(平成 22 年 4 月 7 日) Vol. 146
「労基法」	労働基準法(昭和22年法律第49号)
「労基則」	労働基準法施行規則(昭和22年厚生省令第23号)
「労安法」	労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)
「労安則」	労働安全衛生規則(昭和47年労働省令32号)
「優先入所指針」	平成30年4月1日 川口市特別養護老人ホーム優先入所指針
「H27. 4. 1Q&A」	平成 27 年度介護報酬改定に関する Q&A (厚労省事務連絡)
「H30. 3. 23Q&A」	平成 30 年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1) (厚労省事務連絡)
「平 26 老高発 2・老振発 1	老人福祉施設等における医薬品の使用の介助について
・老老発 1・薬食安発 3」	(平成26年10月1日付け老高発第2号・老振発第1号・老老発第1号・
	薬食安発第3号厚生労働省老健局高齢者支援・振興・老人保健課長及び
	医薬食品局安全対策課長連名)
「高齢者虐待防止法」	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
	(平成17年法律第124号)
「介護サービス事業者のための	危機管理マニュアル作成指針」
(平成30年4月川口市福祉部分	<b>)護保険課)</b>

# 介護サービス事業者 自主点検表

## 目 次

第1	基本方針	•	•	•	•	•	1
第2	人員に関する基準	•	•	•	•	•	4
第3	設備に関する基準	•	•	•	•	•	S
第4	運営に関する基準	•	•	•	•	•	1 2
第5	介護給付費の算定及び取扱い		•	•	•		5 5

★下記の基準・通知・問答は、「常勤換算」の取扱いに関する基本的考え方を示していますので、事業所ごとの勤務表作成上の参考として下さい。

- ・指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第39号)(抄) 第2条第3項 第一項の<u>常勤換算方法とは</u>、当該従業者のそれぞれの勤務<u>延時間数の総数</u>を当該指定介護 老人福祉施設において<u>常勤の従業者が勤務すべき時間数で除する</u>ことにより常勤の従業者の員数に換算する 方法をいう。
- ・指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護 に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項 について(平成 12 年 3 月 8 日老企第 40 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)(抄)

第2の1(4) 常勤換算方法による職員数の算定方法について

<u>暦月</u>ごとの職員の<u>勤務延時間数</u>を、当該事業所又は施設において<u>常勤の職員が勤務すべき時間で除する</u>ことによって算定するものとし、<u>小数点第2位以下を切り捨てる</u>ものとする。なお、やむを得ない事情により、配置されていた職員数が一時的に一割の範囲内で減少した場合は、1月を超えない期間内に職員が補充されれば、職員数が減少しなかったものとみなすこととする。

#### H14.3.28 事務連絡 運営基準等に係る Q&A

- Q: 常勤換算方法により算定される従業者が<u>出張</u>したり、また<u>休暇</u>を取った場合に、その出張や休暇に 係る時間は勤務時間としてカウントするのか。
- A: 常勤換算方法とは、非常勤の従業者について「事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、常勤の従業者の員数に換算する方法」(居宅サービス運営基準第2条第8号等)であり、また、「勤務延時間数」とは、「勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間(又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間(待機の時間を含む))として明確に位置づけられている時間の合計数」である(居宅サービス運営基準解釈通知第2-2-(2)等)。

以上から、<u>非常勤の従業者の休暇や出張</u>(以下「休暇等」)<u>の時間は、</u>サービス提供に従事する時間とはいえないので、常勤換算する場合の勤務延時間数には含めない。

なお、<u>常勤の従業者</u>(事業所において居宅サービス運営基準解釈通知第2-2-(3) における勤務体制を 定められている者をいう。) <u>の休暇等の期間</u>についてはその期間が<u>暦月で1月を超えるものでない限り</u>、<u>常</u> 勤の従業者として勤務したものとして取り扱うものとする。

- (注)上記の問答から、常勤の従業者については、指定休や有休、振替休など正規の休暇等で暦月ごとの勤務延べ時間数が変動しても、<u>常勤換算上</u>はその都度計算することなく「1人」(1.0)とすることができます。(暦月で1月以上の休暇等の場合を除く)
- ※ 常勤・非常勤の従業者とも「1.0」が上限となります。(例:常勤職員の残業時間を常勤換算として計上することは認められません。) (平 12 老企 43 第 2 の 6 の (2))

#### 従来型施設の職員の配置状況について (令和 年 月末現在)

施設電別		老人ホーム 期を含む)		(所生活介護 ・無 )	特別養護老人ホームと 併設短期の合計数			
入 所 定 員		人		人		人		
(直近在籍者数)	(	)	(	)	(	)		
前年度入所者数	(注1)	人		人	(注2)	人		
配置すべき職種	配置基準	配置数	配置基準	配置数	配置基準	配置数		
管理者 (施設長)								
医師								
生活相談員 (うち常勤)	( )	( )	(注3)	( )	( )	( )		
①(含着護職員+⑥介護職員)								
a看護鎖								
(@のうち常勤)	( )	( )	(注4)	( )	( )	( )		
該当する加算こ〇	看護体制算	ΙΠ	看護体制算	ΙΠШIV				
(②のうち正看)	( )	( )	( )	( )	( )	( )		
⑥介護職員								
(Dのうち常勤)	( )	( )	(注3)	( )	( )	( )		
管理栄養士  栄養士	1以上		1以上		1以上			
機能制練管質								
該当する加算こ〇	個機制輸噴	í ( )	機調練销貨	萱噂( )				
介護支援専門員								
(うち常勤)	(1以上)	( )			(1以上)	( )		
事務職員								
調理職員(雇用者)								
調理韻(委託)								
清澗損								
宿直者	②雇用形態	【事務職員等・	宿直朝職員・	舞職 3	<b>直</b> 者数 人	/日		
その他	職名:	:	業務:					
(職名と業務が容)	職名:		業務:					

- ※この表を作成する根拠となる「常勤換算表」は、別途作成してください。
- ※各基準の算定方法については、P4以降「第2人員に関する基準」に基づき作成してください。
- 注1:人員配置の算定に用いる「前年度入所者数」は、運営指導対象年度の前年度(4月1日〜翌年3月31日) の全利用者等の延数(=算定数)を前年度の日数で除した数とし、小数点第2位以下を切り上げます。(老 企 40(5)①)
- 注2:特別養護老人ホームに併設される短期入所生活介護については、特別養護老人ホームに必要とされる数の従業者に加えて併設短期の従業者を確保する必要があります。この場合、特別養護老人ホームと併設短期の利用者数を合算して、職員の配置数及び夜勤数を算出します。(条例第79号第130条第4項)
- 注3:併設短期の生活相談員並びに介護職員及び看護職員のそれぞれのうち1人は常勤でなければなりません。ただし、併設短期の「定員」が20人未満の場合は、この限りではありません。
- 注4:看護職員、介護職員の配置数については、常勤換算方法 (P2及び P5を参照) で記入してください。

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
第1 基本方針	<del>!</del>		
	(1) 事業運営の方針は、基本方針に沿ったものとなっていますか。	□いる □いない	法第87条 第1項
	※ 指定介護老人福祉施設(以下「指定施設」という)は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものです。		法第87条第1項条例第81号第3条第1項
	(2) 運営規程、パンフレットなど利用者に説明する書面は、法令、規則等に則した内容となっていますか。	□いる □いない	
	(3) 入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って指定介護福祉施設サービス(以下「指定施設サービス」という。) の提供に努めていますか。		条例第81号第3 条第2項
	(4) 明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを 重視した運営を行い、市町村等、居宅介護支援事業者、居宅サ ービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又 は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めています か。		条例第81号第3条第3項
	(5) 入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか(令和6年3月31日までの間は、努力義務とされています)。		条例第81号第3 条第4項
	(6) 施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2 第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活 用し、適切かつ有効に行うよう努めていますか。		条例第81号第3 条第5項
1 基準省令の 性格	(1) 基準省令は、指定施設が、目的を達成するために必要な最低 限度の基準を定めたものであることを念頭に、その運営の向上 に努めていますか。		平12老企43 第1の1
	(2) 指定施設が運営開始後、基準省令に違反することが明らかになった場合は市長の指導等の対象となり、その指導に従わない場合は、指定を取り消すことができるものとされています。 これらの法令遵守義務を念頭に運営していますか。		平12老企43 第1の2
	※ 次に掲げる場合には、基準省令に従った適正な運営ができなくなったものとして、指直ちに指定を取り消すことができるものとされています。		
	<ul><li>① 次に掲げるときその他の指定施設が自己の利益を図るため に基準に違反したとき。</li><li>イ 指定施設サービスの提供に際して入所者が負担すべき額</li></ul>		平12老企43 第1の2の① ②、③
	の支払を適正に受けなかったとき。 ロ 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護者に 対して自らの施設を紹介することの対償として、金品その 他の財産上の利益を供与したとき。		
	ハ 居宅介護支援事業者又はその従業者から、自らの施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財		

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
	産上の利益を収受したとき。 ② 入所者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるとき。 ③ その他①及び②に準ずる重大かつ明白な基準省令違反があったとき。		
2 用語の定義	※ 「常勤換算方法」 常勤換算方法は、指定施設の従業者の勤務延時間数(下記「勤務延時間数」参照)を当該施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)で除することにより、当該施設の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいいます。 ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第13条第1項に規定する措置(以下「母性健康管理措置」という。)又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。)第23条第1項、同条第3項又は同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置(以下「育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置」という。)が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従事者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とします。		平12老企43第2の6の(1)
	<ul><li>※「常勤換算方法による職員数の算定方法」</li><li>(1) 常勤換算方法について、このとおり計算していますか。</li><li>※ 貴施設の常勤の従業者が勤務すべき就業規則上の勤務時間を 記入して下さい。</li></ul>	□いる□いない	
	週・月 ( )時間 配置すべき職員数の常勤換算は、暦月ごとの職員の勤務延時間 数を、当該事業所又は施設において常勤の職員が勤務すべき時間 で除することによって算定していますか。 その際、小数点第2位以下を切り捨てていますか。	□いる □いない □いる	平12老企40 第2の1の(4)
	<ul> <li>*※ 指導監査月直近の暦月の常勤換算に用いる時間数を記入してください。</li> <li>// 月 時間</li> <li>(注:配置基準を満たしていたかは、実績ベースの勤務表が根拠となります。(「31 勤務体制の確保等」P36 参照))</li> </ul>	しいない	
	(2) 勤務延時間数は次のとおり計算してください。 常勤換算に使用する「勤務延時間数」は、勤務表上、当該指 定施設サービスの提供に従事する時間として明確に位置付けら れている時間の合計数としていますか。 なお、従業者1人につき、勤務延時間数に算入することがで きる時間数は、当該施設において常勤の従業者が勤務すべき勤	□いる □いない □いる □いない	平12 老企43 第2 の6 平12 老企43 第2 の6 の(2)
	務時間数を上限としていますか。		

自主点検項目 自 主 点 検 の ポ イ ン ト 根 拠

(3) 常勤・非常勤について、次のとおり取り扱っていますか。

□いる 平12 老企43 □いない 第2 の6 の(3)

※ 「常勤」

「常勤」とは、当該指定施設における勤務時間が、当該施設に おいて定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(1週間 に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とす る。)に達していることをいいます。

ただし、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられた者については、利用者の処遇に支障がない体制が整っている場合は、例外的に常勤の従業員が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことが可能です。

当該施設に併設される事業所の職務であって、当該施設の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものとして扱われます。

例えば、指定施設に指定通所介護事業所が併設されている場合、 指定施設の管理者と指定通所介護事業所の管理者を兼務している 者は、その勤務時間の合計が所定の時間数に達していれば、常勤 要件を満たすこととなります。

また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条に規定する休業(以下「産前産後休業」という。)、母性健康管理措置、育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業(以下「育児休業」という。)、同条第2号に規定する介護休業(以下「介護休業」という。)、同法第23条第2項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第24条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定により同項第2号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業(以下「育児休業に準ずる休業」という。)を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能です。

注1 介護保険では、勤務表上、上記の常勤時間に達している従 業者は、雇用形態に関わらず「常勤」となります。

従って、例えば、その事業所の正規職員の勤務すべき時間 が週 40 時間であった場合、雇用契約上はパート職員であっ ても、当該職種の業務について週 40 時間の勤務契約を締結 し、勤務表上、当該時間を満たす勤務が位置づけられていれ ば、「常勤」として扱われます。

- 注2 なお、同一建物内の同一法人でも、併設されている通所介護や居宅の事業所など、別事業所の職員を兼ねている場合 (勤務表に位置づけられている場合)は、その時間については特別養護老人ホームの勤務時間とは見なされないため、正規職員でも「非常勤」となります。(空床短期入所は、別事業所とは扱われません。)
- 注3 同一事業所内で複数の業務を兼ねている場合、合計して常 勤が勤務すべき時間に達していれば、「常勤」となります。 ただし、ある業務に「常勤かつ専従(「専ら」と表現されて いること。)」の条件が付された場合は、その他の業務を兼ね ると条件を満たさなくなります。

自主点検項目	自	主	点	検	0	ポ	イ	ン	ト		根拠
	(4) 「真 か。	<b>∮ら従事</b>	する」	従業者	につい	て、次	のとお	り扱っ	ていま	<b>す</b> □いる □いない	平12老企43 第2の6の(4)
		らその職 従事する				てサ	ービス	、提供時	間帯を	````	
	じて当該しす。		_								
			引をい			• •					
	専従を求められる職員について、同時並行的に行われるもので ない職務について、特別養護老人ホームの従事時間帯以外である									H27. 4. 1Q&A N0130~133	
	ことを勤務表等で明記したうえで、従事することはできます。なお、これにより「常勤」に必要な時間を満たさなくなった職員は常勤ではなくなりますので注意してください。									-	
	注 看護 位置づ	職員を けたとる								□いない □いる	
	位置つ	がけている	<b>ません</b> 7	か。							
	1	「専ら」「常勤の」という加算要件がありますので、配置基準 上の看護職員数には算入できません。									
	<u>(I)</u>	<sup>護職員が</sup> 及び(IV 望に、≟	7(併割	<b>没短期</b> 。	入所生活	5介護)	)の加	算要件	として		H21.3.23 平成 21 年 改 定 関 係 Q&Avol.1間83
	間を含	めている	<b>ません</b> 7	か。							
	<ul><li>※ 当該</li><li>時間を</li></ul>	加昇の』   区分する				と機能	訓練指	i 导貝 兼	務の使	<del>事</del>	
第2 人員に	関する基準	Ī									
	※ 人員 の算定	基準に満 及び取扱		.,. ,			いは「	第5介	護給付	費	
1 医師		所者に対 を配置し			及び療剤	<b>髪上の</b>	指導を	行うた	めに必!	<b>要</b> □いる □いない	条例第 81 号 第 4 条第 1 項 第 1 号
	(2) 嘱託	医の契約	りを締約	結して	いますが	<b>か。</b>			. 1	□いる □いない	
	ng ac co	`					(複数	の場合	)		
		の氏名									
	契約年										
		勤務先									
	専門科										
		報酬)額 									
		(曜日)									
		務日数									
	月の勤	)務時間									

自主点検項目	自	主点	京 検	の	ポ	イ	ン	<u>۲</u>		根	拠
短期入所を併設する特別養護老人ホームにお	ては、 併設短	特別養護 期の従業	ホームに  を人ホーム 者を確保す	に必要 する必要	更とされ 要があり	る数の? ます。	<b>洋業者</b>	こ加えて		条例第 7 130 条第 4	4項
ける生活相談員、 介護職員、看護職 員の員数の留意点	員数は て、職	、特別養 員の配置	設短期の生 護老人ホ <sup>・</sup> 数及び夜糞	ームと 動数を算	併設短期 第出しま	朝の利月:す。	月者数 <i>を</i>	を合算し		平11 老金 第3 の8 0 ②ハ	D1 (1)
2 生活相談員	(1) 入所 ていま		100 又は	その端	数を増す	すごとに	- 1 以_	上配置し	□いる □いない	条例第81 条第1項 平12老 第2の1	第2号
	該当す 者とし	る者又は ています	. •	等以上	の能力	を有する	ると認め	められる		条例第61 条第2項	
	① 学 (z 校	ア 社会福祉法第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当する者 ① 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に基づく大学、旧大学令(大正 7 年勅令第 388 号)に基づく大学、旧高等学校令(大正 7 年勅令第 389 号)に基づく高等学校又は旧専門学校令(明治 36 年勅令第 61 号)に基づく専門学校において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて									法第 19
	② 修		知事の指 士	定する	養成機	関又は詞	構習会∉	の課程を			
	格	した者	大臣の指 ④に掲げ								
	イ こ 市で	れと同等.は、介護	として厚生 以上の能力 支援専門員	りを有っ	すると認	ぬられ	るもの				
		て認めて相談員は	います。 <b>常勤の者</b> る	を配置	していま	<b>きすか。</b>			□いる □いない	条例第81 第4条第	-
	-		えて配備しの業務							平12老金第2の(1)	
	生活	相談員の	氏名		保	有資格					
3 介護職員又 は看護職員	併設短	期入所の	で、入所者 利用者の記 以上配置し	けで前4	年度の平					条例第81 条第1項 ア	
	たして ※ 看護耶 人未満の 入所者)	<b>いますか</b> 戦員の基準 の特別養護	- 単に係る入 <u>養老人ホー</u> 川用の短期	.所者の · <u>ム</u> につ	)数は、 )いては	併設短期 、特別3	期入所の 養護老 <i>。</i>	<u>の定員が</u> 人ホーム	□いない	条例第81 条第1項 イ 平12老位 第2の20 の3	第3号 ≥40

自主点検項目	自	主	点格	食 の	ポ	1	ン	1		根拠	ļ
	②入原 ③入原	斤者数が		常勤換常勤換常勤換	算方法で 算方法で 算方法で 算方法で り又は端	で2以上 で3以上 で3に加	ニ ニ 叩え、入				
	いては		所の定員か 短期入所事 すか。								
	(3) 看	護職員の	)うち1人	以上は常勤	勧の職員	を配置	してい	ますか	<b>、</b> □いる □いな		第
			実習生の						□いる□いな		
			技能実習の ド関係法令								
	の局	長通知 <i>σ</i>	実習生の	しています	すか。				□いな		
	実習生 作業に いて (抄)	三の保護 三特有の三 (社援発)	についてタ に関する注 事情に鑑み 0929 第 4 <sup>1</sup> 習生の配置	は律施行規 →て事業所 号・老発 0	則に規算 f管大臣z 1929 第 2	定する物 が定める 2号 H29	特定の呼る基準 9.9.29	職種及等」に	びつ		
	1 1	護施設	音生の配置 等における <u>②に該当</u> す	報酬上の	配置基準	準の取扱	及いにつ				
	<u>い</u> とす	ること。									
	<u>È</u>	6月を	習を行わせ 経過した者 能力試験σ	í					_		
	7	だに実施 いる者 (略)	された審査	でにあっ で	ては、2	級又は	1級)(	に合格	L		
4 栄養士、 管理栄養士	栄養士	又は管	理栄養士を	1 以上配	置してし	いますた	<b>'</b> '。		□いる □いな	1.1.2.2.1.	
	は、他 ること 場合で 管理栄 上記	1の社会 により であって、 養士を せただし	居定員が 温を 温を 温を 温を 温を 温を はた に はた はた に に に に に に に に に に に に に	等の栄養士 )効果的な )処遇に支 とができ その他の社	: 又は管理 に 運営を に に に に に に に に に に に に に	理栄養 : 期待する いときに 施設や別	士とのi ること i は、栄 病院等	連携を ができ 養士又 の栄養:	図 る は 士	平12 老企 43 第2 の2	3
			刃な栄養指								

自主点検項目	自 主 点	検の	ポーイ	× ト		根拠
5 機能訓練指導員	(1) 機能訓練指導員	を1以上配置して	<b>こいますか。</b>		□いる □いない	条例第81号第4 条第1項第5号
	(2) 機能訓練指導員 看護職員、柔道整征 又は灸師(※)の ※ はり師及び灸師に	复師、あん摩マッ 資格を有する者を	サージ指圧師、 を充てています	. はり師 (※ か。	<b>()</b> □いない	平12 老企43 第2 の3
	覚士、看護職員、柔格を有する機能訓練 し、機能訓練指導に	送道整復師又はあ 東指導員を配置し 従事した経験を	ん摩マッサー した事業所で ( 有する者に限り	ジ指圧師の 6月以上勤 ります。	資 務	
	<ul><li>(3) 個別機能訓練加いて、看護職員を当して配置している場員として扱うことは</li></ul>	i該加算に係る常 合、その職員を	勤専従の機能 配置基準にお	訓練指導員	<b>と</b> □いる	
	※ 個別機能訓練加算 員としてのみ位置で きません。このよう 作成されていますか	がけられ、看護職 な取り扱いを踏 ^。	員としては勤	務表に記載	で 口いない	
	※ 機能訓練指導員に		1.6 ++	1 76 77 46		
	氏 名	資		が務形態 グ・兼務		
				従・兼務		
	【 ※ 個別機能訓練加第 ください。	<u> </u> [を算定していな	· ·		7	
6 介護支援専門員		援専門員を配置し 数が増すごとに 1			<b>数</b> □いる □いない	条例第81号第4 条第1項第6号
	(2) 専ら介護支援専 配置していますか。		事する常勤の	者を1人以.	<b>上</b> □いる □いない	平12 老企43 第2 の4 の(1)
	※ 入所者の処遇に支 に従事することがて 援専門員の配置によ ととなると同時に、 当該介護支援専門員	で で で で きます。この場 で り、介護支援専 兼務を行う他の	合、兼務を行 門員の配置基 職務に係る常	う当該介護 準を満たす 動換算上も、	支 こ 、	平12 老企43 第2 の4 の(2)
	間として算入するこ (3) 居宅介護支援事		声明昌レの第3	& た 行って	<b>い</b> □いない	平12 老企43
	ませんか。	米有の月 改义版・	寺! ]貝Cの本4	がでリンし	□いる	第2の4の(2)
	※ ただし、入所者が 非常勤の介護支援専					
	※ 特別養護老人ホー	-ムの介護支援専	門員について			
	氏 名	勤務形態	有効期間満	了日		
		専従・兼務	年	月 日		
		専従・兼務	年	月 日		
7 入所者数の 扱い	(1) 従業者の員数を 値としていますか。		【所者の数は、]	前年度の平	<b>均</b> □いる □いない	条例第81号 第4条第2項

自主点検項目	自 主	点 検	Ø :	ポーイン	}		根拠
				所者延数を当該前 位以下を切り上け			平12 老企43 第2 の6 の(5) の ①
				た場合、減床した より入所者の数を			平12老企43 第2の6の(5)の ②、③
8 夜勤職員の 基準		□いる□いない	平12厚告29 5のイの(1)				
	※ 夜勤の配置	基準					
	夜勤	の配置基準		貴施設の状況			平12老企40
	前年度の入所者	数夜	勤を行う	介護・看護職員数	(		第2の1の(6)
	25人以下	1人		前年度入所者数	:		
	26~60人	2人					
	61~80人	3人			人		
	81~100	人 4人		基準数:	人		
	101人以上		加えて、 とに1人	配置数:	人		
	定します。 ※ 貴施設の夜	勤時間帯を記	入して下	事業所または施設 さい。(貴施設にま ご注意ください。)	おける夜勤		
	ľ	:	~	:	1		
				人ホーム(空床短 ト数点以下は切り			
	D 4774 1742 4	··		数ではなく、夜勤 数を加算に係る夜			
	※ 「併設事業所」とは、特別養護老人ホーム等と同一敷地内又は 隣接する敷地において、サービスの提供、夜勤を行う職員の配置等が特別養護老人ホーム等と一体的に行われている短期入所生活介護事業所を指します。(川口市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成29年川口市条例第79号)第130条第4項)						平12老企40 第2の2の(3)の ①
9 管理宿直者	直接処遇職員の	の夜勤者とは	別に、宿	直者を配置してい	いますか。	□いる □いない	昭62社施107 5の(1)のイ
	準第4号二又	は第5号ハを ち1以上の者	満たす夜	職員の勤務条件に 勤職員を配置し、 おける防火管理の	かつ当該		平12老発214第4の11の(2)
	【参考】27 年度	報酬改定Q&	λΑ (Vol.	1) 問 137			H27. 4. 1Q&A
	問: 夜勤職」 くてもよい		算定して	いれば、宿直員を	を配置しな		NO. 137

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
	答: 夜勤職員配置加算の算定の有無にかかわらず、 <u>現に夜勤</u> 職員が加配されている時間帯については、宿直員の配置が 不要となるものである。		
	※ 管理宿直の形態に☑をつけてください。		
	□事務職員等  □宿直専門職員  □委託職員		
	(職員宿直) (賃金雇用職員) (業務委託)		
第3 設備に	関する基準		
1 設備	(1) 次の設備を備えていますか。(備えている設備に図してくだ		法第87条
	さい。) ① 居室		条例第81号第 5条第1項
			条例第61号第
	② 静養室		10条第3項
	③ 食堂		
	④ 浴室		_
	⑤ 洗面設備 		
	⑥ 便所		_
	<ul><li>⑦ 医務室</li></ul>		
	⑧ 調理室		
	⑨ 介護職員室		
	<ul><li>⑩ 看護職員室</li></ul>		
	① 機能訓練室		
	⑫ 面談室		
	⑬ 洗濯室又は洗濯場		
	<ul><li>④ 汚物処理室</li></ul>		_
	15 介護材料室		
	⑤ 上記①~⑤に掲げるもののほか、事務室その他運営に必要		
	な部屋		
2 設備の基準	※ 設備の基準については、それぞれ整備年度により各種の経過		
	措置がありますが、この点検表では原則として基本事項のみ記		
( )	載します。		to traditate and to take
(居室)	(1) 1 つの居室の定員は 1 人となっていますか。ただし、市長が 認める場合は、4 人以下になっていますか。	□いる □いない	条例第61号第 10条第4項第1
	166の公物口は、十八以下になっているりか。		
	(2) 居室を地階に設けていませんか。	□いない	-
		□いる	
	(3) 入所者一人当たりの床面積は、10.65 ㎡以上となっています		]
	A CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR	□いない	
	に経過措置を適用する場合の居室面積については壁芯で測定 します。)		
	(4) 寝台又はこれに代わる設備を備えていますか。	□いる	1
		□いない	
	(5) 居室には1以上の出入口が、避難上有効な空地、廊下又は広		]
	間に直接面して設けられていますか。	□いない	
	(6) 居室の床面積の14分の1以上に相当する面積を、直接外気		
	に面して開放できるようにしていますか。	□いない	

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
	(7) 入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えて いますか。	□いる □いない	
	(8) ナースコール (ブザー又はこれに代わる設備) を設けていますか。	□いる □いない	
	① ナースコールの作動確認をしていますか。	□いる □いない	
	② ナースコールにすぐ対応できる体制となっていますか。	□いる □いない	
(静養室)	(1) 介護職員室又は看護職員室に近接して設けていますか。	□いる □いない	条例第61号第10 条第4項第2号
	(2) 静養室を地階に設けていませんか。	□いない □いる	
	(3) 寝台又はこれに代わる設備を備えていますか。	□いる □いない	-
	(4) 静養室には1以上の出入口が、避難上有効な空地、廊下又は 広間に直接面して設けられていますか。	□いる □いない	
	(5) 居室の床面積の 14 分の 1 以上に相当する面積を、直接外気 に面して開放できるようにしていますか。	□いる □いない	
	(6) 入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えて いますか。	□いる □いない	
	(7) ナースコール (ブザー又はこれに代わる設備) を設けていま すか。	□いる □いない	
(食堂及び機能訓練室)	(1) それぞれ必要な広さを有するとともに、食堂と機能訓練室を 合計した面積は、3㎡に入所定員を乗じた面積以上となってい ますか。(内法で計ります。)		条例第61号第10 条第4項第9号
	(2) 食堂と機能訓練室を兼ねている場合は、食事の提供及び機能 訓練に支障がない広さを確保できていますか。	□いる □いない	
	(3) 必要な備品を備えていますか。	□いる □いない	
(浴室)	要介護者が入浴するのに適したものとなっていますか。	□いる □いない	条例第61号第10 条第4項第3号
(洗面設備)	(1) 居室のある階ごとに設けられていますか。	□いる □いない	条例第61号第10 条第4項第4号
	(2) 要介護者が使用するのに適したものとなっていますか。	□いる □いない	
(便所)	(1) 居室のある階ごとに居室に近接して設けられていますか。	□いる □いない	条例第61号第10 条第4項第5号
	(2) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が 使用するのに適したものとなっていますか。	□いる □いない	
(医務室)	(1) 医療法第 1 条の 5 第 2 項に規定する診療所となっていますか。	□いる □いない	条例第61号第10 条第4項第6号
	※診療所の管理者(医師)名		
	医師名  所属病院・医院名		
	(2) 入所者を診療するために必要な医薬品や医療機器を備える ほか、必要に応じて臨床検査設備を設けていますか。	□いる □いない	

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
(調理室)	食器、調理器具等を消毒する設備、食器、食品等を清潔に保管 する設備並びに防虫及び防鼠の設備を設けていますか。	□いる □いない	平12 老発214 第2の1の(8)
(介護職員室)	(1) 居室のある階ごとに居室に近接して設けられていますか。	□いる □いない	条例第61号第10 条第4項第8号
	(2) 必要な備品を備えていますか。	□いる □いない	
(汚物処理室)	(1) 他の設備と区分された一定のスペースを有していますか。	□いる □いない	平12 老発214第2の1の(9)
	(2) 換気及び衛生管理等に十分配慮していますか。	□いる □いない	
(構造等)	(1) 便所等の面積又は数の定めがない設備は、それぞれの設備の 持つ機能を十分に発揮しうる適当な広さ又は数を確保してい ますか。	□いる □いない	平12 老発214 第2の1の(4)
	(2) 焼却炉、浄化槽、その他の汚物処理設備及び便槽を設ける場合には、居室、静養室、食堂及び調理室から相当の距離を隔て て設けていますか。	□いる □いない	平12 老発214 第2の1の(10)
	(3) 居室、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室は、3階以上の階 に設けていませんか。	□いない □いる	条例第61号第 10条第5項
	※ ただし、次の各項のいずれにも該当する建物に設けられる場合は、この限りではありません。		
	1 居室、静養室等のある3階以上の各階に通ずる特別避難階段を2以上(防災上有効な傾斜路を有する場合又は車いす若しく		
	はストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、1以上)有すること。		
	2 3階以上の階にある居室、静養室等及びこれから地上に通ず る廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げ を不燃材料でしていること。		
	3 居室、静養室等のある3階以上の各階が耐火構造の壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備により防災上有効に区画されていること。		
(その他の設 備の基準等)	(1) 片廊下は 1.8m以上、中廊下は 2.7m以上(いずれも手すり の内側から計測する。)となっていますか。	□いる □いない	条例第61号第10 条第6項第1号
	※ 中廊下とは、廊下の両側に居室、静養室等入所者の日常生活 に直接使用する設備のある廊下を言います。		平12老企43 第3の2
	(2) 廊下、便所その他必要な場所には常夜灯を設けていますか。	□いる □いない	条例第61号第10 条第6項第2号
	(3) 廊下及び階段には手すりを設けていますか。	□いる □いない	条例第61号第10 条第6項第3号
	(4) 階段の傾斜は、緩やかにしていますか。	□いる □いない	条例第61号第10 条第6項第4号
	(5) 居室、静養室等が2階以上の階にある場合は、1か所以上の 傾斜路を設けていますか。	□いる □いない	条例第61号第10 条第6項第5号
	※ ただし、エレベータを設ける場合はこの限りではありません。		
(構造及び消 火設備等)	(1) 建物は耐火建築物になっていますか。	□いる □いない	条例第61号第 10条第1項

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
	※ ただし、入所者の日常生活に充てられる場所を2階以上の階及び地階のいずれにも設けていない建物は、準耐火建築物とすることができます。		
	(2) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備(消防法その他の法令等に規定された設備)を設けていますか。	□いる □いない	条例第81号第5 条第1項第9号 平12老企43第3 の3
3 設備等の留 意事項	(1) 入所者等が選定する特別な居室の定員は1人又は2人になっていますか。	□いる □いない	平12厚告123第1号の1~の(1)
	(2) 特別な居室の定員の合計数が入所定員のおおむね5割を超 えていませんか。	□いない □いる	平12厚告123第1号の(2)
	(3) 特別な居室の入所者 1 人当たりの床面積は 10.65 ㎡以上と なっていますか。	□いる □いない	平12厚告123第1号のへの(3)
	(4) 特別な居室の施設、設備等は、利用料のほかに特別な居室の 提供を行ったことに伴い必要となる費用の支払いを入所者等 から受けるのにふさわしいものとなっていますか。		平12厚告123第1号のへの(4)
	※ 特別な室料の支払いを受けるのにふさわしい「他と異なる設備等」について、記載してください。		
	(例) テレビの設置、電動ベッドの配置、床材の違い、 応接セットの配置、間取りの広さ、など		
	(5) 特別な居室の提供は、入所者等への情報提供を前提として入 所者等の選択に基づいて行われていますか(サービス提供上の 必要性から行われるものでないこと。)。		平12 厚告 123 第1 号のへの(5)
	(6) 特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用の額は、運営規程に定められていますか。	□いる □いない	平12厚告123第1号の1~の(6)
(定員)	入所定員は、特別養護老人ホームの専用の居室のベッド数(和 室利用の場合は、その居室の利用人員数)と同数となっています か。		平12 老発214 第1 の6 の(1)
(他施設の利 用)	同一敷地内に他の社会福祉施設等が設置されている場合等で、 その利用により特別養護老人ホームの効果的な運営が図られ、か つ、入所者の処遇に支障がない場合に限り、入所者が日常継続的 に使用する設備以外の調理室等の設備について、その一部を設け ないことができますが、適合していますか。	□いる □いない	平12 老発214 第2 の1 の(3)
第4 運営に	関する基準		
<ul><li>1 介護保険等 関連情報の活 用とPDCA サイクルの推 進について</li></ul>	基準省令第1条の2第5項は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、施設単位でPDCAサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めなければならないこととしたものです。		平12老企43 第4の1
	この場合において、「科学的介護情報システム(LIFE:Long- term care Information system For Evidence)」に情報を提出し、 当該情報及びフィードバック情報を活用することが望ましい。		
2 内容及び手	(1) 入所者に対し適切な指定施設サービスを提供するため、その	□いる	条例第81号第

自主点検項目	自 主	点	検の	ポ	イ	ン	٢		根	拠
続きの説明及び同意	し、「当該 「事故発生 状況(実施 の名称、討 選択するか	指定施設の E時の対 Eの有無、E Mの E Mの E Mの E Mの E Mの E Mの E Mの E Mの	· ·	の概要」、 理の年の は は い い に い で し し し し し し し し し し し し し し し し し し	「従業第」、「実験」、「実験」、「実験」、「実験」では、大学のでは、「大学である」では、	者の勤教 三者評( 施	所体の ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	□\\*\*\*\	6条第1 <sup>3</sup> 平12 老 第4の2	È43
	<ul><li>軽減等の観</li><li>置くべきと</li><li>と記載する</li></ul>	点から、 されている	見程を定め、 6員数を満た	るに当た	っては、	、条例に	こおいて		第4の26	
	きなど、利	<b>いますか</b> は、契約の 続き、賠 用者の権利	•	・ビスの 談・苦情 ラブルの	容、利対応、	用料金 契約の角	、利用料 解除手続	□いる □いない	社会福祉条第1項	
3 提供拒否の 禁止	(1) 正当な <del>す</del> か。	里由なく指	ὶ定施設サ−	-ビスの	是供を打	拒んでし	いません	□いない □いる	条例第81 7条	号第
	<ul><li>※ 上記の規 ならないこ を理由にサ 提供を拒 療の必要が スを提供す</li></ul>	とを規定し ービスの携 むことがで ある場合そ	したもので、 是供を拒否で できる正当れ その他入所を	、特に、 すること な理由が 者に対し	要介護を禁止である場	度や所行 するもの 合とは、	导の多寡 )です。 入院治		平12老 第4の3	È43
	を確認する も、一定の 当しません は、介護職	ことが必 場合を除 。こうし 員その他の	者の感染症! 要ですが、 き、サービ! た方が入所 ひ従業者に! しています	その結果 ス提供を する場合 対し、当記	感染症 断る正 には、	や既往 当な理! 感染対策	であって 由には該 <b>乗担当</b> 者		平12老位 の30の(	
4 サービス提 供困難時の対 応		対し自ら記 、適切な症	適切な便宜 病院若しく(	を提供す よ診療所	ること: 又は介	が困難 護老人	であると保健施設	□いる □いない	条例第81 8条	号第
5 受給資格等 の確認	者証の提示 護認定のす ※ 指定施設 ことができ るものです 提供の開始 保険者資格	を求め、 <b>「効期間を</b> サービスのは、 うることを 台に際し、 み み み な の は の の は の は の は の ま の は の は の ま の は の は の は の は の は の は に の に に に に に に に に に に に に に	供の申込が 被保険者資 確かめてい の利用に係る 要介護え、定 野ま者の で と と いこととし	格、要介。る要介のでは、要介のでは、要介のでは、要用にないでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、できない。	護認定 つき保 いる お に 保険認定 保険認定 に は に は に は に は に は に は に は に は に は に	の有無 険給付る 保険者に 施証によ	<b>及び要介</b> を受ける こ限られ ービス って、被	□いない 	条例第81 9条第1 <sup>3</sup> 平12 老 第4 の4	頁 全43
	(2) 上記の被	<b>と保険者証</b>	に認定審査	会意見か	で記載さ	れてい	るとき	□いる	条例第81	号第

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
	は、当該認定審査会意見に配慮した指定施設サービスを提供 するよう努めていますか。	口いない	9条第2項
6 要介護認定 の申請に係る 援助	(1) 入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認していますか。	□いる □いない	条例第81号第 10条第1項
	(2) 申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。	□いる □いない	条例第81号第 10条第1項
	(3) 要介護認定の更新の申請が、遅くとも要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行っていますか。	□いる □いない	条例第81号第 10条第2項
7 入退所	(1) 身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定施設サービスを提供していますか。	□いる □いない	条例第81号第 11条第1項
	(2) 入所申込者の数が、入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、指定施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めていますか。	□いる □いない	条例第81号第 11条第2項
(入所検討委 員会)	(3) 入所検討委員会を定期に開催し、指定施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させていますか。	□いる □いない	優先入所指針
	① 入所検討委員会の開催状況		
	・前年度開催回数又は頻度 月回 計回		
	<ul><li>・委員会に参加する職種(✓をつけて下さい)</li></ul>		
	□施設長 □生活相談員 □介護職員 □看護職員、		
	□介護支援専門員 □第三者委員 他( )		
	② 優先入所の取扱規程を制定していますか。	□いる □いない	
	また、この規程に特例入所に関する定め・様式はあります か。	□いる □いない	
	③ 入所希望者又は家族等と面接を行い、入所希望者の心身の 状況を確認していますか。	□いる □いない	
	④ 要介護1又は2の者からの申込があった場合、保険者市町 村に文書で報告していますか。	□いる □いない	
	⑤ 入所申込者に対し、入所順位決定の手続き及び入所の必要性を評価する基準等について説明を行い、文書による署名を受けていますか。	□いる □いない	
	⑥ 入所順位を決定するため、合議制の入所検討委員会を設置 していますか。	□いる □いない	
	⑦ 委員会は開催ごとに議事録を作成し、2年間保管していますか。また、議事録には順位決定に至るまでの審議内容(発言)が記載されていますか。		
	⑧ 委員には入所順位決定の公平性・中立性が保てるよう第三	□いる	-

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
	者を加えていますか。	□いない	
	第三者委員氏名 経 歴		
	(4) 入所申込者の入所に際しては、居宅介護支援事業者に対す	□いる	条例第81号第
	る照会等により、申込者の心身の状況、生活歴、病歴、指定 居宅サービス等の利用状況等の把握に努めていますか。	□いない	11条第3項
	(5) 入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、	□いる	条例第81号第
	居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて 定期的に検討していますか。	口いない	11条第4項
	(6) 上記の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職	□いる	条例第81号第
	員、介護支援専門員等の従業者の間で協議していますか。	□いない	11条第5項
	(7) 入所者が、心身の状況、その置かれている環境等に照ら し、居宅において日常生活を営むことができると認められる	□いる □いない	条例第81 号第 11 条第6 項
	場合は、入所者や家族の希望、退所後に置かれることとなる		
	環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な援助を行ってい ますか。		
	(8) 入所者の退所に際しては、居宅サービス計画の作成等の援	□いる	条例第81号第
	助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に	□いない	11条第7項
	努めるほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する 者との密接な連携に努めていますか。		
	(9) 貴施設の直近の待機者人数は何人いますか。		
	(月末現在 <u>人</u> )		
	(10) 貴施設の待機者リスト(入所申込者名簿)の更新頻度について。		
	(毎月・ か月に1回)		
8 サービス提	(1) 入所に際しては、入所者の被保険者証に入所の年月日並び	□いる	条例第81号第
供の記録	に入所している施設の種類及び名称を、退所に際しては退所 の年月日を記載していますか。	□いない	12条第1項
	(2) 指定施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサ ービスの内容等を記録していますか。	□いる □いない	条例第81号第 12条第2項
	<ul><li>※ 記録すべき事項</li></ul>		
	サービスの提供日、提供した具体的なサービスの内容、入所者の心身の状況、その他必要な事項		平12老企43第4 の7
9 利用料等の	(1) 法定代理受領サービスに該当する指定介護福祉施設サービ	□いる	条例第81号第
受領	スを提供した際には、入所者から利用料の一部として、当該指	□いない	13条第1項
	定介護福祉施設サービスに係る施設サービス費用基準額から 当該施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得		
	た額の支払いを受けていますか。		
	(2) 法定代理受領サービスに該当しない指定施設サービスを提		条例第81号第
	供した際に入所者から支払いを受ける利用料の額と、法定代理 受領サービスである指定施設サービスに係る費用の額との間		13条第2項
	受領サービスである指定施設サービスに係る賃用の額との間 に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設		
	けていませんか。		

自主点検項目	自 主 点	検	のポ	イン	ŀ		根拠
	(3) <b>次に掲げる費用</b> ア 食事の提供に			<b>ていませんか</b>	0	□いない □いる	条例第81号第 13条第3項
	イ 居住に要する	- , , - , , , ,	7				
	ウ厚生労働大臣	• • • • •	基準に基づ	き入所者が過	異定する特		
	別な居室の提供	を行ったこ	ことに伴い道	必要となる費	用		
	エー厚生労働大臣	,		G / /// / / / /			
	別な食事の提供	を行ったこ	ことに伴い返	公要となる費	用		
	オ理美容代	に担ばてょ	ののける	北台北流	びつりァムコ		
	カ 上記アからオ いて提供される <sup>。</sup>						
	なるものに係る						
	が適当と認めら	れるもの	(「その他の	)日常生活費.	] )		
-		カバー、紙	オムツ/オ	ムツや私物の	の洗濯代か		平12老企54
	どについては、入所	•	•				平12 老振25
	きません。 						老健94
	※ その他の日常生活				<b>安</b> 否		
	世界品費 日用品費	· ·	<u>の有無</u> ・ 無	金	類 円/日		
	預り金出納管理費	有	• 無		円/		
	理容代	1.1	• 無		円/回		
	美容代	1.4	· 無		円/回		
	特別公室料 個 室 2人室	<u>有</u> 有	<ul><li>無</li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li><li></li></ul>		円/日		
	特別な食事	有	· 無		円/回		
	その他	内容					
	※ 事業者等が、サー						「その他日常生
	動や行事のうち、法等機能訓練の一	/ <b>.</b>		V • • · - · ·			活費に係るQ&A」 H12.3.31 厚労省
	全員参加する定例				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		事務連絡
	に含まれることか	ら、別途和	川用者から費	費用徴収する	ことはで		
	きません。						
	※ 次のような名目で	での費用徴	収や取扱い	は不適切です	0		条例第81号第
	不適切な名目・	取扱い	不	適切な理由			13条第3項 平12老企54
	事務手数料、事務管			な名称であり	•		, == ==================================
	管理費 等		設が負担とれる。	すべき費用と	:見な 		
	私物の洗濯代			) 者の私物の			
				サービスです により外部の			
				店に取り継ぐ			
				ニング代を除	き、		
			徴収でき	ません。			

自主点検項目	自	主 点	検	カ	ポー	1	ン	<b>١</b>		根	拠
	とおり、 おける日	)カの費用 平成 12 年 常生活に要 扱っていま	3月30日 まする費用	老企第	;54 号ì	通知	「通所介	で護等に		平12老 第4の8 平12老	Ø(3)
	由な選	の他の日常 択に基づき る日常生活	、施設か	提供す	るサー	・ビス	の一環	として	□いる □いない	平12老	全54の1
	係のな 「その	が行う便宜 いもの( <b>和</b> 他の日常生	リ用者等の 三活費」と	嗜好品 区別し	の購入 ていま	.等) :すか	につい	ては、	□いる □いない		
		の他の日常 ビスと重複				の対	象とな	ってい	□いない □いる	平12老 の①	全54の2
	ない曖	食給付の対 を 味な名目!  用補償金等	こよる費用	引(お世	話料、	<b>管理</b> 協				平12者 の2	全54の2
		の他の日常 家族等の自							□いる □いない	平12老 の3	全54の2
	_	の他の日常に事前に一						_			
		の他の日常 めの実費相						る便宜を	□いる □いない	平12老 の4	全54の2
	設の運	の他の日常 営規程にお 重要事項と	いて定め	、サー	ビスの	選択に	こ資する	ると認め		平12老 の5	全54の2
	_	、「実費」 その他のE			-				□いる □いない		
		用の日用品 、すべての か。								平12老 別紙(7)の	
	(共用 用の雑	ての利用者 の談話室等 誌、新聞、 徴収してい	手にあるテ CD等の	· レビや 費用等)	カラオ	ケ設	備の使	用料、共	□いる	平12老別紙(7)の	
	に係る ら、お	を設の入所 費用につい むつ代を始 理費用等は	ヽては、保 ìめ、おむ	<b>険給付</b> のカバ・	の対象 一代及	とされびこれ	れている いらに化	ることか 系る洗濯	□いる	平12老 別紙(7)( 平12老 ・老健9	か <u>4</u> 振25
	たっては	)ア〜カに 、あらかじ び費用につ	め、入所	者又は	家族に	対し、	当該 <sup>-</sup>	ナービス	□いない	条例第8 13 条第5	
		)ア〜カに 徴収してい					重営規和	星と異な	□いない □いる	条例第8 28 条第4	

自主点検項目	自	主	点	検	Ø	ポ	イ	ン	1		根拠
	つき <i>そ</i> 厚生タ	その支払	いを受 (施行	ける際 規則第	<b>杀、当</b> 氰	亥支払い	をした	入所者	た費用に 新に対し、 より、領	·	法第48条第7項
	受けた 大臣 だ だス! 用の客 及びる	<ul><li>費用の が定める こ要した のした その他の このでは</li></ul>	額のう 基準に :費用を 00分の 費用の	ち、ii よりii 超え 10、2	k第 48 算定した る場合 0 又は 3分して	条第2 c費用の には現り 30に相 に記載し	項に規) 額(そ( こサーし 当する 、当該・	定する の さ な な な れ に 標 る そ の そ の そ の そ の た の に の に の に の に の に の に の に の に の に	支厚現要準の載払生にし負費しい労サた担用で	」 □いない - : : :	施行規則第82条
	別な負						•		居室や特 課税とし	<b>り</b> □いる □いない	消費税法第6条 消費税法施行令 第14条の2
	(10) 上 たし	記(3)ウ ていまっ		な室料	中を徴収	又する場	合には	、次の	基準を満	tij	平成12厚告123
		特別の原 受けるの						払いを	利用者が	<ul><li>□いる</li><li>□いない</li></ul>	
	1	特別な原	居室の	定員割	合が、	おおむね	a 50%を	超えた	ないこと。	<b>い</b> □いる □ いない	
		特別な原 一ビス打			• • • • • • • •		-		)であり. こと。	<ul><li>□いる</li><li>□いない</li></ul>	
	(11) 小 点を	口現金 <sup>5</sup> 厳守し						ついて	は、次の	)	平12老企54 別紙(7)の3
		責任者 ス れている			選定さ	れ、印	鑑と通	帳が別	々に保管	「□いる □いない	
		適切なり に行える							者により	」□いる □いない	
		入所者等 要な書類					、個人	別出納	台帳等、	□いる □いない	
	_	出納経理 を得てし			的に入	所者の	家族に	報告し	、その確	I □いる □いない	
	★詳しく	は「19-	(2) 入j	听者預	り金等	の取扱	い」参照	R			
10 居住費及び 食費			に対し	、その					は、入所者 り事前に	-	平17厚労告419
	(2) その います		容につ	いて、	入所者	等から	文書に、	より同	意を得て	<ul><li>□いる</li><li>□いない</li></ul>	平17厚芳告419 1のロ
			び変更	巨に関	し、運	営規程~	への記載	載を行	躰的内容. うととも	·	平17厚労告419
	(4) 居信 本とし ※ これ	<b>していま</b>	すか。							□いない	平17 厚労告 419 2 のイの(1)の (i)
	のうち 対象者 本とす	、定員が が利用で ること る	32人以 するも( とされ	人上ので のつい てきま	もの (多 ては、 したが	3床室) 光熱費 、平成 2	並びに に相当 <sup>2</sup> 7年8	従来型 する額 月から	、 個室特例 のみを基 多床室の 光熱水費		

自主点検項目	自	主	点	検	の	ポ	イ	ン	٢		_	根	拠
		に加え、 ていま		相当分	の負担	を居住	費とし	して求め	る改正	ゔ			
	ア	(のとお 利用者等 含む、公 丘隣地域	りとし が利用 X的助成	<b>ていま</b> するが えの有無	<b>きすか。</b> 拖設の発 無につい	建設費用 いても甚	月(修約 加案す	善費用、	維持費	清用	□いる □いない	1	学告419 の(2)の )
	(6) 食	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •					及び記	周理に係	る費用		□いる □いない	平17月 の2のI	<b>第</b> 告 419 ロ
	供に依		料は、	上記の	居住費	及び食		t特別な 是供に係			□いる □いない	平17月 の3	厚労告 419
11 保険給付の 請求のための 証明書の交付	法定代 用の支払 の他必要 入所者に	を受け と認め	た場合 られる	は、提 事項を	供した 記載し	サービ	スのは		用の額	[そ [	□いる □いない	条例第: 14条	81 号第
12 指定施設サ ービスの取扱 方針	悪化の		資する	よう、	その者	の心身	の状況	隻状態の 兄等に応	.—		□いる □いない	条例第 15 条第	81 号第 1 項
								基づき、 <b>\</b> ますか			□いる □いない	条例第 15 条第	81 号第 32 項
	は、懇	切丁寧( 必要な	こ行う	ことを	旨とし	、入所和	又は	)提供に その家が うに説明	族に対	し、 [	□いる □いない	条例第: 15 条第	81 号第 3 項
	※ 上記の び内容:				_			ごス計画	iの目標	逐		平12 老 第4 の	<b>企</b> 43 10の(1)
13 身体拘束の 禁止等	入所 <sup>2</sup> 合を関	1等の生	と命又は 体的拘	は身体	を保護	するた	め緊急	亥入所者 見やむを 削限する	得ない	場「	□いない □いる	条例第: 15 条第	81 号第 4項
	も等で	しない 縛る。	ように	、車い	すやい	す、ベ		こ体幹や	,	ひ		平13 老 身体拘 の手引	東ゼロへ
	ウ 自分	で降り	られなり	いよう	にベッ	ドを柵	(サイ		レ) で囲	む			
	エ 点滴 等で縛		栄養等	のチュ	ーブを	·抜かな	いよう	5 に、四	肢をひ	/f			
			ないよ			., .	-	うに、ま けるミト					
	カ 車い に、Y		,			•		ったりし vをつけ	-	: う			
	キ 立ち_ ク 脱衣					_,,,		/すを使序 <b>養</b> 衣(つた	, -0	を			

自主点検項目	自	主 点	検	Ø	ポ	イ	ン	٢		根拠
	着せる。 ケ 他人へ ひも等で コ 行動を サ 自分の	縛る。 落ち着か <sup>、</sup>								
	※ 緊急やを 身体拘束の ベット柵		<b>身体拘束</b> 人数 人				<b>)内容</b>  な取組	例		身体拘束ゼロへの手引き
	車椅子ベット	3	人							
	ミトンの使用	1	人							
	つなぎ服の物	b用	人							
	拘束帯の使用	1	人							
	その他		人							
	実人員		人							
	正化の 化検討	E4月から 催(下記①	策を検討 を設置し 化検討委 新たに、 )②)、指	<b>する委!</b> 、 <b>施設</b> 員会の 身体拖 針の整	<b>員会」(</b> 全体で 開催状活 財産実施 備(③)	<b>以下「身体拘</b> 兄等に 者の有 及び研	<b>身体的</b> 東廃止 ついて 「無に関 修の実	<b>拘束適正</b> に取り組 からず、 施(④)が	□いない	条例第81 号第 15 条第6項 平13 老発 155 の 3 平13 老発 155 の 5
		的拘束適 機器(以 ことがで	下「テレ	ビ電話	装置等	」とい	う。)	を活用し	口いない	条例第81号第15 条第6項第1号、 7項
	<ul><li>※ 身体的対 イムでの う。以下に 情報保護 人情報の対 情報システ ください。</li></ul>	画像を介 司じ。)を 委員会・『 適切な取打 テムの安	したコミ 活用して 厚生労働省 吸いのたる	ュニケ ご行うこ 省「医療 めのガィ	ーショ とがで ・介護 イダンス	ンが「     きます  関係事   ス」、厚	可能な 。この 業者に 生労働	幾器をい 際、個人 おける個 省「医療		平12老企43 第4の10の(3)
	② ①の結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底していますか。								□いる □いない	条例第81号第15 条第6項第1号
	③ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備していますか。								□いる □いない	条例第81号第15 条第6項第2号
		<b>養職員その</b> ○研修を定							□いる □いない	条例第81号第15 条第6項第3号
	※ 身体的	りまって	<b>├</b> 檢討委員	1 会の押	要等					平12孝企43第4

自主点検項目		自	主	点	検	Ø	ポ	イ	ン	1		根拠
	2	名	利	ř								Ø 10 (5)
		開 催	頻度	E	開催ルー	ツレ:						
	-	<b>構成メ</b>	ンバー	-	前年度開	<u></u> 催豆数						
						看護職員	、介護職		i、生活相	談員、		
		(該当者)	(CO)	1	計画担当その他(	介護支援	<b>溥門員</b> 、	栄養士、	事務局長	)		
		施設内職	遺研修	の実施	<b>恒数</b>			合計	<u> </u>	回		
	【身	体的拘	東適正	三化検	討委員	会につい	いて】					
	4		医師	、看		-			-		. □いる □いない	平12 老企43 第4 の10(3)
	(b)			-						るととも		
		こ、専日 ますか。		本的排	句束等通	<b>直正化</b> 対	応策を	担当する	る者を気	目めてい	□いない	
											□いる	
										取り扱 kを設置	·	
								_		で、改造して差し		
		支えあ!										
										責任者で っること	<b>I</b>	
	が		いで			-				らず 考え	<b>I</b>	
	*	介護職	員等~		司知・徹	底等が	要件と	されてい	いるのは	は、身体		
										後の再		
	1		_		_	,のであ :に留意				公司 ど日		
		身体的 みを想				員会でに	ま、具体	的には	欠のよう	うな取り		
	1	身体的	拘束等	等につ	ついて報	告する	ための	<b></b>	を備する	らこと。		
	状	況、背	景等を	記録	,,,,,					こにその 本的拘束		
	_			-	・ 上検討委 fするこ		おいて	、 ②1Z 。	より報告	占された	-	
	5	分析し、	、身体	的拘	東等の	、身体 発生原因 策を検言	因、結果	い等を取		だ況等を め、当		
			. —	•		結果を	• / -	Ü	放底する	らこと。		
	6	適正化	策を調	構じた	と後に、	その効	果につ	ハて評価	<b>近</b> するこ	と。		
	【身	体的拘	]束等@	の適コ	三化のた	めの指	針につ	ハて】				
	_				-	:めの指 t、以下(					□いる □いない	平12 老企43 第4 の10(4)
	17 <i>1</i> 21		- <b>-</b>							9 か。 <sup>、</sup> き内容		先生1710(4)

自主点検項目		自	主	点	検	の	ポ	イ	ン	F		根拠	
	1	施設	におけ	る身体	的拘束	等の適	正化に	関する	基本的	考え方			
	2	身体	拘束適	E化檢討	<b>委員会</b>	その他施	設内の組	織に関す	トる事項				
	3	身体	的拘束	等の適	正化の	ための	職員研	修に関	する基準	本方針			
	_		内で発 基本方		身体的	拘束等	の報告	方法等	いため	の方策に			
	(5)	身体	的拘束	等の発	生時の	対応に	関する	基本方	針				
	(6)	入所	者等に	対する	当該指	針の閲	覧に関	する基	本方針				
	_								公要な基	本方針			
									研修に~			-	
				-	. —			• • -		ついて、		平12老企43	
	' '		り取り		. –	, -		,. <b>,</b> , <b>.</b>	71121-	•		第4の10(5)	
	Ę	啓発す		もに、	当該指				は知識を トに基づ		□いる □いない		
	•	指針		いた研	修プロ		を作成	し、定	期的な	教育 <u>(年</u>	□いる		
	-						正化の研	修を実施	包すること		□いる		
		170000	14 10- 31 -	<del></del>	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	14.,		<u> </u>	<u> </u>	=0	口いない		
	•	研修	の実施	内容に	ついて	は必ず	記録す	ること	0		□いる		
	400		11 1 44				- 66 136				□いない		
	اِ									用者の心 ています		条例第81号第	₹15
	≱									専門員の 責務」参			
	が、場し	を得れ 設と 合でる ている	ない身( しての: あって: ますか。	本拘束(考え方も、実際	に関す。 を利用 祭に身体	る説明 者や家 体拘束で	書」など 族に説 を行うほ	を参え 明し、 持点で、	ります。 野解を 必ず個	得ている 別に説明	□いない	平13 老発 155 の6 の(2) 身体拘束ゼロの手引き「身 拘束に関する。 明書・経過観	へ体説
	及	び確認	忍を得っ	ていま	すか。			適切に	こ取り扱	い、作成			余
			の三要 <sup>·</sup>	•							□いない □いる		
	2	拘束	期間の	「解除	予定日	」が空	欄にな	ってい	ないか。	•	□いない □いる		
	_		書(基準り遅く)				句束の言	2録)の	作成日	が拘束開	□いない □いる		
	しす	く高い 一。 川口市 D、説明	ハ場合 <sup>7</sup> 古では 月書の認	など、 <sup>3</sup> 身体拘り 説明・同	やむな 東は、 別意につ	く緊急 本人の oいてに	かつ一時	寺的に 制限と として	行われる いう面: 事前又	性が著 るもので があるた は開始時			
	V.	このだい場合!	こめ、拘	東を開	対する	際、電	話等で	家族等	に連絡	が取れな るように			

自主点検項目	自	主	点	検	Ø	ポ	イ	ン	1		根	拠
	への引 関する の心身 行うこ	F引き」 S経過観 Pの状態	に例示 !察・再 は 等の観 を次その	されて 検討記 !察、拘 )記録を	いる 録」な 東の必 を加える	「緊急や どを参え 必要性や るととも	むを得 <b>ちにして</b> 方法に った、従	ない身 C、利用 係わる	拘束ゼロ 体拘束し 者の日の 再検討る で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	こ □いな マ を	平13 老子 の6の(2) 身体拘束 の手引き	) ヷゼロヘ
14 サービス評価		<b>常にそ</b> 」 <b>の施</b> 対組み	<b>の改善</b> 設は具体 例: コン	<b>を図っ</b> <b>本的な</b> /プライ	<b>取組み</b> アンス	ますか。 <b>を記載</b> 担当者に	<b>してく</b> よる随時	ださい	-	<b>を</b> □いる □ いな	条例第81条第7項	
	<参考> を規定す 定 1.取得	ナるマネ	ベジメン	トシス	ステムに	に関する	5国際規	見格) の				
15 施設サービ ス計画の作成	★必ず計	画担当:	介護支持	援専門	員がチ	・ェック	し、記	入して	下さい。			
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		記入者	氏名:						)			
		兼務し							)			
	' '	理者は、 §の主要						画の作	成に関す	<b>ナ</b> □いる □いな	条例第81 16条第1	
										<b>ず</b> □いる <b>ナ</b> □いな	平12 老 第4の11	_
	(以下 計画 <i>0</i> 点かり	「計画打 の作成に ら、当該 用も含め	担当介記 当たっ 地域の(	養支援 ては、 住民に	専門員 入居者 よる自	」とい fの日常 i発的な	う。) は 生活全 活動に	、施設 般を支 よるサ		<b>等</b>	条例第81 16条第2	
	※ 施っでき者施よっのが居がある。	ービれれ は変更 は 変給付 も し ビ ス で る れ で え れ る た っ こ っ こ っ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ	計画は、 るこ当た。 等対象 、 、 計画に(	、	者で、ス自けのよりのは、	常生活この希子の、当の活動に	め、施 望や課 該地域 よるサ	設サー 題分析 の住民 ービス	結果に による 等も含め	国長人	平12 老 第4の11 (2)	
	その置問題点	は、適切 量かれて 気を明ら	な方法 いる環 かにし	により 環境等 <i>0</i> 、入居	、入居 D評価 者が自	者につ を通じで  立した	いて、 <del>(</del> て、入居 日常生	その有で 者が現 活を営	成に当かれる たねまる に抱える むことが ていまる	、□いな る が	条例第81 16条第3	

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
	か。 ※課題分析の実施 施設サービス計画は、個々の入居者の特性に応じて作成されることが重要です。このため計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に先立ち入居者の課題分析を行わなければなりません。  課題分析とは、入居者の有する日常生活上の能力や入居者を取り巻く環境等の評価を通じて入居者が生活の質を維持・向上		平12 老企43 第4の11の(3)
	させていく上で生じている問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することであり、入居者の生活全般についてその状態を十分把握することが重要です。 なお、課題分析は、計画担当介護支援専門員の個人的な考え方や手法のみによって行われてはならず、入居者の課題を客観的に抽出するための手法として合理的なものと認められる適切な方法を用いなければなりません。		
	(5) 計画担当介護支援専門員は、上記(4)に規定する解決すべき 課題の把握(以下「アセスメント」という。)に当たっては、入 居者及びその家族に面接して行っていますか。 アセスメントに当たっては、計画担当介護支援専門員は、面 接の趣旨を入居者及びその家族に対して十分に説明し、理解を 得ていますか。	□いない	条例第81号第 16条第4項
	※ 課題分析における留意点 計画担当介護支援専門員は、アセスメントに当たっては、入居 者及びその家族に面接して行わなければなりません。 この場合において、入居者やその家族との間の信頼関係、協働 関係の構築が重要であり、計画担当介護支援専門員は、面接の趣 旨を入居者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なけれ ばなりません。なお、このため、計画担当介護支援専門員は、面接 技法等の研鑽に努めることが重要です。なお、家族への面接につ いては、幅広く課題を把握する観点から、テレビ電話等の通信機 器等の活用により行われるものも含みます。		平12 老企43 第4の11の(4)
	(6) 計画担当介護支援専門員は、入居者の希望、入居者についてのアセスメントの結果に基づき、入居者の家族の希望を勘案して、入居者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、指定施設サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成していますか。		条例第81号第16 条第5項
	※ 施設サービス計画原案の作成 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画が入所者の生活の質に直接影響する重要なものであることを十分に認識し、施設サービス計画原案を作成しなければなりません。したがって、施設サービス計画原案は、入所者の希望及び入所者についてのアセスメントの結果による専門的見地に基づき、入所者の家族の希望を勘案した上で、実現可能なものとする必要があります。 また、当該施設サービス計画原案には、入所者及びその家族の生活に対する意向及び総合的な援助の方針並びに生活全般の解決		平12 老企43 第4の11の (5)

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
	すべき課題に加え、各種サービス(機能訓練、看護、介護、食事等) に係る目標を具体的に設定し記載する必要があります。さらに提 供される施設サービスについて、その長期的な目標及びそれを達 成するための短期的な目標並びにそれらの達成時期等を明確に盛 り込み、当該達成時期には施設サービス計画及び提供したサービ スの評価を行いうるようにすることが重要です。 なお、ここでいう指定施設サービスの内容には、施設の行事及		
	び日課を含むものです。  (7) 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入居者に対する指定施設サービスの提供に当たる他の担当者(医師、生活相談員、介護職員、看護職員、機能訓練指導員及び栄養士等の当該入居者の介護及び生活状況等に関係する者)を招集して行う会議)の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めていますか。		条例第 81 号第 16 条第 6 項
	※ サービス担当者会議等による専門的意見の聴取 計画担当介護支援専門員は、効果的かつ実現可能な質の高い施設サービス計画とするため、施設サービスの目標を達成するために、具体的なサービスの内容として何ができるかなどについて、施設サービス計画原案に位置付けた施設サービスの担当者からなるサービス担当者会議の開催又は当該担当者への照会等により、専門的な見地からの意見を求め調整を図ることが重要です。 なお、計画担当介護支援専門員は、入居者の状態を分析し、複数職種間で直接に意見調整を行う必要の有無について十分見極める必要があります。		平12 老企43 第4の11の (6)
	(8) サービス担当者会議に、テレビ電話装置等を活用して行っていますか。 サービス担当者会議にてテレビ電話装置等を活用した場合、 入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。) がサービス担当者会議に参加するときは、計画担当介護支援専 門員は、テレビ電話装置等の活用について、入所者等の同意を 得ていますか。	□いない □いる	条例第81 号第 16 条第7項
	※ サービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができますが、入所者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について入所者又はその家族の同意を得なければなりません。なお、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。		平12老企43 第4の11の(6)
	(9) 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について、入居者又はその家族に対して説明し、文書により入居者の同意を得ていますか。  ※ 計画原案の説明及び同意  施設サービス計画は、入居者の希望を尊重して作成されなければなりません。このため、計画担当介護支援専門員に、施設サービス計画の作成に当たっては、これに位置付けるサービスの内容を説明した上で、文書によって入居者の同意を得ることを義務づけることにより、サービスの内容への入居者の意向の反映の機会を保障しようとするものです。		条例第81号第16 条第8項 平12老企43 第4の11の(7)

自主点検項目	自 主	点 検	Ø	ポ	イ	ン	+		根	拠
	説明及び同意 施設サービス計画 また、基準で ますが、必要に 得る(通信機器等 ことに留意して	画書の第1表、 は入所者に対 応じて入所者 等の活用に行	第2表 けして同 針の家族	に相当 <sup>*</sup> ]意を得 に対し <sup>*</sup>	するもの ることを ても説り	を言い を義務付 月を行い	ます。 けけてい い同意を			
	(10) 計画担当: 際には、当該 ※ 施設サービ しなければなり	<b>施設サービ</b> ス計画を作成	<b>ス計画</b> る なした際	<b>を入居者</b> (には、)	<b>に交付</b> 星滞なく	<b>してい</b> 〈 入居 <sup>を</sup>	<b>ますか。</b> 音に交付		条例第8 16条第9 平12老 第4の1 (8)	9項 企43
	ておかなければ (11) 計画担当: 施設サービ 的なアセス	ばなりません	。 引員は、 も状況 <i>の</i> こ。以下	施設サ· )把握() 「モニタ	ービス言 \居者に リング	十画の作 こついで 」とい	f成後、 この継続 う。)を			1 号第 16 項
	<b>行い、必要か。</b> <ul><li>※ 施設サービ</li><li>計画担当介護</li><li>留意することが</li></ul>	ス計画の実施 支援専門員に	近状況等 は、入居	の把握別	及び評価 失すべき	5等 き課題の	つ変化に		平12 老 第4 の1	
	も、入居者及び 絡調整を行い、 の解決すべき課 ービス計画の変 なお、入居者	施設サービス 題の変化が認 更を行うもの	く計画の 別められ ひとしま	モニタ る場合 す。	リングを	を行い、 C応じて	入居者  に施設サ			
	スを提供する他とから、計画担な連携を図り、には、円滑に連ん。	当介護支援専 入居者の解決	専門員は さすべき	、他の課題に	サービン 変化が認	ス担当社 忍められ	者と緊密 1る場合			
	ングの実施 との連絡を	介護支援専門 に当たっては 継続的に行う ところによっ	t、入居 i ことと	者及び し、特	その家族 没の事情	実並び!	こ担当者		条例第8 条第11 <sup>1</sup>	1 号第16 項
	, _,,,,,	に入居者に面 にモニタリン				きすか	, <sub>7</sub> °	□いる □いない □いる □いない		
	※ モニタリン 施設サービス 入居者と面接し 果についても定	計画作成後の て行う必要か	ぶありま	す。ま	た、モニ				平12老 第4の1 (10)	
	「定期的に」。 て適切に判断す。 また、「特段の することができ。 護支援専門員に	るものとしま D事情」とは ない場合を主 起因する事情	す。 、入居者 Eとして fは含ま	音の事情 指すも( れませ/	により、 のであり い。	. 入居 <sup>;</sup> )、計画	者に面接 画担当介			
	なお、当該特定 容を記録してお			につい	ては、そ	その具体	本的な内			

自主点検項目	自	点 点	検の	ポ	イ	ン	٢		根拠
	施設サー 門的な見	<ul><li>は担当者会議</li><li>・ビス計画の</li><li>・しからの意</li></ul>	の開催、担 変更の必要 見を求めて	当者に対 性につい いますか	dする照 Nて、担 N。	会等に	より、	□いる □いない	条例第81号第16 条第12項
		者が要介護団 者が介護状態				た坦스			
	(14) 上記(	11)の施設サ )について行	ービス計画	の変更に			上記(2)	□いる □いない	条例第81号第16 条第13項
16 介護 (基本)	(1) 介護は	、入所者の自 者の心身の∜	立の支援及	び日常生					条例第81号第 17条第1項
	し、施設+ 行うこと にすると	ービスの提供 ナービス計画 が基本です。 ともに残存板 て介護サービ	iによるサー 自立してい 機能の維持i	-ビスの目 \る機能 <i>0</i> 句上が図	標等を )低下か られる。	を念頭に が生じな よう、近	こおいて いよう 動切な技	□いない	平12老企43 第4の12の (1)
(入浴)		に2回以上、 しています <i>カ</i>		去により	、入所	者を入	浴させ、	□いる □いない	条例第81号第 17条第2項
	方法によ なお、, 浴するこ	、入所者の心 り実施してい 入浴の実施に とが困難なり めていますが	ハますか。 □当たってに 場合は、清拭	は、事前に	こ健康管	き理を行	テい、入	□いない □いる	平12老企43 第4の12の(2)
		á項目に○を <b>態のチェック</b>	ל	い。 <b>本温、脈</b> :	有 拍、褥 <del>;</del>	・ 無 瘡の有:	<b>無</b>		
				員による	判断				
	<ul><li>④ 入浴記</li><li>⑤ 入浴中</li></ul>	クしたこと(	里由の記録			- 無	)		
	浴できる	: :特別浴とせ : : : : : : : : : : : : : : : : : : :	いますか。					□いない	
	すか。 ③ 個浴に 間が長く	こおいて湯の なり過ぎない	温度を高く \など安全面	しすぎた iからの配	いよう 記慮をし	5、ま <i>†</i> ; ていま	-入浴時 すか。	□いない □いる □いない	
	して漏れ	間節可能な蛇 いなく行われ ずの入浴時に	ていますか	١,			<b>浄猫と</b>	□いる □いない □いる □いない	
İ	1							1	1

自主点検項目	自 主 点	検の	ポー	イン	٢		根	拠
	【入浴サービスにおり 介護を要する者にた 危険性があること、は重大な事故につなう努めていますか。	対する入浴サー たとえ短時間で	ービスについ であっても凡	職員が目を	離すこと		入浴介助 る安全確 底につい 30年10 川福監 号)	解の徹 て (平成 月 15 日
	ア 利用者の入浴中か。					□ある		
	イ 事故などが発生 安全な介助体制を			咸貝 で対心	9 る寺、	□いる □いない		
	ウ 施設ごとの入浴 職員に周知してい		マニュアル	を整備し、	定期的に	□いる □いない		
	エ 入浴機器の利用 安全装置の利用漏 法を職員に対して	れや点検漏れが	がないか確			□いる □いない		
	オ 新規採用職員や 容や突発事故が発 ますか。			- •				
	【入浴時の事故の例】	-	いケってい	z +>+> 1 3	※中の利			
	1 複数の利用者の 用者から目を離し 利用者が溺れた。							
	2 職員が1人で、 上で、洗身介助を とした際、入居者:	行っていた。青	肯中を洗う?					
	3 職員3人で利用 たため、職員2人だ 人を介助・見守り るとき、背を向け	が浴室を離れた していた。 職員	。その間、 員が利用者	職員1人で 1人の体を	利用者3			
	4 職員が利用者を を押した後、その 用者が溺れた。	•						
	5 職員が利用者を を保てないこと、 があること、を知 その場を離れてい	②リフターには らなかった。 陥	は前屈にな 戦員が隣室 <sup>*</sup>	らないよう! で介助の支	胸ベルト 爰のため			
(排せつ)	(1) 入所者に対し、 せつの自立につい				より、排	□いる □いない	条例第81 17条第3	
	(2) 排せつの介護は とに、自立支援の て適切な方法によ	観点から、トー	イレ誘導や				平12 老1 第4の12 (3)	
	(3) おむつを使用せ えていますか。	ざるを得ない	入所者のお	むつを適切	こ取り替	□いる □いない	条例第81 17条第4	
	<ul><li>(4) 入所者がおむつ び活動の状況に通 に当たっては、頻 の排せつ状況を路</li></ul>	<b>重したおむつを</b> 繁に行えばよけ	提供すると いというこ	ともに、お とではなく	むつ交換		平12老4 第4の12 (4)	_

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
	※ おむつ交換等の排せつ介助は、入所者の状況に応じて行われ		
	ていますか。   <b>① おむつ交換は、汚れたら求めに応じて直ちに交換する随時</b>	□いる	
	交換を基本としますが、認知症その他の障害で意思伝達が不	_	
	可能な場合の定時交換は、十分な頻度で行っていますか。		
	② 不安感や羞恥心への配慮をしていますか。	□いる □いない	
	   ③ 感染対策に留意していますか。	ロいる	
		□いない	
	④ 夜間の排泄介助及びおむつ交換についても、十分配慮され		
	ていますか。	□いない	
	<b>⑤ 衝立、カーテン等を活用して、プライバシーに配慮していますか。</b>	□いる □いない	
		ロいる	
		□いない	
	⑦ 汚物は速やかに処理されていますか。	□いる	
(褥瘡予防)	(1) 褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生	□いない	条例第81号第
(1)今7名 17 1977	でもでは、その元子とないよう過剰なが設を行うこともに、その元子	□いない	17条第5項
	(2) 「褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その		平12老企43
	発生を予防するための体制を整備しなければならない。」と は、施設において褥瘡の予防のための体制を整備するととも		第4の12の (5)
	に、介護職員等が褥瘡に関する基礎知識を有し、日常的なケ		
	アにおいて配慮することにより、褥瘡発生の予防効果を向上		
	させることを想定しています。		
	例えば、次のようなことに取り組んでいますか。   ア <b>当該施設における褥瘡のハイリスク者(日常生活自立度等</b>	ロいる	平12老企43第4
	が低い入所者等)に対し、褥瘡予防のための計画の作成、実		ク12の(5)イ
	践並びに評価をしていますか。		
	イ 当該施設において、専任の施設内褥瘡予防対策を担当する		平12老企43第4
	者(看護職員が望ましい。)を決めていますか。 ウ 医師、看護職員、介護職員、管理栄養士等からなる褥瘡対	□いない □いる	の12の(5)ロ 平12老企43第4
	策チームを設置していますか。	□いない	の12の(5)ハ
	エ 当該施設における褥瘡対策のための指針を整備していま	□いる	平12老企43第4
	すか。	□いない	$\mathcal{O}$ 12 $\mathcal{O}$ (5) =
	オ 介護職員等に対し、褥瘡対策に関する施設内職員継続教育 を実施していますか。	□いる □いない	平12老企43第4の12の(5)ホ
	また、施設外の専門家による相談、指導を積極的に活用する		0 1 1 2 0 2 (0) 1 1 1
	ことが望ましいとされていますが、活用していますか。	□いない	
	(いる場合の具体的内容)		
(日常の世話)	指定施設は、入居者にとっての生活の場であることから、入居 者に対し、上記のほか、通常の1日の生活の流れに沿って、離床、		条例第81号第17 条第6項
	有に対し、上記のはか、通常の「ロの生活の流れに沿つで、離床、   着替え、整容等の介護(心身の状況に応じた日常生活上の世話)	П л ./т л .	末第0 供
	を適切に行っていますか。		

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
(介護職員の 常駐)	常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させていますか。 ※ 「常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させる」とは、 夜間を含めて適切な介護を提供できるように介護職員の勤務体	□いる □いない	条例第81号第 17条第7項 平12老企43 第4の11の
	制を定めておくものです。(「31 勤務体制の確保」参照) 2以上の介護職員の勤務体制を組む場合は、それぞれの勤務 体制において常時1人以上の常勤の介護職員の配置を行わなけ ればならないことを規定したものです。 なお、介護サービスの提供に当たっては、提供内容に応じて、 職員体制を適切に組むものとされています。		(7)
(入居者負担 等の禁止)	入居者に対し、入居者の負担により、当該指定施設の従業者以 外の者による介護を受けさせていませんか。	□いない □いる	条例第81号第17 条第8項
16 介護職員等 (2) による喀痰吸 引等について ( <u>以下、該当</u> 事業所のみ点 検してくださ	平成 24 年4月1日から「社会福祉士及び介護福祉士法(以下「士士法」という。)」に基づき、認定特定行為業務従事者の認定を受けた介護職員等(介護福祉士に限らずすべての介護職員が対象)が、登録特定行為事業者として登録した施設等で、たんの吸引等を実施することができるようになりました。貴事業所は該当しますか。	□いる □いない	社会福祉士及び 介護福吐法(土 士法)第48条の 2、3 同法施行規則 第26条の2、3
<u>v v°</u> )	<ul><li>※ 制度の概要については、次の厚生労働省ホームページの資料を参照してください。</li><li>① 喀痰吸引等のパンフレット</li><li>② 喀痰吸引等の制度説明(概要)</li><li>(検索方法:厚生労働省のホームページの検索で、「喀痰吸引等パンフレット」及び「喀痰吸引等制度について」と入力し、該当するPDFファイルを選択してください。)</li></ul>		平成23年11月 11日社援発第 1111号厚生労働 省社会•援護局長 通知
	(1) 認定特定行為業務従事者について ① 介護職員等がたんの吸引等を行う場合は、「認定特定行為 業務従事者」として認定された者に行わせていますか。	□いる □いない	士士法施行規則 第26条の3第2 項
	② 認定特定行為従事者は何人いますか。 人		
	(2) 登録特定行為事業者について ① 認定特定行為業務従事者にたん吸引等を行わせている場合、事業所を「登録特定行為事業者」として県に登録していますか。		土土法第48条 の3
	業務開始日 年 月 日 ② 登録特定行為事業者として実施するたん吸引等の特定行為は、認定特定行為業務従事者の行える行為の範囲で登録していますか。 【登録している行為】該当するものに○をつけてください。 (たん吸引)・口腔内 ・鼻腔内 ・気管カニューレ内	□いる □いない	
	(経管栄養)・胃ろう又は腸ろう ・経鼻経管栄養 (3) たん吸引等の業務の実施状況について ① 介護職員が行うたんの吸引等の実施に際し、医師から文書による指示を受けていますか。	□いる □いない	規則第26条の3 第1項1号

自主点検項目	自	主	点	検	の	ポ	イ	ン	٢		根拠
	-	は看護	-							<b>医</b> □いる <b>ま</b> □いない	規則第26条の3 第1項3号
	護職	象者及で 員がた。 得ている	ん吸引	等を実						-	規則第26条の3 第2項6号
	-	施した紀 委員会						、医師~	への報告	i、□いる □いない	規則第26条の3 第1項4号
		ん吸引⁴ すか。	等の実	施に関	する多	安全委員	会を定	≧期的に	開催し	<b>て</b> □いる □いない	規順 26 条の3 第2項3号
	_	看護職員								<b>職</b> □いる <b>ま</b> □いない	規I第26条の3 第1項6号
17 食事	' '	並びに. 時間に					<b>⋚好を</b> 表	き慮 した	:食事を	□いる □いない	条例第81号第 18条第1項
(基本)	養状態 他の入	者ごと( に応じ) 所者の! 及び内?	た栄養 身体の	管理を 状況や	行うと 食形息	とともに 態、嗜好	、摂食	- 嚥下	機能その	<b>カ</b> □いない	平12 老企43 第4 の13 の(1)
	' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' '	者の食 <sup>[</sup> 行われ・					、可能な	は限り青	推床して	いない	条例第81号第 18条第2項 平12老企43 第4の13の(1)
(調理)	' '	は、あ 施状況					こ従って	で行うと	ともに	<ul><li>□いる</li><li>□いない</li></ul>	平12老企43 第4の13の(2)
		者に対す		立につ	いては	は、必要	そに応し	<b>、医</b> 的	<b>『の指導</b>	□いる □いない	
(食事の提供)		<b>時間は</b> <b>望まし</b> 間を記入	いです	<sup>-</sup> が、「	早くて						平12 老企43 第4の13の(3)
	朝食			時	5	<del>₩</del> ~		時	分		
	昼食			時	5	<del>→</del> ~		時	分		
	夕食			時	5	÷ ~		時	分		
	(2) 食事	提供に	関する	業務は	指定的	を設自ら	行って	こいます	か。	□いる □いない	平12 老企43 第4 の13 の(4)
	は、栄 衛生管 の管理	、食事の 養管理、 理、労働 者が業 容によ	、調理 動衛生 <sup>6</sup> 務遂行	管理、 管理に 上必要	材料管 ついて 要な注	き理、旅 施設自 意を果っ	を設等管 らが行 たしう	理、業 う等、 るよう	終管理 当該施 な体制。	. □いない <b>没</b> □	平12 老企43 第4 の13 の(4)
(関係部門の 連携等)	心身の	提供に 状態等  係部門	を当該	入所者	の食事	事に的確	壁に反明	やさせる	ために	いない	平12 老企43 第4の13の(5)

自主点検項目		自	主	点	検	Ø	ポ	イ	ン	7			根	拠
	(2)	入所	者に対	すしては	は適切な	な栄養1	食事相詞	炎を行 <sup>、</sup>	ってい	ますか。		□いる □いない	平12老 第4の1	
	=	理栄養 士又は ってい	士 (入 管理 る他の	、所者が 栄養士で ひ社会や	<sup>《</sup> 40 <i>》</i> を配置 冨祉施詞	人を超え してい 没等の3	えない指 ない施	f定施記 設にお Zは管 <sup>3</sup>	没であっ いては	もしくは って、栄 は連携を 士) を含	養図	□いる □いない	平12老 第4の1	
18 相談及び援 助	握に	努め、	入居	者又は	その家	族に対		の相談	に適り	)的確な ]に応じ		□いる □いない	条例第8 19条	- 11 号第
19 社会生活上の便宜の提供	(1) :					るほか、 ハます』		人所者(	のための	のレク!		□いる □いない	条例第8 20条第	
等		続につ る場合	いて、	その者 その者の	又はそり同意	: の家族 を得て、	Eにおい 、代わっ	て行う って行・	ことかってい	:対する <b>『</b> 困難で ますか。	あ	□いる □いない	条例第8 20条第2	
	- 1	意を得 ますか	。 、。	さもに、	代行し	た後は	はその都	度本人	に確認	事前に限を得て	い	□いる □いない	平12老 第4の1	15の(2)
	(3) t						図るとと よう努と			きとその 。		□いる □いない	条例第8 20条第3	
		施する が交流	行事/ できる	への参加 機会等	加の呼 等を確何	びかけ 保する。	等によ よう努&	って入りてい	.所者と ますか。		族	□いる □いない	平12老 第4の1	
	Ē						場所や Oとする。			ヽても、 すか。		□いる □いない		
		よう、 図書館 人宅の	入所者 (や公見 (訪問、	の希望 R館等 <i>0</i>	や心身 0公共 にど、入	lの状況 施設の	記を踏ま 利用、地	えなか  域の行	、 「 事への	とのな物や外1 の参加、 で確保す	食、 友	□いる □いない	条例第8 20条第4 平12老 の15の	4項 企43第4
19 入居者預り (2) 金等の取り扱	(1)	利用	者から	⋾現金等	手又は特	物品を引	預かって	ていまっ	すか。			□いる □いない	平12老	
\'\	(2)			<b>いる際に</b> 保管して			及び補助	か者を選	選定し、	印鑑と	. —	□いる □いない		
							責任							
	(3)		な管理 ますか		つれてし	いるこ	<u>補助</u> との確認		製の者	計により		□いる □いない		
	(4)					っている		<b>当との</b>	呆管依靠	<b>頼書、個</b>	•••	□いる □いない		
20 機能訓練		のに必	要な機		枚善し、					∈活を営 -めの訓	. –	□いる □いない	条例第8条	81 号第21
	4	ではな 事の実	く、日施等を	常生活	の中で :機能	での機能 訓練も1	能訓練 や	レクリ	ノエーシ	に限るも ション、 いらにつ	行	□いる □いない	平12老 第4の1	

自主点検項目	また 点を検めの ポーイーン ト		根拠
21 栄養管理	入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行っていますか。 なお、当該義務付けの適用に当たっては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第9号。以下「令和3年改正省令」という。) 附則第8条において、3年間の経過措置を設けており、令和		条例第81号第21 条の2
	6年3月31日までの間は、努力義務とされています。 ※ 入所者に対する栄養管理について、令和3年度より栄養マネジメント加算を廃止し、栄養ケア・マネジメントを基本サービスとして行うことを踏まえ、管理栄養士が、入所者の栄養状態に応じて、計画的に行うべきことを定めたものです。ただし、栄養士のみが配置されている施設や栄養士又は管理栄養士を置かないことができる施設については、併設施設や外部の管理栄養士の協力により行ってください。		平12 老企43 第4の17
	※ 栄養管理について、以下の手順により行ってください。 ① 入所者の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養士、歯科医師、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していますか。  栄養ケア計画の作成に当たっては、施設サービス計画との整合性を図ってください。なお、栄養ケア計画に相当する内容を施設サービス計画の中に記載する場合は、その記載をも		
	って栄養ケア計画の作成に代えることができます。 ② 入所者ごとの栄養ケア計画に従い、管理栄養士が栄養管理を行うとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録していますか。 ③ 入所者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、		
	必要に応じて計画を見直していますか。  ※ 栄養ケア・マネジメントの実務等については、「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和3年3月16日老認発0316第3号、老老発0316第2号)第4において示しているので、参考にしてください。	□いない  - 	
22 口腔衛生の 管理	とができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態 に応じた口腔衛生の管理を計画的に行っていますか。 なお、当該義務付けの適用に当たっては、令和3年改正省令附	<ul><li>□いない</li><li>□いる</li></ul>	条例第 81 号 第 21 条の 3
	<ul><li>則第9条において、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は、努力義務とされています。</li><li>※ 入所者に対する口腔衛生の管理について、令和3年度より口腔衛生管理体制加算を廃止し、基本サービスとして行うことを踏まえ、入所者の口腔の健康状態に応じて、以下の手順により計画的に行うべきことを定めています。</li></ul>	□いない 	平12 老企43 第4の18
	(1) 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該施設の介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上行っていますか。		

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン	<b>-</b>	根拠
	(2) (1)の技術的助言及び指導に基づき、以下の事項を記載 入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成するとと 必要に応じて、定期的に当該計画を見直していますか。	ともに、口いない	
	なお、口腔衛生の管理体制に係る計画に相当する内容 サービス計画の中に記載する場合はその記載をもって 生の管理体制に係る計画の作成に代えることができます イ 助言を行った歯科医師	「 <b>口腔衛</b> □いない	
	ロ 歯科医師からの助言の要点 ハ 具体的方策		
	ニ 当該施設における実施目標 ホ 留意事項・特記事項		
	(3) 医療保険において歯科訪問診療料が算定された日に、 員に対する口腔清掃等に係る技術的助言及び指導又は 画に関する技術的助言及び指導を行うにあたっては、歯 診療又は訪問歯科衛生指導の実施時間以外の時間帯に いますか。	:②の計 □いない i科訪問	
23 健康管理	指定施設の医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状 意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採って か。		条例第81号第22条
24 入院期間中 の取扱い	入所者について、病院又は診療所に入院する必要が生じであって、入院後おおむね3月以内に退院することが明ら込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情場合を除き、退院後再び当該指定施設に円滑に入所するこきるように次のとおりにしていますか。	かに見 必要に がある	条例第81号第23条
	(1) 「退院することが明らかに見込まれるとき」に該当すかは、入所者の入院先の病院又は診療所の当該主治医にるなどの方法により判断していますか。 ※ 「必要に応じて適切な便宜を供与」とは、入所者及びその同意の上での入退院の手続きや、その他の個々の状況た便宜を図ることを指します。	<b>確認す</b> □いない - の家族	平12老企43 第4の20の(1) 平12老企43 第4の20の(2)
	(2) 「やむを得ない事情がある場合」とは、単に当初予定日に満床であることをもってやむを得ない事情としてるものではなく、例えば、入所者の退院が予定より早まの理由により、ベッドの確保が間に合わない場合等としすか。	i <b>該当す</b> □いない	平12老企43 第4の20の(3)
	(3) 施設側の都合は、基本的には該当しないことに留意し すか。	. <b>ていま</b> □いる □いない	平12老企43 第4の20の(3)
	(4) なお、上記の例示の場合であっても、再入居が可能な の確保が出来るまでの間、短期入所の利用を検討するな り、入所者の生活に支障を来さないよう努めていますが	: <b>どによ</b> □いない	平12老企43 第4の20の(3)
	(5) 入所者の入院期間中のベッドは、短期入所事業等に利 も差し支えありませんが、当該入所者が退院する際に円 入所できるよう、その利用は計画的なものとしています	滑に再 □いない	平12老企43 第4の20の(4)

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
25 入所者に関 する市町村へ の通知	見を付してその旨を市町村に通知していますか。 ア 正当な理由なしに指定施設サービスの利用に関する指示 従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認 られるとき。 イ 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受 ようとしたとき。	□いない に め け	条例第81 号第 24条
26 緊急時等の 対応	(1) 指定施設は、入居者の病状の急変が生じた場合その他必要場合のため、あらかじめ、施設の配置医師(嘱託医)との連携法その他の緊急時等における対応方針を定めていますか。 ※ (1)の対応方針に定める規定としては、例えば、緊急時の注事項や病状等についての情報共有の方法、曜日や時間帯ごと医師との連携方法や診察を依頼するタイミング等を定めるこがあげられます。  (2) 上記①の内容について運営規程に定めていますか。	<b>方</b> □いない 意 の と	条例第81号第 24条の2 平12老企43 第4の22
27 管理者によ る管理	専ら当該指定施設の職務に従事する常勤の者が管理者になっいますか。  ※ ただし、当該指定施設の管理上支障がない場合は、同一敷内にある他の事業所、施設等又は当該指定施設のサテライト居住施設の管理者又は従業者としての職務に従事することがきます。	□いない 地 型	28条 条例第81号第 25条 平12老企43 第4の23
28 管理者の責 務	(1) 管理者は、当該指定施設の従業者の管理、業務の実施状況 把握その他の管理を一元的に行っていますか。 (2) 管理者は、従業者に指定施設の条例第81号第4章「運営 関する基準」を遵守させるために必要な指揮命令を行ってい すか。	□ いない  に □ いる	条例第81号第 26条第1項 条例第81号第 26条第2項
29 計画担当介 護支援専門員 の責務 ★必ず計画担 当介護支援・ カース カース		者 □いる <b>を、</b> □いない	条例第81 号第 27 条 条例第81 号第 27 条第1 号 条例第81 号第 27 条第2 号
て下さい。	ついて、生活相談員、介護職員、看護職員等を交えて定期的検討していますか。  (3) 上記の検討の結果、その心身の状況、その置かれている環等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認られる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な所のために必要な援助を行わなければなりません。 その場合、入所者の退所に際しての必要な援助として、居サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事	境 □いる め □いない 退 退 宅 □いる	条例第81 号第 27 条第3 号 条例第81 号第 27 条第4 号
	者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉 ービスを提供する者と密接に連携を図っていますか。 (4) 計画担当介護支援専門員は、身体的拘束等を行う場合には その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急 むを得ない理由を記録していますか。	<b>:サ</b> <b>は、</b> □いる	条例第81 号第 27 条第5 号

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
	(5) 入所者及びその家族から指定施設サービスに関する苦情を 受け付けた場合、苦情の内容等を記録していますか。	□いる □いない	条例第81 号第 27 条第6 号 条例第81 号第 38 条第2 項
	(6) 入所者に対する指定施設サービスの提供により事故が発生した場合、その事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。		条例第81号第 27条第7号 条例第81号第 40条第4項
30 運営規程	次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(運営 規程)を定めていますか。 ア 施設の目的及び運営の方針 イ 従業者の職種、員数及び職務の内容 ウ 入所定員 エ 入所者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用	□いる □いない	条例第81号第 28条 平12老企43 第4の26
	料その他の費用の額 オ 施設の利用に当たっての留意事項 カ 緊急時等における対応方法 キ 非常災害対策 ク 虐待の防止のための措置に関する事項 ケ ア〜クに掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項 ※ イの従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務 負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、条例にお		平12老企43 第4の26の (1)
	原担軽減等の観点がら、規程を定めるに当たっては、条例において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えありません(重要事項を記した文書に記載する場合についても、同様とする。)。  ※ クの虐待の防止に係る、組織内の体制(責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等)や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を指す内容です。 (経過措置があり、令和6年3月31日までの間は努力義務)		第4 <i>00 2</i> 0 07(I)
31 勤務体制の 確保等	入所者に対し、適切な施設サービスを提供できるよう、従業者 の勤務体制を次のとおり定めてください。		条例第81 号第 29 条第1 項
	(1) 原則として月ごとの勤務表を作成していますか。	□いる □いない	平12 老企43 第4 の27 の(1)
	(2) 勤務表には、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、 看護・介護職員等の配置、兼務関係等を記載し、明確にしてい ますか。	□いる □いない	
	(3) 介護職員の勤務体制を2以上で行っている場合は、その勤務体制ごとに勤務表を定めていますか。	□いる □いない	
	(4) 指定施設の従業者によってサービスを提供していますか。 (シルバー人材センターの職員に介護業務の一部を担当させ ることはできません。)	□いる □いない	平12 老企43 第4 の27 の(2)
	(5) 入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務(調理業務や洗濯等)に関してのみ、委託等を行っていますか。	□いる □いない	条例第81号第 29条第2項
	(6) 従業者に対し、資質の向上のための研修の機会を確保していますか。	□いる □いない	条例第81号第 29条第3項
	年間研修計画を策定し、計画的な研修を行っていますか。	□いる □いない	

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
	全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法施行令第3条第1項に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じていますか。		
	なお、当該義務付けの適用に当たっては、令和3年改正省令 附則第5条において、3年間の経過措置を設けており、令和6 年3月31日までの間は、努力義務とされています。		
	※ 介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づけることとしたもので、これは、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させ、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から実施するものです。		平12 老企43 第4 の27 の(3)
	当該義務付けの対象とならない者は、各資格のカリキュラム 等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得 している者とすることとし、具体的には、同条第3項において 規定されている看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門 員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従 事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員 養成研修課程一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯 科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保 健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、 きゅう師等です。		
	施設は、令和6年3月31日までに医療・福祉関係資格を有さない全ての従業者に対し認知症介護基礎研修を受講させるための必要な措置を講じなければなりません。また、新卒採用、中途採用を問わず、施設が新たに採用した従業者(医療・福祉関係資格を有さない者に限る。)に対する当該義務付けの適用については、採用後1年間の猶予期間を設けることとし、採用後1年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講してください(この場合についても、令和6年3月31日までは努力義務です)。		
	(7) 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。	□いる □いない	条例第81号第 29条第4項
	※ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47 年法律第113 号)第11 条第1項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41 年法律第132 号)第30 条の2第1項の規定に基づき、事業主には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント(以下「職場におけるハラスメント」という。)の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定しています。事業主が講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりです。  なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、入所者やその家族等から受けるものも含まれることに留意してください。		平12 老企43 第4 の27 の(4)

自主点検項目 自 主 点 検  $\mathcal{O}$ ポ イ ン 1 根拠 イ 事業者が講ずべき措置の具体的内容 事業者が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場にお ける性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上構ずべき措 置等についての指針(平成18年厚生労働省告示第615号)及 び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因 する問題に関して雇用管理上構ずべき措置等についての指針 (令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワーハラスメント 指針」という。)において規定されているとおりですが、特に留 意する内容は以下のとおりです。 a 事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメ ントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・ 啓発すること。 b 相談(苦情を含む。以下同じ。)に応じ、適切に対応するた めに必要な体制の整備 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相 談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知する なお、パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確 化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推 進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第24 号) 附則第3条の規定により読み替えられた労働施策の総合的 な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関す る法律第30条の2第1項の規定により、中小企業は、令和4年 4月1日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされて いるが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講 じるよう努められたい。 ロ 事業主が講じることが望ましい取組について パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷 惑行為(カスタマーハラスメント)の防止のために、事業者が雇 用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、① 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害 者への配慮のための取組(メンタルヘルス不調への相談対応、 行為者に対して1人で対応させない等)及び③被害防止のため の取組(マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に 応じた取組)が規定されています。介護現場では特に、入所者又 はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められ ていることから、イ(事業者が講ずべき措置の具体的内容)の必 要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメン ト対策マニュアル」、「(管理職・職員向け)研修のための手引き」 等を参考にした取組を行うことが望ましいです。この際、上記 マニュアルや手引きについては、以下の厚生労働省ホームペー ジに掲載しているので参考にしてください。 (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage 05120.html) (1) 感染症及び非常災害が発生した場合において、入所者に対す □いる 32 業務継続計 条例第81号第 る指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施し、及び非□いない 画の策定等 |29条の2第1項 常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継 続計画」という。)を策定し、業務継続計画に従い必要な措置 を講じていますか。

自主点検項目	自	主	点	検	0	ポ	イ	ン	1		根	拠
	ては、 置を訳 されて	令和3 けてお います	年改正 3り、台 -。	三省令附	対則第3 月3月	3条にお 31 日ま	いて、	3年間は、努	月に当た。 月の経過打 日の義務。	昔		
	福時計指実計め行た場では、	護設制と設な策るとに修福サでいにけ定ももは及祉ー早う。対れ、の差、び	施ビ期)しば研でし従訓設スのをてな修あ支業練サの業策 いら及るえ者の	一提務定必なびがあが実ビ供再す要い訓、り連施スを開るなこ練他ま携に	の継をと研とののせしあり、と修と実サん取たした。	をにたにびたにビま組て受実め、訓もつスたむはけ施の当まのい事、こ、	らす計変(ごでて業感とれる画務に、と症状が、これと症状	よめ以継れな施のやめら、、	継指及業に 三巻	獲常売、を売求りしか のでである。	平12 ā 第4 <i>の</i>	老企43 28(1)、(2)
	コロナ 護施設 ン」を で異な	の記載にかります。 の記載にいる。 の記述にいる。 の記述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述	内 不 所 て で い で い 。	つ症ださい。かまない。ないといることがある。からない。からない。	は、「分業と、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、	ト護施続 務継生き 見じい 見じい できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。	・ 事業 が の る 災 て 業 務 ま は 務 き は ろ 終 る り る り る り る る る る る る る る る る る る る	所に ま デ 半続は は に に に に に に に に に に に に に	い。なおおけるが「ジンスをあるが」といっているが「ジングドラングドラングではないできる。	型 介 イ つ 設		
			らの備	え(体育	制構築	•整備、	感染症	防止に	こ向けた耳	<b></b>		
	ハ!	初動対/ 感染拡/ の対応、	大防止				との連	携、濃	厚接触者	Ž		
	イ ロ !	平常時 フライ	の対応ンが停の対応	(建物 止した (業務	・設備の場合の 継続計	の安全対 対策、 画発動	<b>必要品</b>	の備蓄	• /	7		
								_		<b>必</b> □いる • □いない	1	581 号第 D2第2項
	※ 研修の容を 内容を 緊急時 を親織 を開催 され、感	の職の的すまた。 の関節に のいまた。 のい。 のいまた。 。 のいまた。 。 のいまた。 のいまた。 。 。 のいまた。 のいまた。 。 のいまた。 。 のいまた。 。 のいまた。 。 のいまた。 。 のい。 。 のいまた。 。 。 のいまた。 。 。 のいまた。 。 。 。 のいまた。 。 。 のい。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	は、共かさと研業のは、基本がはにのといるという。	染するて、実 表と解く 実施計画	びというにいるというできます。	に 係 に 、 、 、 、 、 た た た た た に は て り た い で た り た り に し い し い し い し い し い し い し い し い し い し	業時でりに記ついる。	続応さ回実く、2をては、原本のいり、		育育だな予	平12 君	

自主点検項目	自	主	点	検	0	ポ	イ	ン	<u>۲</u>		根	拠
	施すな予差つ差は設るお防しいし問めた、及支で支わ	においてのアのでは、ないでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	て迅速の 習等業務 の 延ま常ました。	に確定継止。対。机行認期続のま策訓上動、的計たたに練及	で感(画め、係のびき染生2條側の災る実実	よや回る練の練はでう災以訓と業と、実、害上練一務一机施	巻務発につめ続いを とつ的続いを はないに計に含	売計して またて、 は施に施そて なが係すの	が基に、感るる実切と、感るの実になった。これにはないないでは、これにもほんがある。これにもまみります。			
		画の変更	を行っ	ている	ますか。					□いない	条例第8 29条の2	2第3項
33 定員の遵守	<b>所定</b> 合て (「 号置 1 行お介むる がと超ま るのず 2 かつ右 を 2 がら 2 で 入な他 「 る 2 で 3 で 3 で 4 で 4 で 4 で 5 で 5 で 5 で 5 で 5 で 5 で 5	び居をい欄 ぶし見ようとてのころ 完込よるの居 得ての 得祉に入号置床用り のよ、合にをは、よ な決よ所のに利って 入りや 限	のい下うい第る(規よ用がむ)、「早むはその護勘る」を措のに、措11市法定り型わを一者いを初い家被案短員置左緩、置11市法に当めり後、「の時代の一族係し其	を 等欄和 賢 条丁第と貧されず () 与身で、 に除してれる にのし に第が10 る指期るず ( 再期ず再)が険て、所え場で( 引)が多すだり場覧。( 見)が多すだり場覧。( 見)が多すだり場覧。( 見かり)	て入り合取に「元条打定人易員」所は用所「暴りや人」のはりる項っの町施所合を「のっ定予」入緊む一度、扱り、定第た4村設生を超い時た員定「院急を持つのです。	き 員定わ 超     2 告 う ご ち ら ご 別 こ い 目 こ い 目 で	<b>いませ</b> を過す) 所き ご舀利た 行に。	<b>んか。</b> ざるる ごまた また また また また また また また また また また また また ま	得ない。		条列第8 条 平12 厚 12 のイ	
	<ul><li>※ 他の</li><li>ので、</li><li>合、発</li></ul>	ら、速 入所者 その後 生原因	やかに が退所 に通常 は通常	定員超 した場 の入所 入所な	過利用 合も定 者を受 ので、	を解消 員超過 け入れ 上記特	する必 が解消 、再度 例は適	要があ したこ 定員超 用される	ります。 ととなる 過した場 ません。		Az In Hohin	
34 非常災害対策	への道 知する ている ※ 「非行 する消	<b>通報及び</b> るととも ますか。 常災害に	<b>(連携体)に、定</b> に、定 に関する	<b>*制を整</b> 期的に る具体は に準ず	を備し、 二避難、 的計画」 る計画で	<b>それら 救出そ</b> とは、 を含む。	<b>を定期</b> <b>の他必</b> 消防法 )及び	<b>的に従</b> 要な訓 施行規	<b>関係機関</b> 業権 (でする) (では、 (でする) (сто) (	□いない	条例第8 条第1項 平12 老 4の290	· 企43第

自主点検項目	自	主	点	検	の	ポ	イ	ン	<u>۲</u>		根拠
	の規定に は防火作 よいこ。 責任者を 業務を行	こより[ 管理者] ととさえ を定め、	防火管 に行われている。 てくだ	理者を せて 指 を 者 と 者 と れ 。	置くこ ださい 施設に に消防	ととさ 。防火 おいて 計画に	れてい 管理者 も、防 準ずる	る施設 を置か 火管理 計画の	、消防法 にあって なくついも は立等の		
		の訓練の				地域住	民の参	加が得	られるよ	□いる □いない	条例第81号第31 条第2項
	から地域に協力を	参加が 域住民 を得ら 当たっ	得られ との密 れる体 ては、	るよう 接な連 制 消 防 関	努める !携体制 りに努 ]係者の	ことと を確保 めるこ 参加を	し す る が し ん ん ん ん ん ん ん ん ん ん ん ん し ん し ん し ん	のであ ど、訓練 要です。 具体的	だけ地域り、日本域の実施の実施の実施のな指示を		平12 老企43第4の29の(3)
	• • • • • • • • • • • • • • • • • • •				と糧その ています		常災害	けいおり	いて必要	□いる □いない	条例第81号第31 条第3項
35 衛生管理等										+	+
(空調設備等)	空調設位	備等に。	より施	設内の	適温の	確保に	努めて	いますが	<b>ბ</b> \.	□いる □いない	平12老企43第4の30の(1)の④
(医薬品・医療 機器)	(1) 医薬	品及び	医療機	機器の領	管理を通	適正に行	テってし	いますか	۰,۰	□いる □いない	条例第81号第32 条第1項
				_					ています ています		平 26 老高発 2・ 老振発 1・老老発 1・薬食安発 3
								で確認 こいます	し、確実 <sup>·</sup> か。	□いる □いない	平 26 老高発 2・ 老振発 1・老老発 1・薬食安発 3
	<ul><li>※ 施設/</li><li>延しな/</li></ul>										条例第81号第32 条第2項
(感染症・食中 毒の予防)	ます。)	る委員 をお	会(テ おむね	レビ電 3 月に	話装置: 1回以	等を活 上開催	用して すると	行うこ ともに	の対策を とができ 、その結 っていま	□いない	条例第81号第32 条第2項第1号、 第3項
	※ 委員会 次のよう					る必要	があり	ますが、	、例えば		平12老企43第4の30の(2)の①
	例: カ	施設長	(管理	者)、『	事務長、	医師、	看護職	战員、			
	2	介護職員	員、栄養	養士又	は管理	栄養士	、生活	相談員			
	※ 前年月	度の開	催状況								
	委員会の										
	開催ルー開催回数	_									
	委員会構	成員									
İ	I									1	1

自主点検項目	自 主	点検	のポ	1	ン	٢		根	拠
	※ 感染対策委員 人情報保護委員 個人情報の適切 療情報システム てください。	会・厚生労働 日な取扱いの いの安全管理	動省 「医療・ ためのガイ に関するガ	介護関係 ダンス」、 イドライ	事業者に 厚生労働 ン」等を	おける  省「医  遵守し			
	<ul><li>※ 感染対策委員立して設置・運 う事項等が相互 ている場合、こ えありません。</li></ul>	営することだ に関係が深 これと一体的	が必要ですだいと認めら に設置・運	が、関係すれる他の 営するこ	る職種、 会議体を ととして	取り扱 設置し 差し支		Art forelisted	
	(2) 感染症及び な内容を盛り	食中毒の予 込んだ指針を			のため次	のよう	□いる □いない	条例第8 条第2項	
	※ 指針に盛り込む 当該施設のおける では できる できる できる できる できる できる できる できる できる できる	ける「感染症」 感染は、では、 では、では、では、では、では、でのが、では、でのが、できれる。 では、では、では、では、では、では、できれる。 では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	の対策及び多段内の対策を変換を変換を変換を変換を変換を変換を変換を変換を変換を変換を変換を変換を変換を	き生時の交 管理(かいとのの をのとの をのの をの をの をの をの をの をの をの をの をの をの をの を	がある物にかの機発した整感(す観防関生、を備染便る察止と時明に、 いのに記	さ 排策なな目医連おしる 物標にの 、機、るお		平12老 の30の(	(2) (0) (2)
	(3) 介護職員そ びまん延の防 の防止のため		研修並びに!	感染症の	予防及び	まん延		条例第8 32条第2 3号	
	※ 感染症の予防 平時から、実際 応について、訓練 行うことが必要で 速に行動できるよ 基づき、施設内の の演習などを実施	に感染症が (シミュレー です。訓練に こう、発生時 )役割分担の	発生した場ーション)を おいては、 の対応を定 確認や、感	合を想定 定期的( 感染症発 めた指針	年2回以 生時にお 及び研修	上) に いて迅 内容に		平12老 第4の3 (2)の3、	)の
	なお、当該義務 則第11条におい 月31日までの間	て、3年間の	経過措置を	設けてお					
	(4) 感染者や既 その他の従事 いて周知を図	者に対し、当	該感染症に				□いる □いない		
	(5) 感染症又は 対処を取らな	食中毒の発生 ければなりま		際は、次	の手順に	沿った		条例第8: 条第2項	
	ア 従業者が、 ったときは、 か。							平18厚約268の一	
	イ 管理者は当 生を疑ったと 対して必要な	き又は前記	アの報告を	受けたと			_	平18厚第268の二	

自主点検項目	自 主 点 検 の	ポーイン	F	根拠
	ウ 感染症又は食中毒の発生又はま		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	平18厚芳告
	従業者の健康管理を徹底し、従業			268 の三
	よっては利用者との接触を制限す に、従業者及び利用者に対して手		-	
	ど衛生教育の徹底を図っています		17.0.5	
	エ 指定医師及び看護職員は、当該	指定施設内において	<b>⊂感染症</b> □いる	平18厚労告
	若しくは食中毒の発生又はそれが は、速やかな対応を行っています		<b>こたとき</b> □いない	268 の四
	オ 指定施設の管理者及び医師、看	護職員その他の従業	<b>集者は、</b> □いる	平18厚労告
	感染症若しくは食中毒の患者又は			268 の五.
	下「有症者等」という。)の状態に する地域の医療機関等との連携を	· - · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
	する地域の医療機関寺との建構を ていますか。	囚るみて過りな拍し	1で神し	
	カ 指定介護施設は、感染症若しく	は食中毒の発生又は	<b>はそれが</b> □いる	平18厚労告
	疑われる状況が生じたときの有症		<b>7症者等</b> □いない	268の六
	に講じた措置等を記録しています	•		
	キ 管理者は、次に掲げる場合には 対応状況等を市町村及び保健所に			平18 厚労告 268 の七
	市町村又は保健所からの指示を求		· ·	200 0 7 L
	じていますか。			
	→ 同一の感染症若しくは食中	•	_	
	と疑われる死亡者又は重篤な! 発生した場合	患者が1週間内に2	2名以上	
	<ul><li>二 同一の有症者等が 10 名以上 生した場合</li></ul>	又は全利用者の半数	女以上発	
	(三) 上記(一)及び(二)に掲げる場合の	ほか、通常の発生動	助向を上	
	回る感染症等の発生が疑われ、 と認めた場合	特に管理者等が報告	<b>宇を必要</b>	
	ク 上記キの報告を行った場合は、		I	平18厚労告
	め、当該有症者等を診察する医師 吐物等の検体を確保するよう、努		<b>友、便、</b> □いない 	268 の八
	※ 施設内の感染症拡大を未然に防ぐ	ため、利用者だけて		
	護職員室等、施設内すべての場所で ていますか。	共用タオルの使用を	<b>を禁止し</b> □いない	
36 協力病院等	(1) 入院治療を必要とする入所者のだ。	-めに あらかじめ	 <b>協力病</b> □いる	条例第81号第
00 [[[]] 1]	院を定めていますか。		ロいない	
	協力病院名			平12 老企43 第4 の31
	委託費の支払いの有無有	( 円)	· 無	
	(2) 入所者の口腔衛生の観点から、あ	ふんかいめ 位力歯科	<b>→  </b>   <b>   </b>	条例第81号第
	関を定めておくよう努めていますが		<b>□いない</b>	
	協力病院名			平12老企43
				第4の31
	委託費の支払いの有無有	円)	• 無	
	※ 協力病院及び協力歯科医療機関は	何れも、均字協設さ	-   -	
	離にあることが望ましいです。	、 1514 6 ひ1日7月76日女刀		

	自主点検項目	自	主	点	検	0	ポ	イ	ン	٢			根	拠
37	掲示	制、抗	設内の見 協力病院 ると認め	、利用	料その	他の入	所申込	者のサ	ービス			□いる □いない	条例第8条第1項	1 号第34 頁
		施価と規 ① 一 ② と がまる と がっと がった がった がった と で がい と き き かん が き き かん かん かん かん かん かん かん かん かん かん かん かん かん	規の無のらた 設のこ 業のと程体、開れもの入と 者人を	、短状重でや申 勤を提し沢要すす込 務掲の手がい者 の示	す直等項、 場、 体する近のを次 所入 制る	一耳所設点 は者 つ旨ビ月申のに 、又 いでいる見留 重は てあ	の実をできる。 実んできる 要をしまる まんしょう 事の 職種	者評価によい まだ は まだ は まだ は まだ は な な だ な に さ と え が ま と 、	の機選示。べて 関ルの根す き見	状名にる 介や 非常	実評るを 一場 ご		平12 老第4 の3	
		かつ、	に規定 これを 規定に	といつで	でも関係	<b>系者に</b>	自由に関	覧させ			•	□いる □いない	条例第8条第2項	1 号第34 頁
			示にあた 式のもの					示物の	様式等	、見や	· ·	□いる □いない		
38	秘密保持等		業者が、 の家族 <i>σ</i>				-			入所者	• • •	□ない □ある	条例第8 第35条 平12老 第4の3	第1項 企43
		いよ	業者が、 上知り得 う、雇用 置くなと	<b>骨た入戸</b>  時に文	所者又( 書で取	はその スり決め	家族の	秘密を	漏らす	ことが	(な	□いる □いない	条例第8 第35条 平12老 第4の3	第2項 企43
			宅介護支 には、ま									□いる □いない	条例第8 第35条 平12老 第4の3	第3項 企43
		<b>者9.4.</b> <b>29.4.</b> <b>ア</b> イ ウ エ オ デ イ ウ エ オ で 用 め を る行 な 用 め を る行	固お14 が 月囲 人的 人安ら供 有態こ情情の 14 が情 目内 情の デ全 かし 個にとの でいし 個にとの いい 一般 的で 報通 一管 じて 人置。 処	<b>固人の</b> の を個 は知 タ理 めは デき <b>情報族</b> 護 来情 正公 つ置 人ら タ本	<b>報保の</b> に る報 な表 いを のな に人の護人 関 限を 方等 て講 同い つの水 り り取 法を はじ 意こ いぶ	切員報 る 特り です 、、 をと てめな会を 法 定扱 取る 正従 得。 はに取・遙 律 しう 得こ 確業 な	<b>接写切</b> の、こしと・者け 利じ <b>い生取</b> 概の。 取 新委ば 目見	ためり 要利 得 の託、 的での省で 目 に 容を三 ど正	ガート ガーイにす の 人 保督に 本利 で こ つす 個 人用	アンづ。 成対 よる人 の停 しょうこ デ 知止 りき しょう りき	(学、 要 利 努 タ 得	]いる ]いない	個人情報 平 29 が	

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
	※ 改正個人情報保護法 (H29.5.30 施行)では、5,000 件以下の個人情報取り扱い事業者も、法律の規制対象となりました。 ※ 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」(平29.4.14 個人情報保護委員会・厚生労働省)     介護関係事業者は、多数の利用者やその家族について、他人が容易には知りえないような個人情報を詳細に知り得る立場にあり、個人情報の適正な取り扱いが求められます。そのため、個人情報保護法の趣旨を踏まえ、介護事業者が遵守すべき事項等について、ガイダンスを定めたものです。 ※ ガイダンス 5. (3)④「介護関係事業者については、介護保険法に基づく指定基準において、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いる場合には利用者の同意を、利用者の家族の同意を用いる場合には家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならないとされていることを踏まえ、事業所内への掲示によるのではなく、サービス利用開始時に適切に利用者		
39 広告	から文書により同意を得ておくことが必要である。」 <b>当該指定施設についての広告をする場合においては、その内容</b> <b>が虚偽のもの又は誇大なものになってしまったことはありませんか。</b>	□ない □ある	条例第81号第36条
40 居宅介護支 援事業者に対 する利益供与 等の禁止	(1) 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者		条例第81号 第37条第1項 平12老企43 第4の34(1)
	(2) 居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していませんか。	□いない □いる	条例第81号 第37条第2項 平12老企43 第4の34(2)
41 苦情処理	(1) 提供した指定施設サービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。  ※ 必要な措置とは、苦情を受け付ける窓口を設置することのほか、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等、当該施設における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、これを入所者又はその家族にサービスの内容を説明する文書(重要事項説明書)に記載するとともに、施設に掲示する等の措置をいいます。	□いる □いない	条例第81号 第38条第1項 平12老企43 第4の35の (1)
	(2) 上記(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の受付日、 内容等を記録していますか。 また、苦情がサービスの質の向上を図る上で重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を行っていますか。 苦情の内容等の記録は、5年間保存していますか。 (3) 提供した指定施設サービスに関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は古町村の贈号からの質問苦しくは照合に序じ、3 所書からの	□いる □いない □いる □いない □いる □いない □いる □いない	条例第81号第 38条第2項 平12老企43 第4の35(2) 条例第81号第 42条第2項 条例第81号第 38条第3項 平12老企43
	は市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入所者からの 苦情に関して市町村が行う調査に協力していますか。 また、市町村から指導又は助言を受けた場合には、当該指導 又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	□いる □いない	第4の35(3) 条例第81号第 38条第3項

自主点検項目	自	主点	検の	) ポ	イ	ン	٢		根拠
	内容を	付から求めが 市町村に報告	もしていまっ	すか。	•			□いる □いない	条例第81号第 38条第4項
	して、	した指定施 国民健康保険 176 条第 1 項。	食団体連合会	会(以下「国	<b>国保連</b>	」という	。)が行		条例第81号第 38条第5項
		、国保連から 、当該指導又						□いる □いない	条例第81号第 38条第5項
	' ' ' ' ' '	連からの求る 連に報告して			上記	(5)の改	善の内容	□いる □いない	条例第81 号第 38 条第6 項
42 地域との連 携等	して運	の運営に当た 営されるよう び協力を行う	う、地域の住	主民又はボ	ランテ	イア団	本等との	□いる □いない	条例第81号第 39条第1項 平12老企43 第4の36(1)
	談員を する入 う事業 ブ、婦	の運営に当た 積極的に受け 所者からのも その他市町 人会その他の )に協力する	ナ入れる等、 苦情に関し 村が実施す 非営利団体	、提供した て、市町村 る事業(広 本や住民の	指定施等が相 等が市 はく市 協力を	設サー  談及び    町村が	ビスに関 援助を行 E人クラ		条例第81号第 39条第2項 平12老企43 第4の36(2)
43 事故発生の 防止及び発生	1	ような項目:		だ「事故タ	発生の	防止のが	とめの指	□いる □いない	条例第81号第40 条第1項第1号
時の対応	② 介	設におけるク 護事故の防」 事項							平12老企43 第4の37(1)
	④ 施 が、 例) 高い に係	護事故の防』 設内で発生 介護事故が多 みび現状を放 もの(以下「 る安全の確何 方針	した介護事 巻生しそうり 置しておく 介護事故等	故、介護 になった場 、と介護事 、という。	事故に 場合(ヒ 故に結 )の報	は至らた ヤリ・/ びつく「 设告方法	なかった ハット事 可能性が 等、介護		
	⑥ 入	護事故等発生 所者等に対す の他介護事ま 針	ける当該指針	針の閲覧に	関する	る基本方	•		
	じた場 従業者	が発生したり 合に、当該事 に周知徹底の	事実が報告で する体制が	され、その: 整備されて	分析をいます	通じたī すか。	改善策が	□いない	条例第81号第40 条第1項第2号
	は、介護 止につれ 想定して ① 介語	が発生した場 要事故等につい なげるための ています。 隻事故等につ 養職員その他	ハて、施設3 ものです。 いて報告す	全体で情報 具体的に つるための な	共有 l は、次 ま を え を ろ を ろ を ろ を ろ を ろ を ろ を ろ を ろ	.、今後( なのよう) 整備する	の再発防 な手順を ること。		平12 老企43 第4 の37(2)
	にその	要職員その他 り状況、背景 女等について	等を記載す	こととも1					

自主点検項目	自 主 ,	点 検	の	ポ	イ	ン	٢		根拠
	③ 次の(3)の事 り報告された					おいて	、②によ		
	④ 事例の分析(	こ当たって	は、介	護事故等	等の発	生時の	伏況等を		
	分析し、介護事 を検討するこ		生原因、	結果等	をとり	まとめ	、防止策		
	を検討するこ <b>⑤</b> 報告された	-	<b>松红里</b>	を職員!	国知	数広する	ステレ		
	⑥ 防止策を講						_		
	の 別正来を時	ンに及べ、	C V 2 75/3.	<b>水(こ ) (</b>	, C II I	шу ОС	<b>-</b> C o		
	(3) 事故発生の防 置等を活用して 必要に応じて開	行うことが	ができま	きす。)					条例第81号第 条第1項第3 第2項
	● <b>必要に応じて研</b> ○ 委員会は、				発防止	のため	の対策		平12 老企43
	を検討するも			711-7 11	)L 9411	. • > 1 = • >	^> \\ 1 \\ \\		第4の37(3)
	<ul><li>○ 幅広い職種</li><li>護職員、生活</li></ul>						職員、介		
	<ul><li>護職員、生品</li><li>構成メンバ</li></ul>				_		ک		
	<ul><li>○ 他の委員会</li><li>が、関係する</li><li>められる他の</li></ul>	職種、取り	扱う事	項等が	11互に	関係が活	架いと認		
	置・運営する		-						
	•	開催頻度	年	_回(4	毎月・	月(	に1回)		
	○ 責任者はケ	ア全般の責	責任者で	ぎあるこ	とが望	ましい	0		
	○ 施設外の安		専門家	を委員と	:して種	漬極的に	こ活用す		
	ることが望ま	-	Calla mer tata			<u> </u>			
	<ul><li>○ 委員会は、</li><li>す。この際、</li></ul>								
	関係事業者に								
	ダンス」、厚				テムの	安全管理	理に関す		
	るガイドライ								
	<ul><li>(4) 事故発生の防 施していますか</li></ul>		次のよ	うな従	集者に	対する	研修を実	□いる □いない	条例第81号第
	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	•	有内容等	きの適切	か知識	を普及	・ 啓発す		平12 老企43
	ること。	/ WCH	A+ 45円, ≠	, · < 101 77	~ 사다 바닷	. C D //			第4の37(4)
	○ 当該施設に と。	おける指針	汁に基づ	ゔき、安≦	全管理	の徹底	を行うこ		
	○ 当該施設が 的な教育(年)					を作成	し、定期		
	〇 新規採用時	に必ず事故	女発生 防	5止の研	修を実	施する	こと。		
	○ 研修の実施	内容につい	って記録	を作成	するこ	と。			
	(5) (1)~(4)に推	げる措置	を適切し	こ実施す	しるたと	めの担	当者を置		条例第81号第
<u> </u>	いていますか。	- 7 Hod- A	₩=n. ••	18	) +12 /II ·	- 11-	<b>+ ↓</b> ↓ ↓ \$ \$^	口いない	条第1項第4
	<ul><li>(6) 入所者に対す 生した場合は、 行うとともに、</li></ul>	速やかにず	町村、	当該入院	所者の				条例第81号第条第2項
ļ	(7) 介護事故等の		事故に	際して招	果ったタ	処置につ	ついて記		条例第81号第
	録していますか	٠,						□いない	40条第3項

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
	(8) 入所者に対する指定施設サービスの提供により賠償すべき 事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。	□いる □いない	条例第81号第 40条第4項
	(9) (7)の事態に備えて、損害賠償保険に加入しておくか、若しくは賠償資力を有する等の措置を講じていますか。	□いる □いない	平12 老企43 第4 の37(6)
4 虐待の防止	虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じていますか。 なお、当該義務付けの適用に当たっては、令和3年改正省令附 則第2条において、3年間の経過措置を設けており、令和6年3 月31日までの間は、努力義務とされています。		条例第81号第 条の2第1、2 平12老企43 第4の38
	(1) 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができます。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図っていますか。		
	※ 虐待は、法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、指定施設は虐待の防止のために必要な措置を講じなければなりません。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。)に規定されているところであり、その実効性を高め、入所者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとします。		
	・ 虐待の未然防止 高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながら サービス提供にあたる必要があり、第1条の2の基本方針に位置 付けられているとおり、研修等を通じて、従業者にそれらに関す る理解を促す必要があります。同様に、従業者が高齢者虐待防止 法等に規定する養介護施設の従業者としての責務・適切な対応等 を正しく理解していることも重要です。		
	・ 虐待等の早期発見 従業者は、虐待等を発見しやすい立場にあることから、虐待等を早期に発見できるよう、必要な措置(虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等)がとられていることが望ましい。また、入所者及びその家族からの虐待等に係る相談、入所者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をしてください。 ・ 虐待等への迅速かつ適切な対応		
	虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、施設は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めてください。以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施してください。  ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会(第1号)		
	「虐待の防止のための対策を検討する委員会」(以下「虐待防止のための対策を検討する委員会」(以下「虐待防止検討委員会」という。)は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成してください。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にす		

自主点検項目 自 主 点 検  $\mathcal{O}$ ポ イ ン -根拠 るとともに、定期的に開催することが必要です。また、施設外の 虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望まし いです。 一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、 複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、 一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別 の状況に応じて慎重に対応することが重要です。 なお、虐待防止検討委員会は、運営委員会など他の委員会と 独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取 り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設 置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差 し支えありません。また、施設に実施が求められるものである が、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支え ありません。 また、委員会は、テレビ電話装置等を活用して行う際、個人情 報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人 情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情 報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してく ださい。 虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項につい て検討してください。その際、そこで得た結果(施設における虐 待に対する体制、虐待等の再発防止策等) は、従業者に周知徹底 を図る必要があります。 イ 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関すること。 ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること。 ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること。 ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関 すること。 ホ 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速 かつ適切に行われるための方法に関すること。 へ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られ る再発の確実な防止策に関すること。 ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評 価に関すること。 (2) 施設における虐待の防止のための指針を整備していますか。 □いる □いない ② 虐待の防止のための指針(第2号) 施設が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のよう な項目を盛り込んでください。 イ 施設における虐待の防止に関する基本的考え方 ロ 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項 ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 へ 成年後見制度の利用支援に関する事項 ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 チ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
	(3) 介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施していますか。	□いる □いない	
	③ 虐待の防止のための従業者に対する研修(第3号)		
	従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該指定施設における指針に基づき、 虐待の防止の徹底を行ってください。		
	職員教育を組織的に徹底させるためには、当該指定施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修(年2回以上)を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要です。		
	また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、施設内での研修で差し支えありません。		
	(4) (1)~(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。	□いる □いない	
45 高齢者虐待 の防止	(1) 事業所の従業員は高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めていますか。	□いる □いない	高齢者虐待防止 法第5条
	(2) 高齢者虐待の防止について、従業者への研修の実施、サービスの提供を受ける利用者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備等、虐待の防止のための措置を講じていますか。	□いる □いない	高齢者虐待防止 法第20条 市虐待防止条例 第6条
	(3) 高齢者虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速 やかに、市に通報していますか。	□いる □いない	高齢者虐待防止 法第21条 市虐待防止条例 第8条
	(高齢者虐待に該当する行為)		高齢者虐待防止
	ア 利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を 加えること。		法第2条
	イ 利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その 他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。		
	ウ 利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の 利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。		
	エ 利用者にわいせつな行為をすること又は利用者をしてわいせ つな行為をさせること。		
	オ 利用者の財産を不当に処分することその他当該利用者から不 当に財産上の利益を得ること。		
46 記録の整備	(1) 従業者、設備及び会計に関する記録を整備していますか。	□いる □いない	条例第 81 号 第 42 条第 1 項
	(2) 入所者に対する指定施設サービスの提供に関する次の記録 を整備し、その完結の日から5年間保存していますか。	□いる □いない	条例第 81 号 第
	ア 施設サービス計画		42 条第 2 項
	イ 条例第81号第12条第2項の規定による提供した具体的な サービスの内容等の記録		
	ウ 条例第81号第15条第5項の規定による身体的拘束等の態 様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを 得ない理由の記録		

自主点検項目	自	主	点	検	の	ポ	イ	ン	٢		根拠
	エ <i>美</i>	条例第8	1 号第 :	24条の	規定に	こよる市	可时村~	への通知	に係る	記	
	才 録	条例第8	1 号第 3	38 条第	52項の	の規定に	こよるき	告情の内容	容等の	記	
		条例第8 こ際して						事故の状況	況及び	事	
	の解約	J・解除、	他の旅	施設への	の入所	、入所和	皆の死1	、契約終 亡、入所 指しまっ	者の自:		平12老企43 第4の40
等等	書類、 等人で を 新され。 第11 除く。	文書、 の知覚に の他の有 るもの( 頃(サー	謄本、 こよ物を 第9条 -ビスの いては	抄本、 で認識。 第1項 り 決集 は、 も は、 も は、 も は、 も は、 も は、 も り も り も り も り も り も り も も も も も も も	正本、 するこ )で行 ( 受給 D記録)	副本、 とがで ううこと 合資格等 )並び	複本できる情 さが規定 をが規定 をの確認 に(2)に	ち、書面 その他記 記 記 記 記 記 記 記 に 係 る に 係 る	字、図 載され 又は想 第12 るもの	形 □いない た 定 条	条例第81号第 、 55条第1項
	よって	は認識	するこ	とがて	できな	い方式	で作ら	その他人( れる記録 ものを\	录であ	2	平12 老企43 第6の1 平12 老企40 第2の1の(10)
	保険者 磁的記	る負担 証に関 は は は は は は は に よ	の軽減 するも り行う	を図る のを除 ことが	ため、 く。) 0 できる	この省 の作成、 ことと	で 保存 したも	る者の書 見定する 等を次に のです。 に係る電	書面 (* 掲げる'	被電	
	に備		たファ	イルに	記録す	る方法		は磁気デ			
	② 電 と。	磁的記憶	録によ	る保存	は、じ	人下のい	ずれか	の方法は	による	_	
	機		られた	ファイ	ル又に	は磁気ラ		月に係るf 7等をも・		- '	
	て 備	できた	電磁的たファ	記録を イル又	事業者は磁気	音等の使 ボディス	見用に係	等により 系る電子 さもって	計算機	に	
	-	の他、 は、①						さるとさ	れてい	る	
	厚生 な取	.労働省 .扱のた	「医療 めのガ	<ul><li>介護 イダン</li></ul>	関係事	事業者に なび厚生	おける E労働省	情報保護 6個人情報 6個人情報 6個人情報 6個人情報 6個人情報 7日の間報 7日の間報 7日の間報 7日の間報 7日の間報 7日の間報 7日の間報 7日の間報 7日の間報 7日の間報 7日の間報 7日の間報 7日の間報 7日の間報 7日の間報 7日の間 7日の間 7日の間 7日の間 7日の間 7日の間 7日の間 7日の間	報の適情報シ	· 切 ス	
	らにす され、	領するも	ののう ついて	うち、書 こは、相	i面で行 i手方の	テうこ <b>と</b> の承諾	上が規定	承諾その 定され、 <b>書</b> 面に代	又は想	定 □いない	`

自主点検項目 自 主 点 検 の ポ イ ン ト 根 拠

※ 電磁的方法とは、電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいいます。

この規定は、入所者及びその家族等の利便性向上並びに施設等の業務負担軽減等の観点から、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等(交付、説明、同意、承諾、締結その他これに類するものをいう。)について、事前に入所者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができることとしたものです。

- ※① 電磁的方法による交付は、以下に準じた方法によります。
  - ア 電磁的方法とは、次の一、口に掲げるものによります。
    - ─ 電子情報処理組織を使用する方法のうち(ア)又は(イ)に 掲げるもの
    - (ア) 指定施設の使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
    - (イ) 指定施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)
    - (二) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる 方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる 物をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを 交付する方法
  - イ アに掲げる方法は、入所申込者又はその家族がファイルへ の記録を出力することによる文書を作成することができるも のでなければならない。
  - ウ 「電子情報処理組織」とは、指定施設の使用に係る電子計 算機と、入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機と を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
  - エ 施設は、アにより重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入所申込者又はその家族に対し、その用いる 次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁 的方法による承諾を得なければならない。
    - ア(一)・口の方法のうち施設が使用するもの
    - ファイルへの記録の方式
  - オ エによる承諾を得た施設は、当該入所申込者又はその家族 から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受け ない旨の申出があったときは、当該入所申込者又はその家族 に対し、重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならな い。ただし、当該入所申込者又はその家族が再び前項の規定 による承諾をした場合は、この限りでない。
  - ② 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより入所者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのQ&A(令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省)」を参考にしてください。

平12老企43 第6の2 条例第81号第 6条第2~6項

自主点検項目	自	主 /	点 検	の	ポ	イ	ン	٢		根	拠
	係に「経 は又い 生物 (S 生物の) (S 生物の)	明確に で で で で で で で で で で で で で	こる子でを一数にひてりまげるは名名の参りに現め方・イる点名を参りに定に 法介ダ統かを私しに に護ンはの よ関ス	書する2 によりてる場所のでは、まずのでは、まず電く場事では、まずでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	こと年さいがる法のには発しているというでも、 しょう かい はい がい はい	る望 19 a と c と に 横個 [F 4] と た め に 報	   マハカ   さだが   呆人医病   で、る   養報情   で、る   委報情	A ・ 押印			
48 介護サービ ス情報の公表	指定情報 ていますが ※ 平成 報」、「記	<b>吸公表セン</b> か。 24 年度カ 周査情報」		<b>1回、</b>	<b>基本情</b> :	報と運 字事業所	<b>営情報</b> る	を <b>報告し</b> 「基本情	□いない	第1項	5条の35 140条の
49 法令遵守等 の業務管理体 制の整備	すか。	が整備等で : : : : : : : : : : :	する業務管 整備届 ①法令 ①法令 ②法令 ②法令令 ②法令令 ②ま		D内容】 任者 任者 任者 任者	名称文 主た表達 上記に 上記に	は氏名の 事業名 守力 一切 事 で 力 で 力 で 力 で 力 で き か で う で う で り で り た う で り た う た う た う に う た う た う に う た う に う た う に う に	所在地 氏名 概要」	□いる□いない	法第 1 32 第 1 施行規 140 条	則第
	職員に (3) 業務ま 〇 み、 か は へ が と ボ と が と 本 が と 本 が と 本 が と 本 が と 本 が と 本 が と 本 が と 本 が と 本 が と 本 が と 本 が と か と か と か と か と か と か と か と か と か と	周知してですか。 特なののででである。 をおいるでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	(法 は 法 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	<b>連守)に</b> る場合に は入 ッ あな は に か あ な 特 に が の 研 修 を	ついてには、こくださいのでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、こ	<b>、具体 次のア か 、</b> い で い で い で が で が で が で が で が で が で が で	<b>的な取</b> 約 からオる がる 為 に 関係 で	<b>組を行っ</b> を <b>〇で囲</b> た場合、 する情報	□いない □いる □いない	事業者 務管理 監督に (平成 月 30	- ビス - (体制) - (本制) - (21年3 - (21年3) - (330077)

自主点検項目	自 主 点	検 の ポ	イン	<b>F</b>		根拠
	(4) 業務管理体制(法を行っていますか)	(令等遵守) の取組に	こついて、評価	i·改善活動	□いる □いない	
	※ 法令遵守責任者 <i>の</i>					
	職	氏名	届出	1日		
			年 月	日		
	※ 法令遵守責任者と 記載してください。	:して、現在取り組	んでいる重点	的な事項を		
50 開設者の住 所変更の届出 等	指定施設の開設者は 第135条に定める事項 を市長に届け出ていま	に変更があったと				法第89条
	【介護保険法施行規則 ア 施設の名称又及	-	事項】			施行規則 第135条
	イ 開設者の名称及 名、生年月日、住		所在地並びに	代表者の氏		
	ウ 登記事項又は条例	等(当該指定に係る事業	製工関するものに	限る。)		
	エの併設する施設があ					
	オ 建物の構造概要 する。) 並びに設					
	カ 施設の管理者の	氏名及び住所				
	キ 運営規程					
	の内容(協力歯科	r及び診療科名並び ∤医療機関があると 引との契約の内容を	きは、その名			
	ケー介護支援専門員	の氏名及びその登録	録番号			
51 指定更新	6年ごとの指定更新 届出の内容どおり、人 確認していますか。	• • • • • • • • •				法第86条の2
	● <u>₹</u>	次回指定更新時期	令和 年	月 日		
	※ 施設基準上、必要	<b>夏な部屋等が指定時</b>	に図面上明確	に位置づけ		
	られていたにも関わ					
	れます。この場合、 用途を変更等する際 行って下さい。					
	基準上の設備等は届	出の図面と現状が	一致していま	すか。	□いる □いない	-

自主点検項目	自	主	点	検	0)	ポ	イ	ン	1		根拠
第5 介護給付	寸費の算定	及び取扱	及い								
《基本的事項》											
1 算定の方法		-ビスご \ますか		護給付	寸費単位	位数表(	こより	費用の額	領を算定	<ul><li>□いる</li><li>□いない</li></ul>	法第48条第2
	の単値	-ビスに 町」に別	表に定	める単	位数を	乗じて	算定し	ていま	すか。	□いない	平 12 厚告 21 別表の1
2 算定上における端数処理		数の算況 生乗ずる 捨五入)	計算に	限る。	)を行						平12老企40 第2の1の(1)
		定された るときは								*	平12老企40 第2の1の(1)
3 入退所の日数の数え方		号又は短 同方を含				則とし	て、入	居及び	退所した	<b>:</b> □いる □いない	平12 老企40 第2 の1 の(2) ①
	けるが 等がぞ 等から る場合 定はで	所者等は 計護われ所 うと うと うと うと うと うと うと うと うと うと うと うと うと	施設等 いるもの をした・ 退所等し ん。この	であっ のの間 その日 った介 のとお	て、相 では、 Iに、他 護保険 り算定	互に職 利用者 の介護 施設等 としてい	員の兼 等が一 保険施 におい ますか	務や施 の介護( 設等に、 てはその い。	設の共用 保険施設 入所等す の日の算	<b>目</b> □いない <b>2</b> □該当無し <b>-</b>	平12 老企40 第2 の1 の(2) ②
	(3) 入所 ける け護 わを を さ に れ き で れ き で れ き に き に き こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ	で活 者院施い。ま僕を介護、がし等も、同た険む	短期人のはのの介敷等に、大きのの一般等に、	所療療 牧療では を を ない のいま では のいま のいま	を介護 又は療保 豆に場等に 会に といるに といるに といる。 というと では は は は は は は は は は は は は は は は は は は	のこと 接若し 関の兼教 同一いで 高の 関係 で に で に の に の に の に の に の に の に の に の に	です。は床でのです。はまではまではまではまではまではまではまではませます。	接する! きあって! みの共! 内の転は 等のし! 機関内は	敷地におれて 地当 ま 事の 第 ま ま で に を を に を に な れ に な に な れ に な に な に な に な に な に な に な に な に な に の に の に を に の の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の の に の に の の に の に の に の に の に の に の に の の に の の に の の に の の に に に に に に に に に に に に に	る □いる □いない 〒 □該当無し ま ま	平12 老企40 第2 の1 の(2) ③
4 定員超過利 用の場合の所 定単位数の算 定	(1) 災割 設の月 定員を 月まで ている	きませんというできません。	を得なり 入所者を 場合に、 者等の金	い理由 数 (空 、その) 全員に	iによる 床利用 翌月か ついて	定員超  短期入 ら定員: 、所定	過利用 所生活 超過利 単位数	月を除き 介護を 用が解え の7割	含む)か 肖される を算定し	<ul><li>べ □いない</li><li>□ i i i i i i i i i i i i i i i i i i</li></ul>	平12 厚告 27 12 のイ
		り場合の 含み、退					-			<b>:</b> □いる □いない	平12老企40 第2の1の(2) の4
		D場合の D全利用 い。							•	-	平12老企40 第2の1の(3) の2)
		の場合の 以下を切						、所者数	)は、小	<ul><li>□いる</li><li>□いない</li></ul>	平12老企40 第2の1の(3) の2
5 常勤換算方 法による職員 数の算定方法	暦月ご すべき時 定してい		,た時間								平12 老企40 第2 の1 の(4)

自主点検項目	自	主	点	検	の	ポ	イ	ン	٢		根	拠
	ただし、 時的に 1 割 が補充され のとおり耳	割の範囲 れば、	用内で 職員	減少し 数が減	た場合 少しな	につい	ては、	1月以内		□いる □いない □該当無し		
6 人員基準欠 如の場合の単 位数の算定							員が、 <i> </i>  算定し		隼を満た すか。	□いる □いない □該当無し	平12厚 12のロ	告27
	(2) 人員 者数は					等の員? \ますか		とする際	その利用	□いる □いない	平12老 第2の1	
	ただ 床又は漏								所設、増 か。	□いる □いない	<i>O</i> 2	
		、平均: り上げ			算定に	当たっ	ては、ハ	<b>小数点</b> 角	第2位以	□いる □いない		
		・介護 、次の			. —		れる員数	<b>教を満た</b>	こさない		平12老 第2の1	O)(5)
	如が		れるに	至った	月まて	き、利用			員基準欠 て、所定	□いる □いない	03, 5	
	全員	につい	て、所	定単位	数の7	割を算	定して	いますが	5利用者 か。ただ ません。			
	まで、 ますか	、その3 利用者 <sup>:</sup> 。	翌々月:	から人 につい	員基準で、所	欠如が 定単位	解消され 数の 7 l	れるに3 割を算足	<b>さない</b> <b>Eった月</b> <b>Eしてい</b> よりませ	□いる □いない	平12 老 第2 の1 の4	
7 夜勤体制による減算	を満た におい	さない	次のい 者等全	ずれヵ	いの事態	が発生	した場	合に、そ	享告 29) その翌月 の 97 を	□いる □いない □該当無し	平12 厚 別 <b>表第1</b> イの注1	010
	含め する を イ 夜	た連続 時間と たさな 間時間	する 1 する。 い事態 ]帯にお	6 時間 )にお ばが2日 はいてで	をいい いて夜  以上連 友勤職	、原則 勤職員 連続して	としてが 数が基≧ 発生し 基準に定	施設ごと 単に定め た場合	)時間をに設定 ) る員数		平12老 第2の1 の2	
	<b>度の平</b> ただ	均を用	いてい 規開設	ますか	١,				<b>は、前年</b> 目 8 を参	□いる □いない	平12老 第2の1 の3	
	また		利用者	数等の	算定に	当たっ	ては、ハ	小数点以	以下を切	□いる □いない		
	<ul><li>※ 夜勤耶間帯を追び代で動物</li><li>※ で代でする</li><li>※ します。</li></ul>	重じて西	記置され	れるべ	き職員	の員数	であり、	複数0	職員が		平12老 第2の1 の④	
					の職員				5場合に 助時間帯			

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
	に勤務する別の職員の勤務時間数の合計を 16 で除して得 が、小数部分の数以上となるように職員を配置することと す。		
8 新設、増床 又は減床の場	新設、増床又は減床の場合の利用者数等については次のとです。	おり	平12老企40 第2の1の(7)
合の利用者数等	(1) 人員基準欠如及び夜勤を行う職員の員数の算定 新たに事業を開始し、又は増床した事業者又は施設にお は、新設又は増床分の定員に関しては、便宜上、定員数の を利用者数等としていますか。		
	(2) 人員基準欠如の場合 ア 新設又は増床の場合で、前年度において1年未満の実 かない場合(前年度の実績が全くない場合を含む。)の利 数等については、新設又は増床の時点から6月未満の間 ベッド数の90%とし、新設又は増床の時点から6月以 年未満の間は、直近の6月における全利用者等の延数を 間の日数で除して得た数とし、新設又は増床の時点から 以上経過している場合は、直近1年間における全利用者 延数を1年間の日数で除して得た数としていますか。	用者 □いない □該当無し 1 6 月 1 年 等の	
	イ 減床の場合は、減床後の実績が3月以上あるときは、 後の延利用者数を延日数で除して得た数としていますか		
9 経過措置	平成 17 年 9 月 30 日において個室に入所していた者で、10 日以後引き続き従来型個室に入所する者については、当分の 多床室請求をしていますか。	· -	平12厚告21 別表の1の注20
10 例外的な多 床室請求	次の場合に限り、従来型個室利用者について、多床室請求 うことができますが、適正に請求していますか。 ① 感染症等により、従来型個室への入所が必要であると が判断した者で、従来型個室への入所期間が 30 日以内 の。 ② 従来型個室の面積が壁芯で 10.65 ㎡以下である場合。 ③ 著しい精神症状等により、同室の他の入所者の心身の に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室 入所が必要であると医師が判断した者。	□いない □該当無し のも 状況	平12 厚告21 別表の1 の注21 平 17 年 10 月改 定関係Q&A 問29
《介護保険施設サ	ービス》		
1 介護福祉施設サービス費	施設基準(平27厚労告96)及び夜勤に関する基準(平12厚告を満たすものとして、市長に届け出た指定施設においては、施設基準の区分に従い、入所者の要介護状態区分に応じた所位数を算定していますか。	<b>当該</b> □いない	平 12 厚告 21 の 別表の1
2 身体拘束廃止 未実施減算	別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、速や 改善計画を市長に提出した後、事実が生じた月から3か月後 善計画に基づく改善状況を市長に報告し、事実が生じた月の から改善が認められた月までの間について、入所者全員につ 所定単位数から 100 分の 10 に相当する単位数を減算してい か。	<ul><li>に改 □いない</li><li>翌月 □該当無し</li><li>いて □</li></ul>	平12厚告21 別表の1の注4
	【厚生労働大臣が定める基準】	PRA CILIZ	平27厚労告95 八十六
	ア 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その 入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し ますか。		

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
	イ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他従業者に周知徹底を図っていますか。	□いる □いない	
	ウ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備していますか。	□いる □いない	
	エ 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のため の研修を定期的 (年2回及び新規採用時) に実施していますか。	□いる □いない	
	※ 上記ア〜エの何れかを満たしていない場合であっても、減算の対象となります。		
	※ 実際に身体拘束等が行われているか否かは問いません。		
3 安全管理体制 未実施減算	別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、安全管理体制未実施減算として、その翌月から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、入所者全員について、1日につき所定単位数を減算していますか。	□いる □いない □該当無し	平12厚告21 別表の1の注5
	【厚生労働大臣が定める基準】		平27厚労告95
	ア 事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故 発生の防止のための指針を整備していますか。	□いる □いない	八十六の二
	イ 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備していますか。	□いる □いない	
	ウ 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定 期的に行っていますか。	□いる □いない	
	エ ア〜ウの措置を適切に実施するための担当者を置いています か。	□いる □いない	
	栄養管理について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、その翌々月から基準を満たさない状況が解決されるに至った月まで、入所者全員について、1日につき所定単位数を減算していますか。	口いない	平 12 厚告 21 別表の 1 の注 6
は経過措置)	【厚生労働大臣が定める基準】		平27厚労告95
	ア 栄養士又は管理栄養士の人員基準を満たしていますか。	□いる □いない	八十六の三
	イ 入所者の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養士、 歯科医師、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同し て、入所者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養 ケア計画を作成していますか。(栄養ケア計画に相当する内容を 施設サービス計画の中に記載する場合は、その記載をもって栄 養ケア計画の作成に代えることが可能)。	□いる □いない	
	ウ 入所者ごとの栄養ケア計画に従い、管理栄養士が栄養管理を 行うとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録していますか。	□いる □いない	
	エ 入所者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していますか。	□いる □いない	
	※ 栄養管理の基準を満たさない場合の減算については、基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌々月から基準を満たさない状況が解決されるに至った月まで、入所者全員について、所定単位数が減算になります(ただし、翌月の末日において基準を満たすに至っている場合を除く。)。		平 12 老企 40 第 2 の 5 の (7)

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠					
5 日常生活継続 支援加算	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして 市長に届け出た指定施設については、当該施設基準に掲げる区分 に従い、1 日につき所定単位数を加算していますか。	□いる □いない □該当無し	平 12 厚告 21 別表の 1 の注 7					
	(1) 日常生活継続支援加算 (I)							
	(2) 日常生活継続支援加算(II)							
	【厚生労働大臣が定める施設基準】		平27厚労告96 五十					
	(1) 日常生活継続支援加算 (I) ア 介護福祉施設サービス費又は小規模介護福祉施設サービス 費を算定していますか。	□いる □いない	<u> </u>					
	イ 次のいずれかに該当していますか。 a 算定日の属する月の前6月間又は前12月間における新規入所者の総数のうち、要介護状態区分が要介護4又は要介護5の者の占める割合が100分の70以上であること。 b 算定日の属する月の前6月間又は前12月間における新規入所者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症である者の占める割合が100分の65以上であること。 c 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が入所者の100分の15以上であること。	□いる□いない						
	その端数を増すごとに1以上ですか。 ただし、次に掲げる規定のいずれにも適合する場合は、介護福祉士の数が、常勤換算方法で、入所者の数が7又はその端数を増すごとに1以上ですか。  a 業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器(以下「介護機器」という。)を複数種類使用していること。  b 介護機器の使用に当たり、介護職員、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、アセスメント(入所者の心身の状況を勘案し、自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することをいう。)及び入所者の身体の状況等の評価を行い、職員の配置の状況等の見直しを行っていること。  c 介護機器を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、介護機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、介護職員、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者と共同して、当該委員会において必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。  i 入所者の安全及びケアの質の確保  ii 職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮  iii 介護機器の定期的な点検  iv 介護機器を安全かつ有効に活用するための職員研修	□いない□該当無し						
	エ 定員超過利用・人員基準欠如に該当していませんか。	□いない □いる						

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
	(2) 日常生活継続支援加算(II) ア ユニット型介護老人福祉施設サービス費又は経過的ユニット型小規模介護老人福祉施設サービス費を算定していますか。		
	イ (1)イ〜エに該当していますか。	□いる □いない	
	※ 日常生活継続支援加算の算定に当たっての留意事項		平 12 老企 40
	① 「日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症である者」とあるのは、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者をいいます。		第2の5の(8)
	② 算定日の属する月の前6月間又は前12月間における新規入所者の総数における要介護4又は5の者の割合及び日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症である者の割合を算出する際には、対象となる新規入所者ごとのその入所の日における要介護度及び日常生活自立度の判定結果を用いてください。また、届出を行った月以降においても、毎月において直近6月間又は12月間のこれらの割合がそれぞれ所定の割合以上であることが必要です。	□いる □いない	
	これらの割合については、毎月記録し、所定の割合を下回った場合については、直ちに届出を提出していますか。		
	③ 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和62年厚生省令第49号)第1条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合については、届出日の属する月の前3月のそれぞれの末日時点の割合の平均について算出してください。また、届出を行った月以降においても、毎月において直近3月間のこれらの割合がそれぞれ所定の割合以上であることが必要です。これらの割合については、毎月記録し、所定の割合を下回った場合については、直ちに届出を提出していますか。	□いる □いない	
	④ 当該加算の算定を行うために必要となる介護福祉士の員数を 算出する際の入所者数については、《基本的事項》「6 人員基準 欠如の場合の単位数の算定」(2)を準用してください。 また、介護福祉士の員数については、届出日前3月間における員数の平均を、常勤換算方法を用いて算出した値が、必要な 人数を満たすものでなければなりません。さらに、届出を行った月以降においても、毎月において直近3月間の介護福祉士の 員数が必要な員数を満たしていることが必要であり、必要な人 数を満たさなくなった場合は、直ちに届出を提出しなければなりません。 なお、介護福祉士については、その月の前月の末日時点で資格を取得している者としてください。		
	⑤ 必要となる介護福祉士の数が常勤換算方法で入所者の数が7 又はその端数を増すごとに1以上である場合については、次の 条件を満たしてください。 ア 「業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資す る機器を複数種類使用」とは、以下に掲げる介護機器を使用 することであり、少なくとも a から c までに掲げる介護機器 は使用することとする。その際、 a の機器は全ての居室に設 置し、b の機器は全ての介護職員が使用すること。		

自主点検項目 自 主 点 検 の ポ イ ン ト 根 拠

- a 見守り機器
- b インカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資する I C T 機器
- c 介護記録ソフトウェアやスマートフォン等の介護記録の 作成の効率化に資する I C T機器
- d 移乗支援機器
- e その他業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減 に資する機器
- イ 介護機器の使用により業務効率化が図られた際、その効率 化された時間は、ケアの質の向上及び職員の負担の軽減に資 する取組に充てること。
- ウ 「介護機器を安全かつ有効に活用するための委員会」は3 月に1回以上行うこと。介護機器活用委員会は、テレビ電話 装置等を活用して行うことができるものとする。なお、個人 情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における 個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省 「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等に 対応していること。
- エ 「入居者の安全及びケアの質の確保」に関する事項を実施 すること。具体的には次の事項等の実施により利用者の安全 及びケアの質の確保を行うこととする。
  - a 介護機器から得られる睡眠状態やバイタルサイン等の情報を入居者の状態把握に活用すること。
  - b 介護機器の使用に起因する施設内で発生したヒヤリ・ハット事例等の状況を把握し、その原因を分析して再発の防止 策を検討すること。
- オ 「職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮」に関する事項 を実施すること。具体的には、実際にケアを行う介護福祉士 を含めた介護職員に対してアンケートやヒアリング等を行 い、介護機器の導入後における次の事項等を確認し、人員配 置の検討等が行われていること。
  - a ストレスや体調不安等、職員の心身の負担が増えていない かどうか
  - b 1日の勤務の中で、職員の負担が過度に増えている時間帯 がないかどうか
  - c 休憩時間及び時間外勤務等の状況
- カ 日々の業務の中で予め時間を定めて介護機器の不具合がないことを確認する等のチェックを行う仕組みを設けること。また、介護機器のメーカーと連携し、定期的に点検を行うこと。
- キ 介護機器の使用方法の講習やヒヤリ・ハット事例等の周知、 その事例を通じた再発防止策の実習等を含む職員研修を定期 的に行うこと。

この場合の要件で入居継続支援加算を取得する場合においては、3月以上の試行期間を設けることとする。入居者の安全及びケアの質の確保を前提にしつつ、試行期間中から介護機器活用委員会を設置し、当該委員会において、介護機器の使用後の人員体制とその際の職員の負担のバランスに配慮しながら、介護機器の使用にあたり必要な人員体制等を検討し、安全体制及びケアの質の確保、職員の負担軽減が図られていることを確認した上で、届出をすること。なお、試行期間中に

自主点検項目	自	主	点	検	Ø	ポ	イ	ン	1		根拠
			通常の	日常生	活継続	支援加	算の要	呼を満	たすこと		
	1	ける。 品出にあ	たり	都道府	県筌が	当該委	昌会に	おける	検討状況		
		-, ,	. – .				_ ,_ ,		ること。	'	
									労働省が		
	1				担への	影響に	関する	調査・	検証等へ		
		お力に努			1L	73'7	+B /11- /-	-4:134 //	hp体) よ 体		
		X加昇を きません。	<i>,,,</i> — <i>,</i>	る場合	は、ケ	ーヒス	<b>佐</b> 供件	·制蚀化	加算は算		
6 看護体制加		-							指定施設		平12厚告21
算	は、以]  位数をカ		-		体制加	算とし	て、1	日につ	き所定単	<ul><li>□いない</li><li>□該当無し</li></ul>	別表の1の注8
		a昇して 看護体制		-							
		看護体制									
	, , ,	看護体制									
		看護体制		· -							
		分働大臣			基準】						」   平27 厚労告96
	(1) 看	護体制力	□算( I	) 1							五十一
					50 人以	下(平	成 30 4	年3月:	31 日まで	□いる	
		旨定を受 けか。	けた指	定施設	にあっ	ては、	31 人以	以上 50	人以下)	□いない	
	-	,か。 常勤の看	謹師を	1 名以	上配置	してい	ますか	١_		□いる	
	' ''	1,20,00	HOCK-P C	. 4%	<u> </u>		04 ) 10	0		口いない	
	ウ 5	官員超過	利用・	基員人	準欠如	に該当	してい	ません	か。	□いない □いる	
	(2) 看	護体制力	□算( I	) 口							
					平成 30	9年3月	] 31 ⊟	までに	指定を受	□いる	
	(† †:	:指定施	設にあ	っては	、30 人	.又は5	1 人以	上) で	すか。	□いない	
	イ常	常勤の看	護師を	1名以	上配置	してい	ますか	١,		□いる	
		5 E +7 18	<b>≠</b> 4 00		<i>*</i>	<del></del> \/		. <del></del>	4.	口いない	
	'7   X	E員超過	利用。	人貝基	华火如	に該当	してい	いません	יית.	□いない □いる	
	(3) 看	護体制力	□算(Ⅱ	[) イ							
	アフ	\所定員	が 30 ノ	以上!	50 人以	下(平	成 30 4	年3月3	31 日まで	□いる	
	1	旨定を受 けか。	けた指	定施設	にあっ	ては、	31 人以	以上 50	人以下)	□いない	
		-	の数が	、常勤	<b>換算</b> 方法	去で、フ	<b>入所者</b> (	の数がな	25 又はそ	□いる	
	-								-	□いない	
					_	. –			人福祉施	•	
		こ置くべ ビ誌七中							-		
	1 -								は診療所連携によ	□いない	
		24 時間							~_1,51~6		
	ᅩ	2員超過	利用•	人員基	準欠如	に該当	してい	ません	か。	□いない	
										□いる	
	' ' ' '	護体制力		•							
							-	_	指定を受 まか	□いる□いない	
	1ブ7:	と指定施	改一の	つしば	、50人	こ ふス	一人以	上)でで	9 か。	1 n n n n n n	

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
	イ 看護職員の数が、常勤換算方法で、入所者の数が 25 又はそ の端数を増すごとに1以上であり、かつ、指定介護老人福祉 施設基準第2条第1項第3号口に定める指定介護老人福祉施 設に置くべき看護職員の数に1を加えた数以上ですか。	□いる □いない	
	ウ 当該指定施設の看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは指定訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24時間連絡できる体制を確保していますか。	□いる □いない	
	サ、24 時間建構できる体制を確保していますが。 エ 定員超過利用・人員基準欠如に該当していませんか。	□いない □いる	
	※ 看護体制加算の算定に当たっての留意事項 ① 看護師は「正看護師」に限ります。看護職員又は准看護師と混同している施設が多数ありますので注意してください。		
	② 短期入所生活介護の事業所を併設している場合は、短期入所生活介護事業所とは別に、必要な数の看護職員を配置する必要があります。具体的には、		平12老企40 第2の5の(9)①
	a 看護体制加算(I)については、本体施設における看護師の配置にかかわらず、短期入所生活介護事業所として別に1名以上の常勤の看護師の配置を行った場合に算定が可能です。		
	b 看護体制加算(II)については、本体施設における看護師の配置にかかわらず、看護職員の短期入所生活介護事業所(空床利用の場合を除く)における勤務時間を当該事業所において常勤の従業員が勤務すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする)で除した数が、入所者の数が25又はその端数を増すごとに1以上となる場合に算定が可能です。		
	③ 特別養護老人ホームの空床を利用して指定短期入所生活介護を行っている場合にあっては、指定介護老人福祉施設の入所者と指定短期入所生活介護の利用者を合算したものを「入所者数」として取り扱い、一体的に加算を行うようにしてください。具体的には、		平12老企40 第2の5の(9)②
	a 看護体制加算(I)については、本体施設における看護師の 配置にかかわらず、指定短期入所生活介護事業所として別に 1名以上の常勤の看護師の配置を行った場合に算定が可能で ある。		
	b 看護体制加算(Ⅱ)については、本体施設における看護職員の配置にかかわらず、看護職員の指定短期入所生活介護事業所(特別養護老人ホームの空床利用の場合を除く。)における勤務時間を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)で除した数が、利用者の数が25又はその端数を増すごとに1以上となる場合に算定が可能である。		
	④ 看護体制加算(I)イ及び看護体制加算(II)イ又は看護体制加算(I)ロ及び看護体制加算(II)ロは、それぞれ同時に算定することが可能です。この場合にあっては、看護体制加算(I)イ又はロにおいて加算の対象となる常勤の看護師についても、看護体制加算(II)イ又はロにおける看護職員の配置数の計算に含めることが可能です。		平12老企40第2の5の(9)③

自主点検項目	自	主	点	検	Ø	ポ	イ	ン	<b>F</b>		根拠
	で勤から	務する 連絡で	ことを き、必	要する 要な場	もので	はなく 施設か	、夜間 らの緊	におい	施設内 ても施設 出に応じ		平12老企40 第2の5の(9)④
	上、:	夜間に	おける	連絡・	対応体	制(オ)	ノコーノ		る協議の に関する きすか。	□いる □いない	
	上、 準化	看護職 (どのよ	員不在	時の介 ことが	護職員	による	入所者	の観察す	る協議の 頁目の標 するか)		
			多等を選 されて			護職員	に対し	、て、アス	及びイの	□いる □いない	
	には、うと	、電話	や FAX 、オン	等によ	り入所	者の状	態に関	する引給	よる場合 継ぎを行 ぎを行っ	□いる □いない	
7 夜勤職員配置加算	別に厚 基準を満 の区分に 加算して	たすも 従い、	のとし 夜勤職	て市長	に届け	出た指	定施設	について			平12厚告21 別表の1 <i>の</i> 注9
	(1) 核	<b>支勤職員</b>	配置力	7算()	[)イ						
	(2) 核	<b>支勤職員</b>	配置力	『算 ( ]	[)口						-
	(3) 核	マ 勤職員	配置力	I算(I	[]) イ						
	(4) 核	変動職員	配置力	I算(I	I) 口						
	(参考)	夜勤職	員配置:	加算に	おける	夜勤職	員数早	見表(拗	與算数)		1
	入	.所者数	(従来	型)			夜勤職	貴数			
			人以下				2				
			~60 <i>)</i>					人			
			:~80 <i>)</i>					人			
			~100,					人			
	101	人以上	~125	人以下			6	人			
	記載して	下さい	0			算した	直近月	の夜勤ネ	<b>当数等を</b>		
	前年度の	)平均和	川用者数	女(短期	含)				人		
	基準の夜	<b>支勤者</b> 数	女 (常萬	カ換算)					人		
	実際の夜	<b>支勤者</b> 参	<u></u>						人		
	加算上の	)夜勤者	<b>首数(</b>		月)				人		
	【厚生労働	動大臣が	定める	夜勤を	行う職」	員の勤務	8条件に	関する基	<b>基準</b> 】		平 12 厚告 29 第
(夜勤職員配	(1) 夜茧	加職員面	己置加算	Į (I)	イ						五号口
置加算(Ⅰ))	アユ					ますか	•			□いる □いない	
								31 日ま <sup>っ</sup> 下)です	でに指定 <sup>-</sup> か。	□いる □いない	
			う介護 います		は看護	職員の	数が、	最低基準	隼を1以	□いる □いない	

自主点検項目	自 主 点 検 の ボ イ ン ト		根拠
	※ ただし、見守り機器を使用する場合においては、以下のとおり取り扱うことができます。	該当する場 合は☑を付	
		けてください。	
	ア 次に掲げる要件のいずれにも該当する場合は、「1以上」を 「0.9以上」とすることができます。		
	a 見守り機器を、指定施設入所者の数の 10 分の 1 以上設置 していること。		
	b 見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等(3月に1回以上)が行われていること。		
	イ 次に掲げる要件のいずれにも該当する場合は、「1以上」を 「0.8以上」とすることができます。		
	a 夜勤時間帯を通じて、見守り機器を施設の入所者の数以 上設置していること。		
	b 夜勤時間帯を通じて、夜勤を行う全ての介護職員又は看 護職員が、情報通信機器を使用し、職員同士の連携促進が 図られていること。		
	c 見守り機器等を活用する際の安全体制及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し、かつ、見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、介護職員、看護職員その他の職種の者と共同して、当該委員会において必要な検討等を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること		
	<ul><li>夜勤を行う職員による居室への訪問を個別に必要とする入所者への訪問及び当該入所者に対する適切なケア等による入所者の安全及びケアの質の確保</li></ul>		
	<ul><li>・ 夜勤を行う職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮</li><li>・ 見守り機器等の定期的な点検</li></ul>		
	・ 見守り機器等を安全かつ有効に活用するための職員研修		
	(2) 夜勤職員配置加算 (I) 口		
	ア (1)アに該当していますか。	□いる □いない	
	イ 定員 51 人以上 (平成 30 年 3 月 31 日までに指定を受けた施	□いる □いない	
	設にあっては、30 人又は 51 人以上)ですか。 ウ (1) ウに該当していますか。	ロいる	
		□いない	
(夜勤職員配 置加算( <b>Ⅲ</b> ))	(3) 夜勤職員配置加算(Ⅲ)イ ア (1)のすべての要件に該当していますか。	□いる	
	ア (1)のりへての安件に改当していまりか。	□いない	
	イ 夜勤時間帯を通じて、看護職員又は以下の者を1名以上配 置していますか。	□いる □いない	
	<ul><li> → 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第一条各号に掲げる行為のうちいずれかの行為に係る実地研修を修了している介護福祉士</li></ul>		
	(二) 特定登録証の交付を受けている特定登録者		
	<ul><li>三 新特定登録証の交付を受けている新特定登録者</li><li>四 認定特定行為業務従事者</li></ul>		

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
	※ 一、二、三に該当する職員を配置する場合にあっては喀痰吸引等業務の登録を、エに該当する職員を配置する場合にあっては特定行為業務の登録を受けている必要があります。		
	(4) 夜勤職員配置加算(Ⅲ) 口		
	ア (2)のすべての要件に該当していますか。	□いる □いない	
	イ (3)イに該当していますか。	□いる □いない	
(夜勤職員配	※ 夜勤職員配置加算の算定に当たっての留意事項		
置加算(Ⅰ)・ (Ⅲ)共通)	① 夜勤を行う職員の数は、1日平均夜勤職員数とします。1日 平均夜勤職員数は、歴月ごとに夜勤時間帯における延夜勤時間 数を、当該月の日数に16を乗じて得た数で除することによって 算定し、小数点第3位以下は切り捨ててください。		平12老企40 第2の5の(10) の①
	※ 延夜勤時間数は勤務表上の実績により算出していますか。	□いる □いない	
	※ 夜勤時間帯は、貴施設における夜勤職員の勤務時間ではありませんのでご注意ください。		
	② 併設又は施設の空床において短期入所生活介護を行っている場合にあっては、短期入所生活介護の利用者数と施設の入所者数を合算した人数を施設の「入所者の数」とした場合に、夜勤職員基準に従い必要となる夜勤職員の数を上回って配置した場合に、加算を行っていますか。		平12老企40 第2の5の(10) の2
	③ 見守り機器を使用する場合における基準について、以下のとおり取り扱ってください。		平12 老企40 第2 の5 の(10)
	ア 必要となる夜勤職員の数が 0.9 を加えた数以上である場合 においては、次の要件を満たすこと。		O(4)
	a 利用者の10分の1以上の数の見守り機器を設置すること。		
	b 「見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会」は、 3月に1回以上行うこと。「見守り機器を安全かつ有効に 活用するための委員会」は、テレビ電話装置等を活用して 行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員 会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報 の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療 情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守 すること。		
	イ 必要となる夜勤職員の数が 0.6 を加えた数以上である場合 (夜勤職員基準第第一号ロの(1)—) f の規定に該当する場合は 0.8 を加えた数以上である場合) においては、次の要件を満た すこと。		
	a 入所者が使用するすべての居室に見守り機器を設置すること。		
	b インカム (マイクロホンが取り付けられたイヤホンをいう。以下同じ。) 等の職員間の連絡調整の迅速化に資する機器及び見守り機器の情報を常時受信可能なスマートフォンやタブレット端末等の機器を、全ての夜勤職員が使用し、入所者の状況を常時把握すること c 「見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会」(以下「見守り機器等活用委員会」という。) は3月に1回		
	以上行うこと。		

自主点検項目 自 主 点 検 の ポ イ ン ト 根 拠

「見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会」は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

また、見守り機器等活用委員会には、管理者だけでなく 実際に夜勤を行う職員を含む幅広い職種やユニットリーダ 一等の役割の者が参画するものとし、実際に夜勤を行う職 員の意見を尊重するよう努めることとする。

- d 「入所者の安全及びケアの質の確保に関する事項」を実施すること。具体的には次の事項等の実施により入所者の安全及びケアの質の確保を行うこととする。
  - (a) 見守り機器等を使用する場合においても、一律に定時 巡視等をとりやめることはせず、個々の入所者の状態に 応じて、個別に定時巡回を行うこと。
  - (b) 見守り機器等から得られる睡眠状態やバイタルサイン等の情報を入所者の状態把握に活用すること。
  - (c) 見守り機器等の使用に起因する施設内で発生したヒヤリ・ハット事例等の状況を把握し、その原因を分析して再発の防止策を検討すること。
- e 「夜勤を行う職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮」 に関する事項を実施すること。具体的には、実際に夜勤を 行う職員に対してアンケートやヒアリング等を行い、見守 り機器等の導入後における次の事項等を確認し、人員配置 の検討等が行われていること。
  - (a) ストレスや体調不安等、職員の心身の負担が増えて いないかどうか
  - (b) 夜勤時間帯において、職員の負担が過度に増えている時間帯がないかどうか
  - (c) 休憩時間及び時間外勤務等の状況
- f 日々の業務の中で予め時間を定めて見守り機器等の不具合がないことを確認する等のチェックを行う仕組みを設けること。また、見守り機器等のメーカーと連携し、定期的に点検を行うこと。
- g 見守り機器等の使用方法の講習やヒヤリ・ハット事例等 の周知、その事例を通じた再発防止策の実習等を含む職員 研修を定期的に行うこと。

この場合の要件で夜勤職員配置加算を取得する場合においては、3月以上の試行期間を設けることとする。入所者の安全及びやケアの質の確保を前提にしつつ、試行期間中から見守り機器等活用委員会を設置し、当該委員会において、見守り機器等の使用後の人員体制とその際の夜勤にあたる職員の負担のバランスに配慮しながら、見守り機器等の使用にあたり必要な人員体制等を検討し、安全体制及びケアの質の確保、職員の負担軽減が図られていることを確認した上で、「テクノロジーの活用」に係る届出をすること。なお、試行期間中においては、通常の夜勤配置加算の要件を満たすこととする。

届出にあたり、市町村等が当該委員会における検討状況

		できろよう	小学老日							
	が行う 等への	介護施設の ケアの質や 協力に努め	ラテクノロシ P職員の負担 うること。	ジー活用し	に関し <sup>*</sup> 響に関 <sup>*</sup>	て、厚する調	査・検証		Wal a	0000
	<ul><li>④ 何人かが 満たしてい。</li></ul>			上仅勤時	間数がり	必要な	時間数を		H21.3. 問 89	23Q&A
	⑤ その施設 ば、早出・ 数に含める	遅出及び日	動帯勤務の				•		H21.3. 問 90	23Q&A
	<ul><li>⑥ 通常の休 間数に含め て仮眠をと うな場合に</li></ul>	て差し支え っているな	こありません	」。ただ こして宿	し、大道	半の時 小状態	間におい		H21. 3. 問 91	23Q&A
	<ul><li>⑦ 人場</li><li>一月祖に</li><li>一月祖に</li><li>一月祖に</li><li>一月日本に</li><li>一月日本に</li><li>一月日本に</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本</li><li>一月日本&lt;</li></ul>	、地域密着 両施設で併 双方の施設 ステイの併 場合につい の要件を満	章型介護老人 学せて要件を 设における加 学設で一方かいては、両施 満たす夜勤晴	福祉施設 満たすり の算が ジュニッ で設の利用	型)が1 職員を 定が可で ト型で1 月者数の	併設 は 1人で 能力が か合計	れて 上配置 り、 施設 従来型 で、 20 人		H30. 8. 66 問6	Q&A
	⑧ 見守り機 数の減少や	器について 介助時間の 少なくとも 状況の確認 記委員会で	では、個別の 対域少等の集 9週間以上 以が必要)、見 で分析・検討	ミ証効果 (3週間 1守り機器	を製造 ]ごとに 器を活月	業者に ヒヤリ 用して、	確認する ハット・ 安全性・		  H30. 3. 23  問88~9	-
8 生活機能向上連携加算	別に厚生生活の 合に 単一 とり とり とり とり とり とり とり とり とり とり とり とり とり	定施設にま 評価を行い 準に掲げる り当該個別 として、1 算していま	Sいて、外音 い、かつ、個 S区分に従い J機能訓練計 月につき、 Eすか。	『との連 』別機能 い、(1)に・ 十画を見 (2)につ	携によ 訓練計i ついて! 直した <sup>;</sup> いては	り、利 画を作 は、利 場合を	用者の身 成した場 用者の急 除き3月	□いない	平12厚別表の1	_
	また、個別 ず、(II)は か。									
			携加算(I)							
	(2) <b>生活</b> (2) <b>生活</b> (3) (4) (4) (5) (5) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6		<b>携加算(Ⅱ)</b> ∴其淮】						  平27厚	労告 95
	(1) 生活機能 次のいず ア 訪問リ 事業所又 の理学療 の加算に	向上連携加 れにも適合 ハビリテー はリハビリ 法士、作業 おいて「理	 □算(I) ҈すること。	√を実施 語聴覚: ま」とい	してい。 士又は  う。) の	る医療 医師 ( 助言に	提供施設 以下、こ :基づき、		学四十	

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
	イ 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していますか。		
	ウ アの評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月 ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓 練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に 応じて訓練内容の見直し等を行っていますか。	□いる □いない	
	(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)		
	次のいずれにも適合すること。		
	ア 訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション 事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設 の理学療法士等が、当該施設を訪問し、当該施設の機能訓練 指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能 訓練計画の作成を行っていますか。		
	イ 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していますか。	_	
	ウ アの評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月 ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓 練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に 応じて訓練内容の見直し等を行っていますか。		
	※ 生活機能向上連携加算の算定に当たっての留意事項		
	① 生活機能向上連携加算(I) 次に掲げる基準(ア〜カ)のいずれにも適合すること。 ア 訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション 事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設 (病院にあっては、許可病床数が 200 床未満のもの又は当該 病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在し ないものに限る。)の理学療法士等の助言に基づき、事業所の 機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員等(機能 訓練指導員等)が共同してアセスメント、利用者の身体の状 況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていますか。		平 12 老企 40 第 2 の 5 (13) 準 用 (第 2 の 2 (7) ①イ)
	※ その際、理学療法士等は、機能訓練指導員等に対し、日常生活 上の留意点、介護の工夫等に関する助言を行ってください。		
	※ この場合の「リハビリテーションを実施している医療提供施設」とは、診療報酬における疾患別リハビリテーション料の届出を行っている病院若しくは診療所又は介護老人保健施設、介護療養型医療施設若しくは介護医療院であることとします。		
	※ 個別機能訓練加算を算定している場合は、別に個別機能訓練 計画を作成する必要はありません。		
		□いる □いない	平 12 老企 40 第 2 の 5 (13) 準 用 (第 2 の 2 (7) ①ロ)

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
	定短期入所生活介護事業所の機能訓練指導員等に助言を行っていますか。  ※ ICTを活用した動画やテレビ電話を用いる場合は、理学療法士等がADL及びIADLに関する利用者の状況について適切に把握することができるよう、理学療法士等と機能訓練指導員等で事前に方法等を調整してください。		平 12 老企 40
	ウ 個別機能訓練計画には、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等の内容を記載していますか。  ※ 目標については、利用者又はその家族の意向及び当該利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえ策定することとし、当該利用者の意欲の向上につながるよう、段階的な目標を設定するなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標にしてください。  ※ なお、個別機能訓練計画に相当する内容を短期入所生活介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画の作品はなるままます。	□いない □いない -	平12 老征 40 第2の5(13)準 用(第2の2(7) ①ハ)
	画の作成に代えることができるものとします。  エ 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していますか。		平 12 老企 40 第 2 の 5 (13) 準 用 (第 2 の 2 (7) ①ニ)
	オ 個別機能訓練計画の進捗状況等の評価について (7) 機能訓練指導員等は、各月における評価内容や目標の達成 度合いについて、利用者又はその家族及び理学療法士等に報 告・相談し、理学療法士等から必要な助言を得た上で、必要 に応じて当該利用者又はその家族の意向を確認の上、利用者 のADLやIADLの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓 練内容の変更など適切な対応を行っていますか。		平 12 老企 40 第 2 の 5 (13) 準 用 (第 2 の 2 (7) ① ホ)
	(イ) 理学療法士等は、機能訓練指導員等と共同で、3月ごとに 1回以上、個別機能訓練の進捗状況等について評価した上で、 機能訓練指導員等が利用者又はその家族に対して個別機能訓 練計画の内容(評価を含む。)や進捗状況等を説明しています か。 ※ なお、利用者等に対する説明は、テレビ電話装置等(リアルタ		
	イムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。)を活用して行うことができます。ただし、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければなりません。なお、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。		
	カ 機能訓練に関する記録(実施時間、訓練内容、担当者等)は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の機能訓練指導員等により閲覧が可能になっていますか。  ※ 生活機能向上連携加算(I)は個別機能訓練計画に基づき個別機能訓練を提供した初回の月に限り、算定されるものです。なお、イの助言に基づき個別機能訓練計画を見直した場合には、本加算を再度算定することは可能ですが、利用者の急性増悪等により個別機能訓練計画を見直した場合を除き、個別機能訓練計画に基づき個別機能訓練を提供した初回の月の翌月及び翌々月は本加算を算定しません。	□いる □いない	平 12 老企 40 第 2 の 5 (13) 準 用 (第 2 の 2 (7) ①へ)

自主点検項目	自	主	京 検	の	ポ	1	ン	7		根	拠
	次に掲	幾能向上連 ける基準 <b>学療法士等</b>	(ア〜エ)	のいす	_				□いる	平 12 老	芒介 40
	当該 状況 か。	子療法工 事業所の機 等の評価』 その際、理 舌上の留意。	能削練指 及び個別相 単学療法士	消導員等 機能訓練 等は、	と共同 東計画の 機能訓	して、 <b>利</b> り作成を 練指導員	利用者の 行って <b>員等に</b> 対	)身体の います けし、日	□いない	第2の	五年 40 5(13)準 の2(7)
	(7) 成度 報告 要に 者 <i>の</i>	別機能訓練 機能訓練推 を合いについ ・・本じてし、 ・・本 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	音導員等は いて、利用 理学療法 該利用者と IADL	、各月  者又は  大等か  なその  の改善	におけ その家 いら必要 の家族の 状況を	る評価内 族及び理 な助言で ) 意向を 踏まえた	内容や目 里学療法 を得た」 確認の。 :目標の	士等に こで、必 上、利用 )見直し	□いる □いない		送企 40 5(13)準 の2(7)
	1回で、 能訓 録す	世学療法士□以上、個機能訓練打  検能訓練打  練計画の□  るととも□  ですか。	別機能訓 議員等が 内容(評	練の進 利用者 面を含む	捗状況 又はそ い。)や	等につい の家族に 進捗状況	<b>ヽて評価</b> こ対して 兄等を訪	iした上 「個別機 i明し記	□いる □いない		
	ウ (1	)のウ、エ	及び力を行	うってし	いますか	٧,			□いる □いない	1	だ企 40 5(13)準 の 2(7)
9 準ユニットケア加算	市長に届	生労働大臣 け出た指定 き所定単位	≧施設につ	いて、	準ユニ	ットケフ			□いる □いない □該当無し	平 12 厚 別表の の注 10	1のイ
	【厚生労	動大臣が定	どめる施設	基準】						平 27 厚	見労告
	ア 12人	を標準とす	する単位で	きケアを	行って	いますが	か。		□いる □いない	96 第五	十二号
	ットこ	イバシーの (とに利用)	できる共同	司生活室	室を設け	ていま	すか。	•	□いない		
	又は看	については i護職員をi	配置しては	ハますだ	'n.				□いない		
	職員又	及び深夜に	員を配置し	している	ますか。				□いない		
		ニットごとに						•	□いる□いない		
		ニットケア									
	当該要	の一部のみ 件を満たす を算定して	部分に入	.所する	者につ		, .	.,. , , ,		平 12 を 第 2 の	
	1 - '	ニットケア ください。	7加算の算	定に当	たって	は、以7	下のとま	らり取り			
	可動 視線; める;	プライバシ でないもの が遮断され が、家具や から隙間が	)で隔てる lることを pカーテン	ことま 前提と による	でを要 する。 仕切り	するもの 建具に 』 では不可	のではな よる仕り	いが、 Jりは認			

自主点検項目	自	主	点	検	0	ポ	イ	ン	1			根	拠
	けて 切ら 室全 こと	居室を れた空  体とし とする。	仕切る。 間につ て1人	など様 いての 当たり	々な工 1 人当 の面積	夫が考 たり面 基準を	4人部 えられ 積基準 満たし	ること は設け ていれ	から、 ず、多 ば足り	仕床る			
10 個別機能訓練 加算 (個別機能訓 練加算(I))	業一て整導をと定相練て療ジは復員有い施談計い	士圧理又配る。にそを言、療あしに1い他成	語は法んた限名てのし、聴り士摩事る以、職、個覚師、マ業。上機種当別	士又作ッ所(配能の該機、は業サで以置訓者計能能	護ゆ法ジ月 て指共に練職う士指以こい導同基加員師、圧上のる員しづ算	、(言師機加も、てき柔は語の能算の看、、道り聴資訓にと護入計		、き看すに理長介と機あゆ護る従学に護に能いる。	摩師員能し張け員別練マに、訓た士出、機をいて柔網絡にた生能行	サい道指験事指活訓っ	□いる □いない □該当無し	平12 厚別表の 3	告21 1 <i>の</i> 注12
	し、か 常勤換 すか。	員の職 つ、理 算方法	務に従 学療法 で入所:	事する 士等で 者の数	常勤の ある従 を 100	理学療 業者を で除し	法士等 機能訓 た数以	を1名。 練指導。 上配置	以上配 員とし	置って	□いる □いない		
	基づき	機能訓 談員そ	練加算の他の の他の 的に行	は、機( 職種の った機	能訓練 者が共 能訓練	指導員 同して (以下	、看護耶 、個別	战員、介 機能訓:	練計画	ĪIC	□いる □いない	平12老 第2の <sup>8</sup>	
	職務に	従事す	る機能	訓練指	導員、	看護職	専ら機 員、介 ていま <sup>-</sup>	護職員		•	□いる □いない		
	者ごとを作成	護職員 にその	、生活 目標、 れに基	相談員 実施方 づいて	その他 法等を 行った	の職種 内容と 個別機	の者が	共同し 別機能	て、利 訓練計	川画	□いる □いない		
	<ul><li>※ 個別</li><li>記載す</li><li>代える</li></ul>	る場合	は、そ	の記載	をもっ	て個別	設サー機能訓						
	④ 個別 以上利 ていま	用者に					びその 内容を				□いる □いない		
	利用者 等の活 療・介 ガイダ	きます。の同意用に当護関係	。 た に た な ま 業 者 厚 生 男 と の ま 者 男 と り ま り に り ま り に り ま り に り ま り に り に り に	し、テ ければ は、個 におけ 働省「	レな人る医電ま報人	話せん。保護のおり	等の活 なお、 員会・ 適切な テムの	用につい テレビ 厚生労 取扱い	いて当 電話装 働省「 のため	該置医の			

自主点検項目	自	主	点	検	の	ポ	イ	ン	۲		根拠
(個別機能訓	は、利 事者に ※ 個別 員、介記 練計画 在の日	<b>用者ご</b> <b>場で</b> 機能訓 護職員、 にでも算	とに保管 覧が可能 練を行っ 生活相 訓練を行っ こできる	<b>管される</b> <b>診</b> である。 う談員、 うる。	<b>、常にるよう</b> たって たの他 と と	<b>当該施</b> にしてには、機の職種でおり、	設の個 います 能訓練同 が共機能	<b>別機能</b> か。 指導員 して個 訓練指	当者等) 訓練の従 、看護職 別機能訓 導員が不	□いない	H18. 3. 22Q&A 問 77 平 12 厚告 21
(阿列機配訓 練加算(Ⅱ))	個別機 訓練の 効な実 加算(I	能訓練 実施に 施のた I)とし	計画のF 当たっで めに必	内容等 て、当 要な情 月につ	の情報 該情報 報を活 き所定	を厚生 その他 用した 単位数	労働省 機能訓 場合は を加算	に提出 練の適 、個別 してい	し、機能 切かつ有 機能訓練 ますか。	□いない□該当無し	平12 厚日 21   別表の1 の注12
	<ul><li>※</li><li>一</li><li>厚ム I シ 務老 サ ィ 練 Do 該 イ</li><li>型</li><li>サー</li><li>計</li><li>か</li><li>か</li><li>か</li><li>う</li><li>か</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う</li><li>う<td>労以 Eテ理 031とド画 当画ル の の の の の の の の い の い の 該 見 に</td><td>へ 「LIF 提LIび号の 情報 に が の情(Plan を が の情(Plan を が の情(Plan を が の は の の は の の は の は の は の は の は の は の は の は の は の は の の は の の は の に の は の は の は の は の は の は の は の は の は の は の に の は の は の は の は の は の は の は の に に の に の に の に の に の に の に の に 。 に 。 に の に 。 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 。 。 。 。 に 。 。 。 。 。 。 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。</td><td>限E以を上をn)の善り提と提関の無図用当価(AU)</td><td>出い 出連 提しる し該 にす。 にす。 にす。 にす。 にす。 にす。 にす。 にす。</td><td>いては、 では、 に関いだ と者基、 一理 では、 ので では、 ので ので では、 ので ので では、 ので では、 ので では、 ので では、 ので では、 ので では、 ので では、 ので では、 ので では、 ので では、 ので では、 ので では、 ので では、 ので では、 ので では、 ので では、 ので では、 ので ので ので ので ので ので ので ので ので ので</td><td>「いいる」。F状くののを一科行は、本和 へに別価イっ</td><td>的こ科 うこ科 うこ科 うこ科 うこ科 の に機 に に に に に に に に に に に に に</td><td>情と的方月 情個練踏 P さいまま 護び 6 及機実え C で能施た A</td><td></td><td>平12 老企40 第 2 の 5 の(14) ⑥</td></li></ul>	労以 Eテ理 031とド画 当画ル の の の の の の の の い の い の 該 見 に	へ 「LIF 提LIび号の 情報 に が の情(Plan を が の情(Plan を が の情(Plan を が の は の の は の の は の は の は の は の は の は の は の は の は の は の の は の の は の に の は の は の は の は の は の は の は の は の は の は の に の は の は の は の は の は の は の は の に に の に の に の に の に の に の に の に 。 に 。 に の に 。 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 。 。 。 。 に 。 。 。 。 。 。 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。 に 。	限E以を上をn)の善り提と提関の無図用当価(AU)	出い 出連 提しる し該 にす。 にす。 にす。 にす。 にす。 にす。 にす。 にす。	いては、 では、 に関いだ と者基、 一理 では、 ので では、 ので ので では、 ので ので では、 ので では、 ので では、 ので では、 ので では、 ので では、 ので では、 ので では、 ので では、 ので では、 ので では、 ので では、 ので では、 ので では、 ので では、 ので では、 ので では、 ので ので ので ので ので ので ので ので ので ので	「いいる」。F状くののを一科行は、本和 へに別価イっ	的こ科 うこ科 うこ科 うこ科 うこ科 の に機 に に に に に に に に に に に に に	情と的方月 情個練踏 P さいまま 護び 6 及機実え C で能施た A		平12 老企40 第 2 の 5 の(14) ⑥
11 ADL維持等加算	に場前翌1 て (1) ア イ (2) 厚 A I (1) が での 価 (1) が での 価 (1) が が での 価 (1) が が 価評数 価象	た評月1き、に A D M D ず 対価が 対利 指価か月定所次掲 L L 大 維 は 象対10 象用 定対ら以定にげ 糸 糸 臣 丼 に 者象 J 者開	施象起以単掲る上掛がいいも、利以全始設期算の位げそい等等にが適当用上員月に間に期後での加加の第一、調査では	お(て間をハ也算算基(て書間すっといく12に算れ加(「準)い所と。てき、かいての具にない。	、Lまりしか算) () すはう 評と所持の当い加算) かずはう 価、	者等期該すをした 施が 象該 が 象 まり か り か り か り か り か り か り か り か り か り	しののに、定せ の	ーを日 <b>か</b> い 期 る 初 的	する月の する月の けに従い、 合におい 合におい	□いない □該当無し □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	平12厚告21 別表の1の注13 平27厚告95第 十六号の2
	ビスの 評価に	利用が 基づく	あった <b>፤</b> 値(以)	最終の F 「 A I	月)に D L値 <sub>-</sub>	おいて	ADL う。)を	を評価 測定し	ョ設ヶ し、その 、測定し ています		

自主点検項目	自 主 点 村	食 の ポ イ ン	<b>F</b>		根拠
	の月に測定したADL値 DL値を控除して得た値	東利用開始月の翌月から起算して 直から評価対象利用開始月に測定 直を用いて一定の基準に基づき算 という。)の平均値が1以上で <sup>-</sup>	≧したA I出した		
	<ul><li>(2) ADL維持等加算(</li></ul>	•			
	人以上ですか。	<b>ミ所又は当該施設の利用期間の総</b>		□いない	
	翌月から起算して6月目 については当該サービス	Nて、評価対象利用開始月と、当 目(6月目にサービスの利用がた スの利用があった最終の月)によ 直を測定し、測定した日が属する Eを提出していますか。	い場合 SいてA		
	ウ 評価対象者のADL和	刊得の平均値が2以上ですか。		□いる □いない	
	<ul><li>※ ADL維持等加算の算</li></ul>				平12老企40
	<ul><li>① ADLの評価は、一 Index を用いて行ってく</li></ul>	定の研修を受けた者により、」 ださい。	Barthel		第2の5の(15)
	<ul><li>② 厚生労働省へのADI ください。</li></ul>	<b>」値の提出は、LIFEを用いて</b>	行って		
	目の月に測定したADI たADL値を控除して得 る同表の中欄の評価対象	対象利用開始月の翌月から起算し し値から、評価対象利用開始月に 骨た値に、次の表の左欄に掲げる 象利用開始月に測定したAD L値 に掲げる値を加えた値を平均して	工測定し 者に係 直に応じ		
		ADL値が0以上25以下	3		
	1 2以外の者	ADL値が30以上50以下	3		
	1 2以外70月	ADL値が 55 以上 75 以下	4		
		ADL値が80以上100以下	5		
	2 評価対象利用開始に	ADL値が0以上25以下	2		
	おいて、初回の要介護認定があった月から起算して	ADL値が30以上50以下	2		
	12 月以内である者	ADL値が 55 以上 75 以下	3		
		ADL値が80以上100以下	4		
	DL利得の多い順に、上数に1未満の端数が生しる。)及び下位100分のの端数が生じたときは、	+算するに当たって対象とする者 :位 100 分の 10 に相当する利用者 こたときは、これを切り捨てるも ) 10 に相当する利用者(その数は これを切り捨てるものとする。) 重において「評価対象利用者」と	音(その のとす こ1未満 を除く		
	いる利用者については、 該他の施設や事業所と返	是供するリハビリテーションを併 リハビリテーションを提供して 車携してサービスを実施している 面対象利用者に含めるものとしま	いる当場合に		

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
	⑥ 令和4年度以降に加算を算定する場合であって、加算を取得する月の前年の同月に、基準に適合しているものとして市長に届け出ている場合には、届出の日から12月後までの期間を評価対象期間とします。		
12 若年性認知症 入所者受入加 算	施行令(平成10年政令第412号)第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要介護者となった入所者をいう。以下同じ。)に対してサービスを行った場合は、若年性認知症入所者受入加算として、1日につき所定単位数を加算していますか。  ※ ただし、認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は、算定しません。	□いる □いない □該当無し	平12厚告21別表の1の注14
	【厚生労働大臣が定める基準】 受け入れた若年性認知症入所者(初老期における認知症によって要介護者となった者)ごとに個別の担当者を定めていますか。	□いる □いない	平27厚労告95第 六十四号
13 常勤医師配置加算	(1) 専ら当該指定施設の職務に従事する常勤の医師を1名以上配置しているものとして市長に届け出た場合については、1日につき所定単位数を加算していますか。	□いる □いない □該当無し	平12厚告21 別表の1の注15
	(2) 入所者数が100を超える指定施設にあっては、専ら当該施設の職務に従事する医師を1名以上配置し、かつ、医師を常勤換算方法で入所者の数を100で除した数以上配置していますか。	□いる □いない	
14 精神科を担 当する医師に 係る加算	介護保険法第5条の2に規定する認知症である入所者(下記%)が全入所者の3分の1以上を占め、かつ、精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月2回以上行われている場合は、1日につき所定単位数を加算していますか。	□いる □いない □該当無し	平12厚告21 別表の1の注16
	※ 「認知症である入所者」とは、次のいずれかに該当する者としてください。		平12 老企40 第2の5の(16) ①
	ア 医師が認知症と診断した者 イ 旧措置入所者にあっては、前記アにかかわらず、従来の「老 人福祉法による特別養護老人ホームにおける認知症老人等 介護加算制度について」(平成6年9月30日老計第131号) における認知症老人介護加算の対象者に該当している場合 は、医師の診断は必要としない。		
	※ 精神科を担当する医師に係る加算の算定に当たっての留意事項 ① 精神科を担当する医師に係る加算を算定しようとする施設は、常に認知症である入所者の数を的確に把握していますか。	□いる □いない	平12 老企40 第2 の5 の(16) ②
	② 「精神科を担当する医師」は、精神科を標ぼうしている医療機関において精神科を担当している医師であることが原則ですが、そうでない場合は、過去に相当期間、精神科を担当する医師であった場合や精神保健指定医の指定を受けているなど、その専門性が担保されていますか。	□いる □いない	平12 老企40 第2の5の(16) ③
	③ 精神科を担当する医師について、常勤医師配置加算が算定されている場合は、精神科を担当する医師に係る当加算は算定していませんか。	□いない □いる	平12老企40 第2の5の(16) ④

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
	④ 健康管理を担当する指定施設の配置医師(嘱託医)が1名で、 当該医師が精神科を担当する医師も兼ねる場合は、配置医師と して勤務する回数のうち月4回(1回あたりの勤務時間3~4 時間程度)までは加算算定の基礎としていませんか。 (例えば、月6回配置医師として勤務している精神科を担当する 医師の場合:6回-4回=2回(以上)となるので、当該費用を 算定できることになります。)		平12 老企40 第2 の5 の(16) ⑤
	⑤ 入所者に対し療養指導を行った記録等を残していますか。		平12老企40 第2の5の(16) ⑥
15 障害者生活 支援体制加算	基準に適合する視覚、聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者、重度の知的障害者又は精神障害者(以下「視覚障害者等」という。)である入所者数が以下のとおり((1)①又は(2)①)である指定施設において視覚障害者等に対する生活支援に関し専門性を有する者として別に厚生労働大臣が定める者(以下「障害者生活支援員」という。)であって専ら障害者生活支援員としての職務に従事する常勤の職員であるものを以下のとおり((1)②又は(2)②)配置しているものとして市長に届け出た場合は、1日につき次のいずれかを、所定単位数に加算していますか。  ただし、障害者生活支援体制加算(I)を算定している場合にあっては障害者生活支援体制加算(II)は算定しません。	□いない	平12厚告21 別表の1の注17
	<ul> <li>(1) 障害者生活支援体制加算(I)</li> <li>① 視覚障害者等の入所者数が「15人以上」又は「30%以上」</li> <li>② 専ら障害者支援専門員としての職務に従事する<u>常勤</u>の職員を1名以上(視覚障害者等の入所者総数が 50 を超える場合は、1名に加えて、障害者生活支援員を常勤換算方法で障害者である入所者の数を 50 で除した数以上)配置</li> </ul>		
	<ul> <li>(2) 障害者生活支援体制加算(Ⅱ)</li> <li>① 視覚障害者等が入所者総数の50%以上であること。</li> <li>② 専ら障害者支援専門員としての職務に従事する<u>常勤</u>の職員を2名以上(視覚障害者等の入所者総数が50を超える場合は、2名に加えて、障害者生活支援員を常勤換算方法で障害者である入所者の数を50で除した数に1を加えた数以上)配置</li> </ul>		
	【厚生労働大臣が定める者】  ア 視覚障害 点字の指導、点訳、歩行支援等を行うことができる者  イ 聴覚障害又は言語機能障害 手話通訳等を行うことができる者		平27厚芳告95第 五十八号
	ウ 知的障害 知的障害者福祉法第 14 条各号のいずれかに該当する者又はこれらに準ずる者 エ 精神障害 精神保健福祉士又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 施行令第 12 条各号に掲げる者		
	※ 知的障害者福祉法第14条各号 a 社会福祉法に定める社会福祉主事たる資格を有する者であって、知的障害者の福祉に関する事実に2年以上従事した経験を有するもの		知的障害者福祉 法第14条

自主点検工	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	根拠
	b 大学において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者 c 医師 d 社会福祉士 e 知的障害者の福祉に関する事業に従事する職員を養成する 学校その他の施設で厚生労働大臣の指定するものを卒業した 者	
	f ア〜オに準ずる者であって、知的障害者福祉司として必要な 学識経験を有するもの ※ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第12条各号	精神保健及び精
	a 学校教育法に基づく大学において社会福祉に関する科目又 は心理学の課程を修めて卒業した者であって、精神保健及び 精神障害者の福祉に関する知識及び経験を有するもの b 医師	神障害者福祉に 関する法律施行 令第12条
	c 厚生労働大臣が指定した講習会の課程を修了した保健師で あって、精神保健及び精神障害者の福祉に関する経験を有す るもの d ウに準ずる者であって、精神保健福祉相談員として必要な知	
	識及び経験を有するもの	
	アー視覚障害者	平12老企40 第2の5の(17) ①
	身体障害者手帳の障害の程度が1級又は2級若しくは、これに準 ずる視覚障害の状態にあり、日常生活におけるコミュニケーション や移動等に支障があると認められる視覚障害を有する者	
	イ 聴覚障害者 身体障害者手帳の障害の程度が2級又はこれに準ずる聴覚 障害の状態にあり、日常生活におけるコミュニケーションに 支障があると認められる聴覚障害を有する者	
	ウ 言語機能障害者 身体障害者手帳の障害の程度が3級又はこれに準ずる言語 機能障害等の状態にあり、日常生活におけるコミュニケーションに支障があると認められる言語機能障害を有する者	
	エ 知的障害者 療育手帳に規定する A(重度)の障害を有する者又は知的障害者更生相談所において障害の程度が「療育制度の実施について(局長通知)」に規定する重度の障害を有する者として認定された者	
	オ 精神障害者 精神障害者保健福祉手帳の障害等級が1級又は2級に該当 する者であって、65歳に達する日の前日までに同手帳の交付 を受けた者	
		平12老企40 第2の5の(17)③

16 入院、外泊 の取扱い	に対し 度とし	して居宅	言におけ	ナる外泊	白を認め	めた場合	には、	1月に	び入所者 6日を限 を算定し	□いない	平12厚告21 別表の1の注18
	(2) 入りますが		<b>朴泊の</b> 類	期間に	切日及	び最終	日を含	まず算	定してい	□いる□いない	平12 老企40 第2 の5 の(18)
	1	折に活用							ッドを短 定してい	□いない□いる	
	1	回の入院 を超え					合には	は、連続	13 泊(12	! □いない □いる	
						まにおけ 含みま <sup>*</sup>		、子供	又はその	)	
	<ul><li>※ 外泊</li><li>費は算</li></ul>	の期間  定でき			所者に	ついて	は、居	宅介護	サービス		
	※「入	院」の場	易合、必	必要に応		入退院 あたる。			族等へのす。	)	
17 外泊時在宅	1						–		居宅サー		平12厚告21
サービス	ビスを提  代えて1								単位数に	: □いない □該当無し	別表の1の注19
	* この					-	- •	-			
									。 できません。		
	<ul><li>※ 外泊</li></ul>									'	_
	① <b>外泊</b>									□いる	型 平12 老企40
	び身体 介護支	の状況 援専門	に照ら 員等に	し、医 より、	師、看 その居	護・介	護職員 いて在	、生活	相談員、ビス利用	□いない	第2の5の(19)
	② 当該	入所者					の趣旨	を十分	説明し、	□いる □いない	-
	③ 外泊						1十 塩	完体部	の企業支		<u> </u>  -
	•		• —							. 口いない	
	1	_							者等との		
									て、その		
	1	能刀に 【した計		-			呂むこ	とかで	きるよう		
	④ 家族	等に対	し次の	指導を	事前に		とが望	ましい	とされて		_
		が、行		- •	•		. 88	16.9#		□いない	
						宅療養に ロヴル:			<b>維性及び</b>	•	
	向_		りとして	行う体	位変技	<b>奐、起座</b>			維持及び 東、起立訓		
	ウミ	家屋の改	<b>対善の指</b>	導							
	<u>_</u>	当該入所	「者の介	助方法	との指導	<b></b>					
	居宅サ	指定居 ービス	宅サー を提供	ビス事 するこ	業者等ととし	により	、計画 サービ	に基づ	設の従業 く適切な 供を行わ		

自主点検項目		自	主	点	検	Ø	ポ	イ	ン	1		根拠
	7	ますか	0							としてい いので、連	□いない	
	Ì	伯期間 中に併	中に退 設医療	所した 機関に	場合の 入院し	)退所日	日は算定	できま 日は算	すが、 定でき	また、外 外泊期間 ません。	]	
	1	ッドを 合は、	短期入 外泊時	所生活 在宅サ	介護に 一ビス	活用す	トること ≧してい	は可能 ません	ですかか。	、その場		
18 初期加算	اع	して、	1日に	つき所	定単位	数に第	定して	います		初期加算	【 □いる □いない □該当無し	平12厚告21別表の1のハ
	1	当該 Z VI , III	入所者 スはMI	が過去こ該当で	3 月間 ける者(	引(たた の場合	は過去	常生活 1 月間。	とする。	のランク )の間に、 !していま	□いない	平12老企40 第2の5(20)③
	l	<b>t</b> . ①	にカゝカゝ	わらず	算定で	ぎきます	0			けいた場合 は <b>型であっ</b>		平12 老企40 第2 の5(20)④ 平12 老企40
	1	ても隣 ハた者 合は、	接及び が、日 人居直向	近隣等 を空け	の条件 ること 明入所	に該当 なく引 の利用	áするも ∣き続き	のを含 当該施	む。) を 設に入	全であり 利用して .居した場 :して得た	口いない	第2の5(20)③
19 退所時等相 談援助加算 A 退所前訪問相 談援助加算	(1)	っ又を一祉所では訪ビナー	ト護支援 を調し、当 は、地スに はないに はないに はないに はないに はないに はないに はないに はない	援専門員 いずれた i該入所 i密着型 こついて 退所前れ	、生活の名が 者及び サービ は相談援	舌相談 が、当記 がその ずスその 援助 の必	員、看護 亥入所者 京族等に の他の保 行ったよ	職員、が対しない。 対して かいっこう はいい はい	機能は活後上の一所の	所に先立員 対象 対象 対象 はの は は は は は は は は る れ る れ る は る れ る れ る れ	<ul><li>□いない</li><li>□該当無し</li><li>□</li></ul>	平12厚告21 別表の1の赤注1
	(2)	診療所 入所者 情報排	所及びか 皆の同意 是供等で	介護保障 意を得て を行った	食施設 C、当該 ことき	を除く。 <b>対会福</b> も、(1)	。)に入 量祉施設 )と同様	所する 等を訪 に算定	場合で i問し、i してい	等(病院。 あって、 連絡調整。 ますか。	□いない	
		入れる あっ いれっ いれっ に 相 説	後早期 入 は、1 計画 が ま 動 援 助 は	に退所 に2回 回目の 策定に 退所	に向けの訪問相当たっ	けた訪問 目相談援 目談援助 で行れ ては社会	援助につ かは退所 つれるも	助の必 いて加 を る で る で る で あ に る で る で る に る に る っ こ る っ こ る っ こ 。 る っ こ る ら る ら る ら る ら る ら る に る ら る ら る に る ら る ら	要があ 1算をす 1におい り、2	項 ると認め る場合に た施設サ 回目の訪 生活に向	- - j	平12老企40第2 の5(22)①イ
	2	退所	前訪問	相談援	助加算	は、追	感所日に	算定し	ていま	すか。	□いる □いない	平12老企40第2 の5(22)①ハ
	3	a 训b 训	退所して		スは診り	寮所へん	<b>、</b> 入院する へ入院ス		<b>沂する</b> 場	<b>景</b> 合	□いない □いる	平12老企40第2 の5(22)①二

	自主点検項目	自	主	点	検	Ø	ポ	イ	ン	1		根	拠
		門員、	所前訪問を 生活相に すっている	談員、	看護職						<b>専</b> □いる <b>カ</b> □いない	平12老企の5(22)①	
		⑤ 退所 その類	所前訪問 <sup>を</sup> 家族等の						は、入	所者及(	<b>ゾ</b> □いる □いない	平12老企の5(22)①	
		た場合	所前訪問 <sup>ス</sup> 計は、相 記録を行	淡援助	を行っ	た日及					<b>つ</b> □いる <b>男</b> □いない	平12老企の5(22)①	
В	退所後訪問相 談援助加算	該入	所者の退 所者及ひ 1 回を限	その家	族等に	対して	て相談扱	⊌助を行			- I	平12 <i>厚</i> 告 別表の1 - 注2	
		(病 あっ 連絡	所者が追院、診療 て、入所 調整、情 すか。	所及び i者の同	「介護保 □意を得	ዩ険施 ∤て、	設を除ぐ 当該社会	(。) (こ ≹福祉)	入所す 施設等を	る場合 <sup>-</sup> - 訪問し	•		
		※ 退剂	斤後訪問	目談援助	助加算。	の算定	に当た	っての	留意事	項			
		① 退剂	<b>所後訪問</b>	相談援助	助加算	は訪問	日に算	定して	います	か。	□いる □いない	平12老企の5(22)①	
		a b	<b>)場合、!</b> 退所して 退所して 死亡退所	病院又 他の介	【は診療 養保険	所へ	入院する		「する場	<b>景</b> 合	□いない □いる	平12老企 の5(22)①	
		門員、	所前訪問 <sup>7</sup> 生活相 テってい	淡員、	看護職						<b>事</b> □いる <b>力</b> □いない	平12老企 の5(22)①	
			所前訪問 <sup>∞</sup> 家族等の○						は、入	所者及(	<b>び</b> □いる □いない	平12老企の5(22)①	
			所前訪問 <sup>7</sup> 合は、相 記録を行 <sup>5</sup>	淡援助	を行っ	た日及						平12 老企 の5(22)①	
C	退所時相談援 助加算	居て退入退に報	所サ当後者後し提す間で所名のののて供からのののではか。	スは地 者の退け一ビ を得て 地を管 該入所	地域密がいる。	音型する 当つい の日か る 護状	ービス で相談扱い いら2週 村及び 社を示す	をび助りとする。	す家に護添い、当支えて	合に対 に対 、 う 、 う 、 う 、 う 、 う 、 う 、 う 、 う 、 う 、	<ul><li>いない</li><li>□ いない</li><li>□ 該当無</li><li>方</li><li></li></ul>	平12厚告別表の10	
		入所 祉施 当該	た、入所 する場合 設等に対 入所者の 定してい	`であっ けして当 )処遇に	て、当 当該入所 必要な	該入所 所者の	所者の同 介護状	意を得 況を示	て、当 す文書	該社会 を添え <sup>-</sup>	<b>富</b> □いない て		

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
	※ 退所時相談援助加算の算定に当たっての留意事項		
	(1) 退所時相談援助は、次のような内容となっていますか。	□いる □いない	平12老企40第2の5の(22)②イ
	a 食事、入浴、健康管理等在宅又は社会福祉施設等における 生活に関する相談援助		0 0 0 0 (22) (2)
	b 退所する者の運動機能及び日常生活動作能力の維持及び向		
	上を目的として行う各種訓練等に関する相談援助 c 家屋の改善に関する相談援助		
	d 退所する者の介助方法に関する相談援助		
	(2) 次の場合、算定していませんか。	□いない	平12老企40第2
	a 退所して病院又は診療所へ入院する場合	□いる	の5の(22)②ロ
	b 退所して他の介護保険施設へ入院又は入所する場合		
	c 死亡退所の場合		
	(3) 退所時相談援助は、介護支援専門員、生活相談員、看護職員、	□いる	
	機能訓練指導員又は医師が協力して行っていますか。	□いない	
	(4) 退所時相談援助は、入所者及びその家族等のいずれにも行っ	□いる	
	ていますか。	□いない	
	(5) 退所時相談援助を行った場合は、相談援助を行った日及び相	□いる	
	談援助の内容の要点に関する記録を行っていますか。	□いない	
	(6) 入所者に係る居宅サービスに必要な情報提供については、老		
	人介護支援センターに替え、地域包括支援センターに対して行った場合についても、算定できます。		O5O(22)2>>
D 退所前連携加		ロいろ	平12厚告21
算	宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当		別表の1のホ注4
	該入所者の退所に先立って当該入所者が利用を希望する指定居宅	□該当無し	
	│介護支援事業者に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者 │の介護状況を示す文書を添えて当該入所者に係る居宅サービス又		
	の介護状況をボッス音を深てて当該大所省に保る店でリーとスス   は地域密着型サービスに必要な情報を提供し、かつ、当該指定居		
	宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービス又は地域密着		
	型サービスの利用に関する調整を行った場合に、入所者1人につ		
	き1回を限度に算定していますか。		
	※ 退所前連携加算の算定に当たっての留意事項		
	① 退所前連携を行った場合は、連携を行った日及び連携の内容		平12老企40第2
	の要点に関する記録を行っていますか。	□いない	の 5 の(22)③の ロ
	② 次の場合、算定していませんか。	□いない	平12老企40第2
	a 退所して病院又は診療所へ入院する場合	□いる	の5(22)③ハ
	b 退所して他の介護保険施設へ入院又は入所する場合		
	c 死亡退所の場合		
	③ 退所前連携は、介護支援専門員、生活相談員、看護職員、機 能訓練指導員又は医師が協力して行っていますか。	□いる □いない	
	④ 在宅・入所相互利用加算の対象となる入所者について退所前	□いる	平12老企40第2
	連携加算を算定する場合には、最初に在宅期間に移るときにの	口いない	の5(22)③二
	み算定していますか。		

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
20 再入所時栄養連携加算	(1) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定施設に入所 (以下この加算において「一次入所」という。)している者が 退所し、病院又は診療所に入院した場合であって、当該者が退 院した後に再度入所(「二次入所」という。)する際、二次入 所において必要となる栄養管理が、一次入所の際に必要として いた栄養管理とは大きく異なるため、当該指定施設の管理栄養 士が当該病院又は診療所の管理栄養士と連携し当該者に関する 栄養ケア計画を策定した場合に、入所者1回につき1回を限度 として、所定単位数を加算していますか。 ※ 「4 栄養管理に係る減算」を算定している場合には算定できません。	口いない	平12厚告21別表の1の二
	【厚生労働大臣が定める基準】 <b>定員超過・人員基準欠如に該当していませんか。</b>	□いない	平12厚芳告95
	₩ 〒1 7叶坐光字掛地鉄の鉄凸に以上 ~の原本字面	□いる	第六十五の二号
	※ 再入所時栄養連携加算の算定に当たっての留意事項 ① 入所時に経口により食事を摂取していた者が、医療機関に入院し、当該入院中に、経管栄養又は嚥下調整食の新規導入となった場合であって、当該者が退院した後、直ちに再度指定施設において入所(以下「二次入所」という。)した場合を対象としていますか。		平12老企40 第2の5(21)①
	なお、嚥下調整食は、硬さ、付着性、凝集性などに配慮した 食事であって、日本摂食リハビリテーション学会の分類に基づ くものをいいます。		
	② 当該施設の管理栄養士が、当該者の入院する医療機関を訪問 の上、当該医療機関での栄養に関する指導又はカンファレンス に同席し、当該医療機関の管理栄養士と連携して二次入所後の 栄養ケア計画を作成していますか。		平12 老企40 第2 の5(21)②
	③ ②の栄養ケア計画について、二次入所後に入所者又はその家 族の同意が得られた場合に限り算定していますか。	□いる □いない	平12老企40 第2の5(21)③
21 経口移行加算	(1) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算していますか。  ※ 「4 栄養管理に係る減算」を算定している場合には算定できません。	□いる □いない □該当無し	平12 厚告21 別俵の1 のト注1
	【厚生労働大臣が定める基準】 <b>定員超過・人員基準欠如に該当していませんか。</b>	□いない □いる	平12厚労告95 第六十六号
	(2) 経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画に基づき、管理栄養士又は栄養士が行う栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員が行う支援が、当該計画が作成された日から起算して180 日を超えた期間に行われた場合であっても、経口による食事の摂取が一部可能な者であって、医師の指示に基づき継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理及び支援が必		   平12 厚告21  別表の1 のト注2

自主点検項目	自	主	点	検	Ø	ポ	イ	ン	٢		根拠
		れるも 定して			、引き	続き当	該加算	「を算定	できま	र्व	
	※ 経口	移行加	算の算	定に当	たって	の留意	事項				
	① 経口	移行加	算のう	ち経管	栄養カ	ら経口	栄養に	移行し	ようと	す	平12老企40
				いては	、次に	掲げる	アから	オまで	の通り		第2の5の(25)
		てくだ									
	_								経口に要であ		
		一手の1次		_						ع ا	
				-					-	<b>護</b> □いる	
	支援 摂取	専門員	その他 るため	!の職種 の栄養	の者が	、共同し	て、紹	こによ		<b>の</b> □いない	`
	W 経口		- •		・計画に	· 一休 <i>①</i>	7. 0 L	・1 て作	:武1 て		
	※ 雇口   ださい		四は不	良ノノ	пЩС	. 14	. 0 07 2	. 0 (1)	- 11X U C		
	ウ当	該計画	につい	ては、	経口に	よる食	事の摂	取を進	めるた	<b>め</b> □いる	
	_	養管理				る入所	者又は	その家	!族に説	<b>明</b> □いない	`
	※ 介護									-	
		施設サ 口移行							記載を	\$	
									スため	<b>の</b> □いる	
	栄養	管理及	び支援	を実施	してい	ますか	٠.			□いない	`
	※ 経口							• • • •	ば可能 としま		
			• .			-		. , . , •	としまら起算	* I	
					- •				合にお		
	ては、	原則と	して当	該加算	は算定	できま	せん。				
		_					_			援 口いる	
										いない	`
									事の摂	• .	
	1				- • •				支援が	-	
	要と	される	場合に	あって	は、弓	き続き	当該加	算を算	定でき	ま	
	すが	、算定	してい	ますか	۰,						
	   ※ ただ   とに受	し、こけてく	.,.,,		て、医	医師の指	示はお	おむね	2週間	~	
					法へσ	移行は	、場合	によっ	ては、	<b>誤</b> □いる	平12老企40
	嚥性肺		険も生	じうる	ことか	ら、次				いしいない	' <del></del>
		身状態;			_	, ,		体温が	安定し	て	
	イ 刺	激しな	くても	覚醒を	保って	いられ	ること	0			
		下反射 る喉頭			` -		や口腔	医、咽頭	への刺	激	
	エ 咽 いこ		物を吸	引した	.後は唾	族を感	下して	も「む	・せ」が	な	
T.	L									L	

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
	③ 経口移行加算を 180 日間にわたり算定した後、経口摂取に移行できなかった場合に、期間を空けて再度経口摂取に移行するための栄養管理及び支援を実施した場合は、当該加算は算定できません。		平12 老企40 第2 の5 の(25) ③
	④ 入所者の口腔の状態によっては、歯科医療における対応を要する場合も想定されることから、必要に応じて、介護支援専門員を通じて主治の歯科医師への情報提供を実施するなどの適切な措置を講じてください。		平12 老企40 第2 の5 の(25) ④
22 栄養マネジメント強化加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市長に届け出た指定施設において、入所者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合、1日につき所定単位数を加算していますか。 ※ 「4 栄養管理に係る減算」を算定している場合には算定でき	□いる □いない □該当無し	平12厚告21 別俵の1のへ
	ません。 【厚生労働大臣が定める基準】		平12 <i>厚労</i> 告95第
	次に掲げる基準のいずれにも適合すること。		六十五の三
	ア 管理栄養士を常勤換算方法で、入所者の数を 50 で除して得た 数以上配置していますか。	□いる □いない	
	ただし、常勤の栄養士を1名以上配置し、当該栄養士が給食 管理を行っている場合にあっては、管理栄養士を常勤換算方法 で、入所者の数を70で除して得た数以上配置していますか。	□いる □いない	
	※ 「給食管理」とは、給食の運営管理を行う、調理管理、材料管理、施設等管理、業務管理、衛生管理及び労働衛生管理を指し、これらの業務を行っている場合が該当します。		平12老企40 第2の5の(24) ②
	※ 常勤換算方法での管理栄養士の員数の算出にあたり、調理業務委託先において配置される栄養士及び管理栄養士の数は含むことはできません。		
	イ 低栄養状態にある入所者又は低栄養状態のおそれのある入所者に対して、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して作成した栄養ケア計画に従い、当該入所者の栄養管理をするための食事の観察を定期的に行い、当該入所者ごとの栄養状態、心身の状況及び嗜好を踏まえた食事の調整等を実施していますか。		
	ウ イに規定する入所者以外の入所者に対しても、食事の観察の際に変化を把握し、問題があると認められる場合は、早期に対応していますか。	□いる □いない	
	エ 入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続 的な栄養管理の実施に当たって、当該情報その他継続的な栄養 管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していますか。	□いる □いない	
	オ 定員超過利用・人員基準欠如に該当していませんか。	□いない □いる	
	※ 栄養マネジメント強化加算の算定に当たっての留意事項		
	① 常勤換算方法での管理栄養士の員数の算出方法は、以下のとおりとします。		平12 老企40 第2 の5 の(24)
	ア 暦月ごとの職員の勤務延時間数を、当該施設において常勤 の職員が勤務すべき時間で除することによって算出するもの とし、小数点第2位以下を切り捨てるものとする。なお、やむ を得ない事情により、配置されていた職員数が一時的に減少 した場合は、1月を超えない期間内に職員が補充されれば、職員数が減少しなかったものとみなすこととする。		

自主点検項目	自 主	点 検	の	ポ	イ	ン	٢	根	拠
	る。) この場 を当該前年	記する際の入 (ただし、新 合、入所者数 度の日数で除 当たっては、	規開設ス の平均 して得7	スは再開 は、前 <sup>4</sup> た数とっ	뢲の場合 年度の≤ する。 、	合は推定全入所者	巨数によ 皆の延数 均入所者		
	② 低栄養状態の訓練、栄養管理がに事務処理のてください。ただし、低栄食事の摂取を行当しない場合に	里及び口腔管 手順及び様式 養状態のリス うっておらず	理の実施例の提売の表が中、栄養権	施に関す 示につい リスク <sup>3</sup> 補給法り	する基本 ハて」 ( 者のう) 以外の!	本的な <sup>ま</sup> 第4に <sup>ま</sup> ち、経『 リスクタ	考え方並 基づき行 コによる		
	養ケア計画に 法や食事の	栄養士等が以 ビスとして、 爰専門員その こ、低栄養状 現察の際に特	下の対応 医師、首他の職利 態の改言 に確認。	ぶを行った 歯科医師 を行った。 を手を行った。	って、管理 が共同 が共同 に た を え	ごさい。理栄養にしています。	上、看護		
	欲・食事の注 具、食事の 食事の観察に 必要に応じ、 い事情によ 等の他の職利	ア栄養の大学での大学での大学でできません。 大学をおいい 連門 でいる はいい はいない できない できない できない できない できない いい いい いい かい いい いい かい いい いい いい かい いい はい かい いい はい はい はい はい はい はい いい はい はい いい いい はい いい い	食を食管種士する	取え 竟養 隽 施 と 量たの士しでも でも差がてき差	張事	悪整実とと合なり、  ないまする。  ないまする。  ないが、	大況、会 会 会 会 会 と し と と と そ き き き き き き き き き き き き き き き き		
	に係る食事の ウ 食事の観 連する職種。	と情報共有を 直し後の計画	ても差し 題点がり 行い、』 に基づき	し支えた 見られた 必要に ら対応	ない。 た場合/ なじてタ けること	は、速 <sup>々</sup> 栄養ケフ ご。	やかに関 ア計画を		
	所者又はその る相談支援 に入所(入) 要栄養量、急	の家族に対し を行うこと。 完) する場合の を事摂取量、順 意事項等)をフ	、管理 また、f は、入所 族下調整	栄養士だ 也の介記 「中の栄 食の必	が退所 獲保険 を 養管理 要性 ( <sup>・</sup> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	後の食 施設や 間に関す 本下食 で	事に関す 医療機関 る情(必 ュード)、		
	④ 低栄養状態のイに掲げる食品 問題点がみられ 必要に応じて気 対応してくだる	事の観察の際 れた場合は、i 栄養ケア計画	に、あれ 速やかに	わせて1 関連す	食事の# る職種	犬況を打 さと情報	巴握し、 共有し、		
23 経口維持加算 (経口維持加 算(I))	(1) 別に厚生労 て、以下のとる 数を加算してU	おり栄養管理						平12厚 別俵の1	

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
	【厚生労働大臣が定める基準】		平12厚労告95第
	ア 定員超過利用・人員基準欠如に該当していませんか。	□いない □いる	六十七号
	イ 入所者又は入院患者の摂食若しくは嚥下機能が医師の判断に より適切に評価されていますか。	□いる □いない	
	ウ 誤嚥等が発生した場合の管理体制が整備されていますか。	□いる □いない	
	※ 「管理体制」とは、食事の中止、十分な排痰、医師又は歯科医師との密接な連携等が迅速に行われる体制をいいます。		平12 老企40 第2 の5 の(26) ④
	エ 食形態に係る配慮など誤嚥防止のための適切な配慮がされていますか。	□いる □いない	
	オ イからエまでについて医師、管理栄養士、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同して実施するための体制が整備されていますか。		
	※ 経口維持加算 (I) の算定に当たっての留意事項		
	<ul><li>① 現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を 有し、誤嚥が認められる入所者に対して算定していますか。</li></ul>	□いる □いない	平12厚告21 別表の1のチ注1
	※ 算定対象者は、水飲みテスト、頸部聴診法、造影撮影、内視鏡 検査等により誤嚥が認められることから、継続して経口による 食事摂取を進めるための特別な管理を必要とする者として、医 師又は歯科医師の指示を受けた者を対象としてください。		平12老企40 第2の5の(26) ①イ
	ただし、歯科医師が指示を行う場合は、指示を受ける管理栄養士等が、対象となる入所者に対する療養のために必要な栄養の指導を行うに当たり、主治の医師の指導を受けている場合に限ります。		
	※ 「特別な管理」とは、入所者の誤嚥を防止しつつ、継続して経口による食事の摂取を進めるための食物形態、摂食方法等における適切な配慮のことをいいます。		平12 老企40 第2 の5 の(26) ①ハ
	② 医師又は歯科医師の指示に基づき、月1回以上、医師、歯科 医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が 共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等 を行っていますか。		平12 老企40 第2 の5 の(26) ①ロ
	※ 「食事の観察及び会議等」とは、関係職種が一同に会して実施するものとするが、やむを得ない利用により、参加すべき参加者が得られなかった場合は、その結果について終了後速やかに情報共有を行うことで算定可能となります。		平12老企40 第2の5の(26) ③
	③ 入所者毎に、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画の作成を行うとともに、必要に応じた見直しを行っていますか。		平12 老企40 第2 の5 の(26) ①ロ
	※ 経口維持計画は施設サービス計画の中に記載することは可能です。		
	<ul><li>④ 経口維持計画の作成及び見直しを行った場合は、特別な管理 の対象となる入所者又はその家族に説明し、同意を得ています か。</li></ul>		
	⑤ 医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養者が、 栄養管理を行っていますか。	□いる □いない	平12厚告21 別表の1のチ注1

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
	※ 歯科医師が指示を行う場合は、指示を受ける管理栄養士等が 医師の指導を受けている必要があります。		
	⑥ 「4 栄養管理に係る減算」又は「21 経口移行加算」を算定していませんか。	□いない □いる	平12厚告21 別俵の1のチ注1
(経口維持加 算(Ⅱ))	(2) 経口維持加算(I)を算定している指定施設において、以下のとおり行っている場合は、1月につき所定単位数を加算していますか。	□いる □いない □該当無し	平12厚告21 別表の1のチ注2
	ア 協力歯科医療機関を定めていますか。	□いる □いない	
	イ 入所者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議等に、医師(施設基準で必要とされる医師(嘱託医)以外であることが必要)、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士のいずれかが参加していますか。	□いる □いない	
	※ 「食事の観察及び会議等」とは、関係職種が一同に会して実施 するものとするが、やむを得ない利用により、参加するべき参 加者が得られなかった場合は、その結果について終了後速やか に情報共有を行うことで算定を可能となります。		平12 老企40 第2 の5 の(26) ③
24 口腔衛生管理加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定施設において、 入所者に対し、歯科衛生士が口腔衛生の管理を行った場合は、当 該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を 加算していますか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合におい ては、次に掲げるその他の加算は算定しません。	□いる □いない □該当無し	平12厚告21別表の1のリ
	(1) 口腔衛生管理加算 (I)		
	(2) 口腔衛生管理加算(Ⅱ)		
	【厚生労働大臣が定める基準】		平12厚労告95第
	(1) 口腔衛生管理加算 (I)   次のいずれにも適合していますか。		六十九号
	ア 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的 助言及び指導に基づき、入所者の口腔衛生等の管理に係る計 画が作成されていますか。		
	イ 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、ロ 腔衛生等の管理を月2回以上行っていますか。	□いる □いない	
	ウ 歯科衛生士が、アにおける入所者に係る口腔衛生等の管理 について、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を 行っていますか。		
	エ 歯科衛生士が、アにおける入所者の口腔に関する介護職員 からの相談等に必要に応じ対応していますか。	□いる □いない	
	オ 定員超過利用・人員基準欠如に該当していませんか。	□いない □いる	
	(2) 口腔衛生管理加算 (Ⅱ) 次のいずれにも適合していますか。		
	ア (1)アからオまでに掲げる基準のいずれにも適合していま すか。	□いる □いない	
	イ 入所者ごとの口腔衛生等の管理に係る情報を厚生労働省に 提出し、口腔衛生の管理の実施に当たって、当該情報その他 口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を 活用していますか。	□いる □いない	

自主点検項目	自	主	点	検	0)	ポ	イ	ン	<u>۲</u>		根拠
	※ 口腔	衛生管理	里加算の	算定	に当た・	っての	留意事	項			
	施設の	入所者に	こ対して こついて	て口腔 て介護	衛生の 職員へ	管理を 具体的	行い、 な技術	当該入 的助言	所者に係 及び指導		平12老企40第2の5の(27)
	険によ 等に確	へては、 る 訪問 は	当該サー 歯科衛生 とともに	-ビス E指導 こ、当	を実施 の実施 該サー	する同 の有無 ビスに	一月内 を入所 ついて	Iにおい 者又は	する場合 て医療係 その家族 、その扱	<b>ミ</b> □いない	
	る口腔導の内	歯科衛生 清掃等( ]容及び・ 参考と	生士は、 こついて その他必	口腔 介護 必要と	衛生の 職員へ 思われ	管理の の具体 る事項	内容、 的な技 に係る	当該入 術的助 記録(	ロ腔ケア 所者に係 言及び指 別紙様式 供してい	€ □いない €	
							-		施記録を いますか。		
	状態にな歯科	に必要( より医療	こ応じて 寮保険に ービスカ	対応におけば提供	すると る対応 される	ともに が必要 よう当	、当 <b>診</b> となる	入所者 場合に	に関する の口腔の は、適り び当該旅	<b>)</b> □いない	
	指導料 導料が	ても口服 が算定で	控衛生管 された F 上算定さ	管理加 日の属 された	算を算 する月	定でき におい	ますが ては、	、訪問 訪問歯	属する月 歯科衛生 科衛生指 そのよう	E □いない <b>f</b>	
25 療養食加算		設が、	別に厚生	E労働	大臣が	定める	療養食	を提供	したとき	<ul><li>□いる</li><li>□いない</li><li>□該当無し</li></ul>	平12厚告21 別表の1のヌ
	ア 食 ます		供が管理	里栄養	士又は	栄養士	によっ	て管理	されてい	<ul><li>□いる</li><li>□いない</li></ul>	
		、所者の4 事の提					適切な	栄養量	及び内容	<b>『</b> □いる □いない	
	ウ定	] 員超過	利用・人	基員人	準欠如	に該当	してい	ません	か。	□いない □いる	平12厚芳告95第 三十五号
	【厚生労	働大臣	が定める	療養	食】						平27厚労告94第
	疾病治 供された 臓病食、 及び特別	適切な 胃潰瘍負	栄養量及 食、貧血	をび内 .食、胴	容を有	する糖	尿病食	、腎臟		F	六十号
	※ 療養	食加算(	の算定に	と当た	っての	留意事」	頁				
	事箋に	り利用	者に対し 、利用者	疾患 音等告	治療の	直接手	段とし	て発行	、主治の された食 された場	■いない	平12 老企40 第2 の5 の(28)

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	根拠
	なお、当該加算を行う場合は、療養食の献立表が作成されて □いる いますか。	
	② 加算の対象となる療養食は、疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づいて提供される利用者の年齢、病状等に対応した栄養量及び内容を有する治療食(糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食(流動食は除く。)、貧血食、膵臓病	
	食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食をいいます。 なお、療養食の摂取の方法については、経口又は経管の別を 問いません。	
	③ 減塩食療法等について 心臓疾患等に対して減塩食療法を行う場合は、腎臓病食に準 じて取り扱うことができるものですが、高血圧症に対して減塩 食療法を行う場合は、加算の対象となりません。	
	また、腎臓病食に準じて取り扱うことができる心臓疾患等の 減塩食については、総量 6.0g 未満の減塩食をいいます。  ④ 肝臓病食について	
	肝臓病食とは、肝庇護食、肝炎食、肝硬変食、閉鎖性黄疸食 (胆石症及び胆嚢炎による閉鎖性黄疸の場合を含む。)等です。 ⑤ 胃潰瘍食について	
	十二指腸潰瘍の場合も胃潰瘍食として取り扱って差し支えありません。 手術前後に与える高カロリー食は加算の対象としませんが、	
	一般は加昇の対象としませんが、 侵襲の大きな消化管手術の術後において胃潰瘍食に準ずる食事 を提供する場合は、療養食の加算が認められます。 また、クローン病、潰瘍性大腸炎等により腸管の機能が低下	
	している入所者等に対する低残さ食については、療養食として 取り扱って差し支えありません。 ⑥ 貧血食の対象者となる入所者等について	
	療養食として提供される貧血食の対象となる入所者等は、血中へモグロビン濃度が 10g/dl 以下であり、その原因が鉄分の欠乏に由来する者です。	
	① 高度肥満症に対する食事療法について 高度肥満症(肥満度が+70%以上又はBMI(Body Mass Index) が35以上)に対して食事療法を行う場合は、脂質異常症食に準 じて取り扱ってください。	
	⑧ 特別な場合の検査食について 特別な場合の検査食とは、潜血食をいう他、大腸X線検査・大 腸内視鏡検査のために特に残さの少ない調理済食品を使用した 場合となっていますが、このとき、「特別な場合の検査食」とし て取り扱ってください。	
	⑨ 脂質異常症食の対象となる入所者等について 療養食として提供される脂質異常症食の対象となる入所者等 は、空腹時定常状態における LDL-コレステロール値が 140mg/dl 以上である者又は HDL-コレストロール値が 40mg/dl 未満若しく は血清中性脂肪値が 150mg/dl 以上である者です。	

自主点検項目	自	主点	検 の	ポ	1	ント		根拠
26 配置医師緊急時対応加算	市長に届ける 設の求めに 対し診療を 回につき所	出た指定施記 むじ、早朝、 行い、かつ、 定単位数をか	役において、 夜間又は溺 診療を行っ ロ算していま	当該施記 ででに施記 でを理由で ででででする。	段の配置 段を訪問 を記録し	医師が当記 して入所者 た場合は、	1	平12厚告21 別俵の1のル
	せん。	看護体制加身 大臣が定める	章(Ⅱ)を算定 る施設基準】	きしていた	い場合	は、昇疋し	ンま	 平27厚芳告94第
	的状況等は	ごとの医師と	との連絡方法 記置医師と当	よ、診療を	と依頼す	る場合の具	具体	六十号
		師が連携し、 ていること。	施設の求め	に応じ 24	4 時間対	応できる位		
	① 当該加算 電話等で値 めた場合に 算定してした場合には	算は、入所者の 直接施設への こ、可及的速 いますか(定 は算定できま	の看護・介護( 訪問を依頼し やかに施設に 期的ないし記 せん)。	に当たる。 ノ、当該医 こ赴いて彰 十画的に施	が、配置 師が診療 療を行っ 設に赴し	置医師に対し 象の必要性で った場合にな いて診療を行	を認 限り 行っ	平12 老企40 第2 の5 の(29) ①
	て、早朝 <sup>2</sup> 行うこと <sup>2</sup> ん。	等に説明した や日中の診療 を事前に決め	を上で、当該 寮終了後の夜 めている場合	核入所者が を間に施設 合には、こ	び死亡し 没を訪問 この限り	た場合にてし死亡診断ではありま	つい 折を <b>ませ</b>	
	② 事前に」 行った場1		t出た配置的 としています		ミ際に訪	問し、診療	<b>景を</b>  □いる  □いない	平12 老企40 第 2 の 5 の(29) ②
	※ 配置医師 は算定で	, , , ,	協力医療機関	園の医師だ	:訪問・	診察した場	易合	H30. 3. 23Q&A 問93
	③ 施設が記し 内容につい		った時間、酢 っていますか		《診療を	行った時間	<b>引、</b> □いる □いない	平12老企40 第2の5の(29) ③
			とし、深夜の耳			-	<b>干前</b> □いる <b>時か</b> □いない	平12 老企40 第2 の5 の(29) ④
		てください。	対象となる時 が長時間にお					
	る時間帯に	こおける診療	を時間が全体 を時間が全体 いては、当該	本の診療師	時間に占	める割合か	-	
	医師との決めを事	伏等について 連携方法や記 前に定めるこ		可の方法、 けるタイ 24 時間	曜日や シグ等 2置医師	時間帯ごと に関する取 による対応	<b>この</b> □いない なり な又	平12老企40 第2の5の(29) ⑤

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠					
27 看取り介護 加算	して市長に届け出た指定施設において、別に厚生労働大臣が定		平12 <i>厚</i> 告21 別表の1 <i>の</i> ヲ					
	いますか。 ただし、退所した日の翌日から死亡日までの間は、算定しま							
	せん。 また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合におい ては、次に掲げるその他の加算は算定しません。							
	(1) 看取り介護加算 (I)							
	(2) 看取り介護加算(Ⅱ)							
	【厚生労働大臣が定める施設基準】		   平12厚 <del>労告</del> 96第					
	(1) 看取り介護加算(I)		五十四号					
	ア 常勤の看護師を1名以上配置し、当該指定施設の看護職員 により、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションの 看護職員との連携により、24時間連絡できる体制を確保して いますか。							
	※ 「24 時間連絡できる体制」とは、施設内で勤務することを要するものではなく、夜間においても施設から連絡でき、必要な場合には施設からの緊急の呼出に応じて出勤する体制をいいます。		平12 老企40 第2の5の(30)⑫					
	イ 看取りに関する指針を定め、入所の際に、入所者又はその 家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていま すか。	□いる □いない						
	ウ 医師、生活相談員、看護職員、介護職員、管理栄養士、介 護支援専門員その他の職種の者による協議の上、当該指定施 設における看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する 指針の見直しを行っていますか。	□いる □いない						
		□いる						
	オ 看取りを行う際に個室又は静養室の利用が可能となるよう	□いない □いる □いない						
	(2) 看取り介護加算(Ⅱ)							
	ア 「26 配置医師緊急時対応加算」の施設基準に該当してい ますか。	□いる □いない						
	. (,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	□いる □いない						
	【厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者】		平 27 厚労告 94					
	次のア〜ウまでのいずれにも適合している入所者ですか。		第六十一号					
		□いる □いない						
		□いる □いない						

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
	ウ 看取りに関する指針に基づき、入所者の状態又は家族 め等に応じ随時、医師等の相互の連携の下、介護記録等 者に関する記録を活用し行われる介護についての説明 け、同意した上で介護を受けている者(その家族等が説 受け、同意した上で介護を受けている者を含む。)ですが	「入所 □いない  を受  明を	
	※ 看取り介護加算の算定に当たっての留意事項  ① 入所者に提供する看取り介護の質を常に向上させていめ、計画 (Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)イクル (PDCA サイクル) により、看取り介護を実施する体構築・強化を図るため、以下の取組を図っていますか。	<b>のサ</b> □いない	平12 老企40 第2の5の(30) ②
	ア 看取りに関する指針を定めることで施設の看取りに対方針等を明らかにする (Plan)。 イ 看取り介護の実施に当たっては、当該入所者に係る医診断を前提にして、介護に係る計画に基づいて、入所者の人らしく生き、その人らしい最期が迎えられるよう支行う(Do)。	節のがそ	
	ウ 多職種が参加するケアカンファレンス等を通じて、実た看取り介護の検証や、職員の精神的負担の把握及びそ対する支援を行う(Check)。 エ 看取りに関する指針の内容その他看取り介護の実施体ついて、適宜、適切な見直しを行う(Action)。	わに	
	※ なお、施設は、看取り介護の改善のために、適宜、家族等する看取り介護に関する報告会並びに入所者等及び地域住の意見交換による地域への啓発活動を行うことが望ましす。 ② 看取り介護を実施するに当たり、終末期にたどる経過、	民といで	平12 老企40
	等における看取りに際して行いうる医療行為の選択肢、医 医療機関との連携体制などについて、入所者等の理解が得 るよう継続的な説明に努めていますか。 また、説明に際して、入所者に関する記録を活用した資 作成し、その写しを提供していますか。	<b>≦師や</b> □いない <b>られ</b>	第2の5の(30) ③
	③ 看取りに関する指針は、管理者を中心として、生活相談 介護職員、看護職員、管理栄養士、介護支援専門員等の協 より定めていますか。 ※ 指針で定める項目には、以下の事項が考えられます。		平12 老企40 第 2 の 5 の(30) ④
	a 看取りに関する考え方 b 終末期にたどる経過(時期、プロセス等)とそれに応じ 護の考え方	た介	
	c 施設等において看取りに際して行いうる医療行為の選択技 d 医師や医療機関との連携体制(夜間及び緊急時の対応を含む) e 入所者等への情報提供及び意思確認の方法 f 入所者等への情報提供に供する資料及び同意書の書式 g 家族への心理的支援に関する考え方		
	h その他看取り介護を受ける入所者に対して施設の職員 るべき具体的な対応の方法  ④ 看取り介護の実施に当たっては、多職種連携を図るため	)、医 □いる	平12老企40
	師、生活相談員、看護職員、介護職員、管理栄養士、介護 専門員等と情報共有に努めていますか。		第2の5の(30) ⑤

自主点検項目		自	主	点	検	0	ポ	1	ン	F		根拠
	5	以下	の事項	が介護	記録等	に記録	されてし	ハますれ	か。		□いる	平12老企40
	ア	・ 終 の記録		身体症	状の変	化及び	これにタ	対する	介護等に	こついて	□いない	第2の5の(30) ⑤
	1				する入 ケアに <sup>・</sup>		•	の精神に	的な状態	点の変化		
	ゥ	看	取り介護	の各プロ		おいて把	握した入	所者等0	が意向と、	それに基		
	(6)				下の点り			<b>デ</b> さい.				平12老企40
	_	本.頭で	人又は 司意を	家族に 得た場	対する	随時の 介護記	説明に( 録に説	系る同 明日時	意につい 、内容等	ヽて、ロ 芽を記載	□いる □いない	第2の5の(30) ⑥
	1	して 職員 り介	も来て 等が入 護につ	もらえ 所者の	ないよ 状態等 談し、	うな場 に応じ	合は、  て随時、	医師、 入所:	看護職員 者に対す	実に連絡 員、介護 ける看取 こいる場	□いる □いない	
	Ċ	保さ する	れるよ ととも	う、介 に、本	護記録	に職員  態や、	間の相談	淡日時 連絡を	、内容等 取ったに	ことが担 等を記載 こもかか	□いる □いない	
	せて	て重して、	要であ 定期的	るため に連絡	、一度	連絡を続け、	取ってき可能な「	来てく 限り家	れなかっ	ことは極 ったとし 見を確認		
	ら自退係	です。 、入  己負:  所等	が、看 所者側 担を請 の翌月 知負担	取り介 にとっ 求され に亡く	護加算 ては、 ること なった を行う	は死亡 施設に、 になる 場合に	月にま。 入所し ため、入 、前月:	とめて; ていな 、所者か 分の看	算定する い月にて 「退所等 取り介記	り 算 こ い い る い て い で し て の に で と て の に の に り に し に し に に て に に に て に て に て に て に て に	□いる □いない □該当なし	平12老企40 第2の5の(30) ⑦
	でを表現の表記	医療でする。	機関に、たいでは、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに、大きに	対院確の所人のが大きのがあるのがあるのがあるのが	情報機 を る を 状態を は 態を 伝	供等を 関等と がでうう に行う 尋ねた えるこ	行うこ。 の継続に まは点かり またい。 とにつし	とが関 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	要でありわりの中設が入院医療機関	、 の い で に す ま 等 の に 、 る が 際 、 。 、 を 施 に 、 、 る 、 の に の に の に の に の に の に の に の に の に の	□いる □いない □該当なし	平12 老企40 第2 の5 の(30) ⑧
	ע ׄ	は外	泊期間	が死亡	日以前	45 日の	節囲内	の時に	*	á該入院 核入院又	□いる □いない	平12老企40 第2の5の(30) ⑩
	_				又は退 きのみ:					日に所定	□いる □いない	平12 老企40 第2の5の(30) ⑪
	13	静養	室の利	用によ		ライバ	シー及び	び家族・		は個室又 意の確保		平12老企40 第2の5の(30) ⑫

自主点検項目	自	主	点	検	Ø	ポ	イ	ン	<b> </b>		根拠
		なり介護 った場合					の死亡	湯所が	当該施設		平12老企40 第2の5の(30) <sup>(3)</sup>
28 在宅復帰支援機能加算	次に掲げ につき所 ア 入 イ 入	る基準の 定単位数 所者の 所者が	のいずね めを加拿 家族との 利用を	れにも 算して の連絡 希望す	適合し います 調整を 「る指?	ている か。 行って 定居宅:	場合にいるこ いるこ 个護支	あって と。 援事業	あって、 は、 1 日 者に対 し 、 退所後	□該当無し	平12 厚告21 別俵の1 のワ
		宅サート		-							
	この加 内に退 該施設	日が属す 宅・入所 算におい 所し、右	する月で 所相互利 いて「近 生宅にある る入所打	の前 6 利用加 退所者 おいて 朝間が	- 月間に 算を算 」 介護を 1月間	定して う。)の 受ける を超え	いるも 総数の ことと ていた	のを除 うち、 なった 退所者	退所した く。以下 当該期間 もの(3) に限る。)		平27 厚労告95 第七十号
	受ける	を訪問す	するこ。 より、≧	と又は 当該退	居宅介 所者の	護支援 在宅に	事業者 おける	から情 生活が	報提供を 1月以上		
	行うこ ・ 退 サー ・ 必 轄す	者の家 り、で 当で で で る に で で た に た に た に た で に た で た で た で た で	族との 素入所 <sup>え</sup> 君宅サー つい、当 対及び <sup>は</sup>	連絡郡 一日談 八日談 所地域包	整」と その その を の を の を の 方 で り だ り に り に り に り た り に り た り た り た り に り に	は、入 族に対 の保健 うこと。   意を得	所者が して 療 ・ して ア ・ して フ は	在宅に掲げービスの居人	る支援を 又は福祉 住地を管 護支援セ		平12 老企40 第2 の5 の(31)
	該入 ② 「本」	所者に係 人家族に	系る居宅	さサーる相談	ビスに 援助」	必要な とは、	情報を	提供する			
	・ 退 上を ・ 家		者の運動して行う とに関す	動機能 う各種 計る相	及び日 訓練等 談援助	常生活に関す	動作能る相談	力の維	持及び向		
	③ 当該:		草定を行	行った				拠等の	関係書類	□いる □いない	
29 在宅・入所 相互利用加算	める基準 所定単位	に適合す 数を加算	するサ- 拿してし	ービス ハます:	を行う	•			大臣が定 日につき		
	【厚生労 在宅生 及び入所 る。)を定	活を継続 期間(フ	売する 人所期	観点か 間が 3	月を超	えると	きは、	3月を			平27厚芳告94 第六十二号

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
	【厚生労働大臣が定める基準】		平27 厚労告95
	在宅において生活している期間中の介護支援専門員と施設	<b>没の介</b> □いる	第七十一号
	護支援専門員との間で情報の交換を十分に行い、双方が合意	·	
	介護に関する目標及び方針を定め、入所者又はその家族等に	ニ対し│	
	て当該目標及び方針の内容を説明し、同意を得ていますか。		T 10 *
	※在宅・入所相互利用加算の算定に当たっての留意事項	> 1. 7D	平12老企40  第2の5(32)
	① 在宅・入所相互利用(ベッド・シェアリング)加算は、可能 り対象者が在宅生活を継続できるようにすることを主眼と	* * *	312 00000
	設けられたものです。		
	② 施設の介護支援専門員は、入所期間終了に当たって、通	■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■	
	能及び日常生活動作能力その他の当該対象者の心身の状況	<b>記につ</b> □いない	
	いての情報を在宅の介護支援専門員に提供しながら、在宅		
	護支援専門員とともに、在宅での生活継続を支援する観点 介護に関する目標及び方針を定めていますか。	פימו	
	③ 次のアからオの内容で事業を実施していますか。		
	ア 在宅・入所相互利用を開始するに当たり、在宅期間と	- <b>入所</b> □いる	
	期間(入所期間については3月を限度とする)について、		
	による同意を得ていますか。		
	イ 在宅期間と入所期間を通じて一貫した方針の下に介		
	進める観点から、施設の介護支援専門員、施設の介護職		
	在宅の介護支援専門員、在宅期間に対象者が利用 居宅サービス事業者等による支援チームをつくっていますが		
	ウ 当該支援チームは、必要に応じ随時(利用者が施設に		
	する前及び施設から退所して在宅に戻る前においては		
	とし、概ね1月に1回) カンファレンスを開いています	<sup>-</sup> か。	
	エーウのカンファレンスにおいては、それまでの在宅期間	- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	入所期間における対象者の心身の状況を報告し、目標及 針に照らした介護の評価を行うとともに、次期の在宅期		
	は入所期間における介護の目標及び方針をまとめ、記録		
	いますか。	,, ,	
	オー施設の介護支援専門員及び在宅の介護支援専門員の		
	及び役割分担については、支援チームの中で協議して通	5切な □いない	
20 認知時末期	形態を定めていますか。	<b>「市長</b> □いる	T 10 同件 01
30 認知症専門 ケア加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして に届け出た指定施設が、別に厚生労働大臣が定める者に対し		平12厚告21 別表の1のヨ
) / NEST	的な認知症ケアを行った場合には、当該基準に掲げる区分に	***	7
	1日につき次に掲げる所定単位数を加算していますか。		
	ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合に ては、次に掲げるその他の加算は算定しません。	ニおい	
	<ul><li>(は、)(に拘りるての他の加昇は昇足しません。</li><li>(1) 認知症専門ケア加算(I)</li></ul>		
	(2) <b>認知症専門ケア加算(Ⅱ)</b> 【厚生労働大臣が定める基準】		-
	【字生カ側人足がためる基準】 (1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)		   平27 厚労告95
	(I) 読和虚等円グノ加昇 (I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。		第三号の二
	ア 事業所又は施設における利用者、入所者又は入院患者の	) <b>○総数</b> □いる	•
	のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは		
	が認められることから介護を必要とする認知症の者(以下	「対	
	象者」という。)の占める割合が2分の1以上ですか。		

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
	<ul> <li>※ 「日常生活に支障をきたすおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の利用者」とは、日常生活自立度のランクⅢ、IV又はMに該当する入所者を指します。</li> <li>イ 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合にあっては1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては1に当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していますか。</li> </ul>	□いる□いない	平12 老企40 第2 の5 の(33) ①
	※ 「認知症介護に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」(平成 18 年 3 月 31 日老発第 0331010 号厚生労働省老健局長通知)及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」(平成 18 年 3 月 31 日老計第 0331007 号厚生労働省計画局長通知)に規定する「認知症介護実践リーダー研修」及び認知症看護に係る適切な研修を指します。		平12 老企40 第2 の5 の(33) ②
	ウ 当該事業所又は施設の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していますか。		
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。		
	ア (1)の基準のいずれにも適合していますか。	□いる	
	イ 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1 名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実 施していますか。	□いない □いる □いない	
	※ 「認知症介護の指導に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に規定する「認知症介護指導者研修」及び認知症看護に係る適切な研修を指します。		平12 老企40 第2 の5 の(33) ④
	ウ 当該事業所又は施設における介護職員、看護職員ごとの認知 症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実 施又は実施を予定していますか。		
31 認知症行動・心理症状 緊急対応加算		口いない	平12厚告21 別俵の1のタ
	※ 「認知症の行動・心理症状」とは、認知症による認知機能の障害に伴う、妄想・幻覚・興奮・暴言等の症状を指すものです。		平12 老企40 第2 の5 の(34)
	※ 認知症行動・心理症状緊急対応加算の算定に当たっての留意 事項		平12 老企40 第2 の5 の(34)
	① 本加算は、在宅で療養を行っている利用者に「認知症の行動・ 心理症状」が認められた際に、介護老人福祉施設に一時的に入 所することにより、当該利用者の在宅での療養が継続されるこ とを評価するものです。		

目王点検埧目 	目 王 点 検 の ホ イ ン ト		根 拠
	② 在宅で療養を行っている要介護被保険者に「認知症の行動・ 心理症状」が認められ、緊急に指定施設への入所が必要である と医師が判断した場合であって、介護支援専門員、受け入れ施 設の職員と連携し、利用者又は家族の同意の上、当該施設に入 所した場合に算定していますか。	□いる □いない	
	③ 医師が判断した当該日又はその次の日に利用を開始した場合 に限り算定していますか。	□いる □いない	
	※ 判断を行った医師は診療録等に症状、判断の内容等を記録していますか。	□いる □いない	
	また、施設も判断を行った医師名、日付及び利用開始に当たっての留意事項等を介護サービス計画書に記録していますか。	□いる □いない	
	④ 本加算は、当該利用者の在宅での療養が継続されることを評価するものであるため、入所後速やかに退所に向けた施設サービス計画を策定し、当該入所者の「認知症の行動・心理症状」が安定した際には速やかに在宅復帰が可能となるようにしていますか。		
	⑤ 次に掲げる者が、直接、当該指定施設へ入所した場合に当該 加算を算定していませんか。	□いない □いる	
	ア 病院又は診療所に入院中の者 イ 介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入院中 又は入所中の者		
	ウ 短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、短期利用特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、短期利用共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型短期利用特定施設入居者生活介護を利用中の者		
	⑥ 個室等、認知症の行動・心理症状の憎悪した者の療養に相応 した設備を整備していますか。	□いる □いない	
	⑦ 当該入所者が入所前一月の間に、当該指定施設に入所したことがない場合及び過去一月の間に当該加算(他サービスを含む)を算定したことがない場合に限り算定していますか。	□いる □いない	
32 褥瘡マネジ メント加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定施設において、継続的に入所者ごとの褥瘡管理をした場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき所定単位数を加算していますか。		平12厚告21 別表の1のレ
	ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合におい ては、次に掲げるその他の加算は算定しません。		
	<ul><li>(1) 褥瘡マネジメント加算 (I)</li><li>(2) 褥瘡マネジメント加算 (Ⅱ)</li></ul>		
	【厚生労働大臣が定める基準】  (1) 褥瘡マネジメント加算(I)		- 平27厚労告95第 七十一号の二
	次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  ア 入所者又は利用者ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時又は利用開始時に評価し、その後少なくとも3月に1回評価するとともに、その評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって、当該情報その他褥瘡管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していますか。		

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
	イ アの評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者又は利用者ごとに、医師、看護師、介護職員、管理栄養士、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成していますか。 ウ 入所者又は利用者ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するとともに、その管理の内容や入所者又は利用者の状態について定期的に記録していますか。 エ アの評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者又は利用者ごとに褥瘡ケア計画を見直していること。		
	(2) 褥瘡マネジメント加算(II) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ア (1)アからエまでに掲げる基準のいずれにも適合していますか。 イ (1)アの評価の結果、施設入所時又は利用開始時に褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者又は利用者について、褥瘡の発生がありませんか。	□いない □ない	
	※ 褥瘡マネジメント加算の算定に当たっての留意事項 ① 褥瘡マネジメント加算は、褥瘡管理に係る質の向上を図るため、多職種の共同により、入所者が褥瘡管理を要する要因の分析を踏まえた褥瘡ケア計画の作成 (Plan)、当該計画に基づく褥瘡管理の実施 (Do)、当該実施内容の評価 (Check)とその結果を踏まえた当該計画の見直し (Action)といったサイクル (PDCA)の構築を通じて、継続的に褥瘡管理に係る質の管理を行った場合に加算するものです。		平12 老企40 第2 の5 の(35)
	<ul> <li>② 褥瘡マネジメント加算(I)は、原則として入所者全員を対象として入所者ごとに(1)に掲げる要件を満たした場合に、当該施設の入所者全員(褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)又は(Ⅲ)を算定する者を除く。)に対して算定できるものです。</li> <li>③ (1)アの評価は、別紙様式5を用いて、褥瘡の状態及び褥瘡の発生と関連のあるリスクについて実施していますか。</li> </ul>	□いる □いない	
	④ (1) アの施設入所時の評価は、(1) アからエまでの要件に適合しているものとして市に届け出た日の属する月及び当該月以降の新規入所者については、当該者の施設入所時に評価を行うこととし、届出の日の属する月の前月において既に入所している者(以下「既入所者」という。)については、介護記録等に基づき、施設入所時における評価を行っていますか。	□いる □いない	
	⑤ 評価結果等の情報の提出については、LIFEを用いて行ってください。  LIFEへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照してください。  ⑥ (1) イの褥瘡ケア計画は、褥瘡管理に対する各種ガイドライン	Tux	
	では、特別を持つがある。 を参考にしながら、入所者ごとに、褥瘡管理に関する事項に対 し関連職種が共同して取り組むべき事項や、入所者の状態を考 慮した評価を行う間隔等を検討し、別紙様式5を用いて、作成 していますか。	□いない	

自主点検項目	自主点検のポイント		根拠
	なお、介護福祉施設サービスにおいては、褥瘡ケア計画に相当する内容を施設サービス計画の中に記載する場合は、その記載をもって褥瘡ケア計画の作成に代えることができるものとしますが、下線又は枠で囲う等により、他の記載と区別できるようにしてください。  ⑦ (1)ウにおいて、褥瘡ケア計画に基づいたケアを実施する際に	己 -	
	は、褥瘡ケア・マネジメントの対象となる入所者又はその家族 に説明し、その同意を得ていますか。	Ę	
	⑧ (1)エにおける褥瘡ケア計画の見直しは、褥瘡ケア計画に実施 上の問題(褥瘡管理の変更の必要性、関連職種が共同して取り 組むべき事項の見直しの必要性等)があれば直ちに実施してく ださい。	)	
	その際、PDCAの推進及び褥瘡管理に係る質の向上を図る観点から、LIFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用してください。		
	⑨ 褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)は、褥瘡マネジメント加算(Ⅰ の算定要件を満たす施設において、④の評価の結果、施設入所 時に褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者について、が 設入所日の属する月の翌月以降に別紙様式5を用いて評価を身 施し、当該月に別紙様式5に示す持続する発赤(d 1)以上の被 瘡の発症がない場合に、所定単位数を算定できるものとします	一 in	
	ただし、施設入所時に褥瘡があった入所者については、当該 褥瘡の治癒後に、褥瘡の再発がない場合に算定できるものとし ます。		
	<ul><li>⑩ 褥瘡管理に当たっては、施設ごとに当該マネジメントの実施に必要な褥瘡管理に係るマニュアルを整備し、当該マニュアルに基づき実施することが望ましいものです。</li></ul>		
33 排せつ支援 加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定施設において、継続的に入所者ごとの排せつに係る支援を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月にでき所定単位数を加算していますか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しません。	<ul><li><b>へ</b> □いない</li><li>□該当無し</li></ul>	平12 厚告21 別表の1 のソ
	(1) 排せつ支援加算(I)		
	(2) 排せつ支援加算 (Ⅱ)		
	(3) 排せつ支援加算(Ⅲ)		
	【厚生労働大臣が定める基準】	+	」  平27 <i>厚労</i> 告95第
	(1) 排せつ支援加算(I)		七十一号の三
	次に掲げる基準のいずれにも適合すること。		
	ア 入所者又は利用者ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が施設入所時又は利用開始時に評価し、その後少なくとも6月に1回評価するとともに、その評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、排せつ支援の運施に当たって、当該情報その他排せつ支援の適切かつ有効な関施のために必要な情報を活用していますか。	<b>台</b> □いない	

自主点検項目	自	主	点	検	Ø	ポ	イ	ン	٢			根	拠
	うこ L 護情 立 くだ	価結果等 と I F E と 報シス等 に さい。	ます。 への提出 テム ( I 処理手順	出情報、 LIF 頁及び	提出場 E)関i 様式例の	預度等に 連加算り の提示り	こつい こ関す こつい	ては、「 る基本 て」を	科学的 的考え 参照し	介方て			
	込まれ の職種 を要す 該支援	、適切 <sup>7</sup> るもの! の者が る原因? 計画に	な対応 を さついて 共同して を分析 し 基づく ま	を 行う で、当 で、 を 接を	ことに。 師、看 該入所 <sup>注</sup> れに基・ 継続し	より、 護師、 者又は ざいた て実施し	要介護支援を受験である。	状態の 援専門 が排せ 画を作か。	軽減が 員その つに し、 。	·見 他 護 当			
	に用 4月 助」 <sup>5</sup> いる	排せつに いいまう)」。 若しくに 者をいい 適切なす	る「認定 の方法? は「全介. います。	ご調査』 を用い 助」と	員テキン て、排尿 評価され	スト 200 尿又は抜 れる者	09 改訂 作便の2 又はお	「版(平 伏態が、 むつを	が成 30 「一部 使用し	年介て			
	ま若低合む又は	るくとは使排しない。 はなな、 がある。 はながました。 がかり使	は、特別 更と と は ま 又 と は ま り た り た り た り た り り り り り り り り り り り	な支援される。またでは、またでは、またのは、またのは、またのは、ないない。	を行わ 使用に れるもの 状態の し し し し し し し し と し し と し こ と し る し る し る し る し る と し る と ろ と ろ と ろ と ろ と ろ と ろ と ろ と ろ と ろ と	かかっかかるれかの、 かかる、 かかの、 かなくる 善する、 おが改言	た場のなー、、	には、 評価が 対応を 方が改 あるい、	当該変って善はおのである。	尿は場お尿使			
	ウ アの		基づき、	少な	くとも	3月に			,	, 用 □	いる いない		
<b></b>	(2) 排t 次に掲 ア (1) 7	げる基準	準のいす	デれに <sup>、</sup>		_	· ·	<b>高</b> 会!	ていま	<b>a</b> □	ハス		
	か。 イ a (1) のが (1) b 使用		基準のに 準の 新 い が は の 所 と 結 り る に る に る に る に る に る に る に る に る に る	いずれ。 果、要 スは一方 も一方 、 た	かに適行 介護状! 用 改 入 設 介護 で 入 で で で で で で で で で で で で で で で で で で	合態 は は は な は の の の は の の の の の の の の の の の の の	いまが見せ まがしも 用開が 発達	か。 込まれ 、排尿 いずれ 始時に	る者に 又は排 にも悪 おむつ	つ便化を	ハない ハる		
***		からウま	で並び	•	イa及	ぴbにキ	渇げる	基準の	いずれ	- 1	いる いない		
	<b>も適合し</b> ※ 排せ	つ支援が	加算の第					[m] w )	y 6		( ,\tan,	_	
	踏まえ せつ支 その結 いった	つ支援 同に支援 た だ 変 り に 変 り と を り た り で り で り で り で り で り で り り り り で り	り、入戸 計画の作 施(Dc まえた当 レ(PD	所者が 作成(] か)、当 当該支 (CA)	排せつ(Plar 該支援 援計画( の構築	に介護 n)、当 内容の の見直 を通じ	を要す 該支援 評価(A て、継	る要因 計画に Che cti 続的に	の分析 基づく ck) on)	を排とと			

ポ 根 拠 自主点検項目 自 主 点 検  $\mathcal{O}$ イ ン 1 ② 排せつ支援加算(I)は、原則として入所者全員を対象として 入所者ごとに(1)に掲げる要件を満たした場合に、当該施設の入 所者全員(排せつ支援加算(Ⅱ)又は(Ⅲ)を算定する者を除 く。)に対して算定できるものです。 ③ 本加算は、全ての入所者について、必要に応じ適切な介護が 提供されていることを前提としつつ、さらに特別な支援を行う ことにより、施設入所時と比較して排せつの状態が改善するこ とを評価したものです。 したがって、例えば、施設入所時において、入所者が尿意・便 意を職員へ訴えることができるにもかかわらず、職員が適時に 排せつを介助できるとは限らないことを主たる理由としておむ つへの排せつとしていた場合、支援を行って排せつの状態を改 善させたとしても加算の対象とはなりません。 ④ (1)アの評価は、別紙様式6を用いて、排尿・排便の状態及び □いる おむつ使用の有無並びに特別な支援が行われた場合におけるそ│□いない れらの3か月後の見込みについて実施していますか。 ⑤ (1)アの施設入所時の評価は、(1)アからウまでの要件に適合 □いる しているものとして市長に届け出た日の属する月及び当該月以□いない 降の新規入所者については、当該者の施設入所時に評価を行う こととし、届出の日の属する月の前月以前から既に入所してい る者(以下「既入所者」という。)については、介護記録等に基 づき、施設入所時における評価を行っていますか。 ⑥ ④又は⑤の評価を医師と連携した看護師が行った場合は、そ □いる □いない の内容を支援の開始前に医師へ報告していますか。 また、医師と連携した看護師が④の評価を行う際、入所者の 背景疾患の状況を勘案する必要がある場合等は、医師へ相談し ていますか。 (7) 支援に先立って、失禁に対する各種ガイドラインを参考にし ながら、対象者が排せつに介護を要する要因を多職種が共同し て分析し、それに基づいて、別紙様式6の様式を用いて支援計 画を作成します。 要因分析及び支援計画の作成に関わる職種は、④の評価を行 った医師又は看護師、介護支援専門員、及び支援対象の入所者 の特性を把握している介護職員を含むものとし、その他、疾患、 使用している薬剤、食生活、生活機能の状態等に応じ薬剤師、管 理栄養士、理学療法士、作業療法士等を適宜加えます。 なお、介護福祉施設サービスにおいては、支援計画に相当す る内容を施設サービス計画の中に記載する場合は、その記載を もって支援計画の作成に代えることができるものとするが、下 線又は枠で囲う等により、他の記載と区別できるようにしてく ださい。 ⑧ 支援計画の作成にあたっては、要因分析の結果と整合性が取 れた計画を、個々の入所者の特性に配慮しながら個別に作成す ることとし、画一的な支援計画とならないよう留意してくださ また、支援において入所者の尊厳が十分保持されるよう留意 してください。

自主点検項目	自	主	点	検	の	ポ	イ	ン	<b>١</b>		根	拠
	支援の 所望い も 又 望 を 確	又はその必要性ではる場合のではある。	の家族に	に分こもはをっしかがいの はずい ない ない ない ない でい の 明 く	、排せ、びに対の がいい がい がい がい がい ある ない ある ない いっこ かい ここ だい いっこう だい かい	つの状況 援計画を を理解及 発望に 所者及	態及がしてない。	今後の 、で支援 開始接 大変 大変 大変 大変 大変 大変 大変 大変 大変 大変 大変 大変 大変	見込援施っで画理解と ので 画理解と			
	むべき さい。 その	つ支援 事項の 際、PDC LIFE へ	計画の記見直しの Aの推	変更のの必要	必要性 性等) が排せ~	、関連があれ があれ o支援の	職種が ば直ち o質の[	共同し に実施 句上を	上の問題 て取り組 してくだ 図る観点 活用して			
	状態の 場合又	施設に: 少なく はおむ・ ことと	おいて、 とも一。 つ使用。 します。	、施設 方が改 ありか	入所時 善し、 ら使用	と比較 かつ、 なしにi	して、 いずれ 改善し	排尿又 にも悪 た場合	は排便の 化がない に、算定			
	満たす 状態の おむつ ととし	施設に 少なく 使用あ ます。	おいて、 ともーえ りから(	、施設 方が改 <sup>章</sup> 使用な	入所時 善し、い しに改	と比較 ハずれん 善した	して、 こも悪( 場合に	排尿又 化がな <sup>、</sup> 、算定	は排便の く、かつ、 できるこ			
34 自立支援促進加算	別に厚   に届け出   行った場	た指定	施設に	おいて	、継続	的に入	所者ご	との自			平 12 厚別表の	•
	【厚生労	働大臣	が定めん	る基準	]						平27厚	
	' ' '	げる基準	•		o	, -	_ 0				第七十	一号の四
	行うと 提出し	い、そ ともに、 、自立	の後少 、その  支援の	なくと 医学的 促進に	も6月 評価の 当たっ	に 1 回 結果等 て、当	医学的 の情報 該情報	評価の を厚生 その他		□いない		
	種と 援に 者の	連携し、係る評価状態の記	、別紙 価に加力 改善可能	様式7 え、特 能性等	を用い 別な支 につい	て、当 援を実 て、実 が	該時点 施する 施して	におけ ことに くださ!	-		平12老 第2の5	
	その他 し、支	者ごと の職種( 援計画)	に、医 の者が に従っ	師、看 共同し たケア	護職員 て、自 を実施	、介護 立支援 してい	職員、 に係る ますか	介護支 支援計 。	援専門員 画を策定	□いない		
	ウ アの とに支	医学的 援計画					3月に	1回、	入所者ご	□いる □いない		
	エ 医師 か。	が自立	支援に	係る支	を援計画	画の策策	と等に	参加し	ています	□いる □いない		

自主点検項目 自 主 点 検  $\mathcal{O}$ ポ イ ン 1 根拠 ※ 自立支援促進加算の算定に当たっての留意事項 ① 自立支援促進加算は、入所者の尊厳の保持及び自立支援に係 るケアの質の向上を図るため、多職種共同による、入所者が自 立支援の促進を要する要因の分析を踏まえた支援計画の作成 (Plan)、当該支援計画に基づく自立支援の促進(Do)、当 該支援内容の評価(Check)とその結果を踏まえた当該支 援計画の見直し(Action)といったサイクル (PDCA) の構築を通じて、継続的に入所者の尊厳を保持し、自立支援に 係る質の管理を行った場合に加算するものです。 ② 本加算は、全ての入所者について、必要に応じ、適切な介護が 提供されていることを前提としつつ、介護保険制度の理念に基 づき、入所者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した 日常生活を営むことができるよう、特に必要な支援を実施して いることを評価するものです。 このため、医師が、定期的に、全ての入所者に対する医学的評 価及びリハビリテーション、日々の過ごし方等についてのアセ スメントを実施するとともに、医師、看護職員、介護職員、介護 支援専門員その他の職種が、医学的評価、アセスメント及び支 援実績に基づき、特に自立支援のための対応が必要とされた者 について、生活全般において適切な介護を実施するための包括 的な支援計画を策定し、個々の入所者や家族の希望に沿った、 尊厳の保持に資する取組や本人を尊重する個別ケア、寝たきり 防止に資する取組、自立した生活を支える取組、廃用性機能障 害に対する機能回復・重度化防止のための自立支援の取組など の特別な支援を行っている場合に算定できるものです。 なお、本加算は、画一的・集団的な介護又は個別的ではあって も画一的な支援計画による取組を評価するものではないこと、 また、リハビリテーションや機能訓練の実施を評価するもので はないことから、個別のリハビリテーションや機能訓練を実施 することのみでは、加算の対象とはなりません。 ③ 本加算は、原則として入所者全員を対象として入所者ごとに 大臣基準第71号の4に掲げる要件を満たした場合に、当該施設 の入所者全員に対して算定できるものです。 ④ イの支援計画は、関係職種が共同し、別紙様式7を用いて、訓 練の提供に係る事項(離床・基本動作、ADL動作、日々の過ご し方及び訓練時間等)の全ての項目について作成すること。作 成にあたっては、アの医学的評価及び支援実績等に基づき、個々 の入所者の特性に配慮しながら個別に作成することとし、画一 的な支援計画とならないよう留意してください。 ⑤ 当該支援計画の各項目は原則として以下のとおり実施してく ださい。 その際、入所者及びその家族の希望も確認し、入所者の尊厳 が支援に当たり十分保持されるように留意してください。 a 寝たきりによる廃用性機能障害を防ぐために、離床、座位 □いる □いない 保持又は立ち上がりを計画的に支援していますか。 b 食事は、本人の希望に応じ、居室外で、車椅子ではなく普 □いる 通の椅子を用いる等、施設においても、本人の希望を尊重し、□いない 自宅等におけるこれまでの暮らしを維持できるようにする。 食事の時間や嗜好等への対応について、画一的ではなく、個 人の習慣や希望を尊重していますか。

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
	c 排せつは、入所者ごとの排せつリズムを考慮しつつ、プラ	□いない	
	イバシーに配慮したトイレを使用することとし、特に多床室	□いる	
	においては、ポータブルトイレの使用を前提とした支援計画		
	を策定していませんか。		
	d 入浴は、特別浴槽ではなく、一般浴槽での入浴とし、回数 やケアの方法についても、個人の習慣や希望を尊重していま		
	すか。		
	e 生活全般において、入所者本人や家族と相談し、可能な限	□いる	
	り自宅での生活と同様の暮らしを続けられるようにしていま		
	すか。		
	f リハビリテーション及び機能訓練の実施については、本加		
	算において評価をするものではありませんが、アの評価に基	□いない	
	づき、必要な場合は、入所者本人や家族の希望も確認して施 設サービス計画の見直しを行っていますか。		
	⑥ イにおいて、支援計画に基づいたケアを実施する際には、対象となる入所者又はその家族に説明し、その同意を得ています		
	か。		
	⑦ ウにおける支援計画の見直しは、支援計画に実施上に当たっ		
	ての課題(入所者の自立に係る状態の変化、支援の実施時にお		
	ける医学的観点からの留意事項に関する大きな変更、関連職種		
	が共同して取り組むべき事項の見直しの必要性等)に応じ、必要によりました。		
	要に応じた見直しを行ってください。 その際、PDCAの推進及びケアの向上を図る観点から、L		
	IFEへの提出情報とフィードバック情報を活用してくださ		
	٧٠ <sub>°</sub>		
	⑧ エの評価結果等の情報の提出については、LIFEを用いて		
	行うこととします。		
	LIFEへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護		
	情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的考え方並び に事務処理手順及び様式例の提示について」を参照してくださ		
	N°		
	提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその		
	有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されるものです。		
35 科学的介護	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長		平12厚告21
推進体制加算	に届け出た指定施設が、入所者に対し介護福祉施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げ	<ul><li>□いない</li><li>□該当無し</li></ul>	別表の1のネ
	うた場合は、当該基準に掲げる区グに促い、「方につご次に掲げ   る所定単位数を加算していますか。		
	ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合におい		
	ては、次に掲げるその他の加算は算定しません。		
	(1) 科学的介護推進体制加算 ( I )		
	(2) 科学的介護推進体制加算(Ⅱ)		
	【厚生労働大臣が定める基準】		平27厚労告95
	(1) 科学的介護推進体制加算(I)		第71号の5
	次に掲げる基準のいずれにも適合すること。		
	アー入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔くう機能、認知症の	□いる	
	状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚 生労働省に提出していますか。	□いない	
	イ 必要に応じて施設サービス計画を見直すなど、サービスの提	□いる	
	供に当たって、(1)に規定する情報その他サービスを適切かつ 有効に提供するために必要な情報を活用していますか。	□いない	
I .	193川に佐張りるど8川に必要は1百数を活用していますか。	1	l

自主点検項目	自	主	点	検	$\mathcal{O}$	ポ	7	ン	٢		根	拠
	(2) 科:	学的介護	<b>连推進体</b>	制加算	<u>i ( II )</u>							
	次に掲	引げる基	準のい	ずれに	も適合	するこ	上。					
								疾病の	状況等の	□いる		
		上、厚生								□いない		
									ビスの提	□いる □いない		
									りる情報を な情報を	口いない		
		ていま										
	※ 科学	的介護	推進体制	制加算	の算定り	こ当たっ	っての	留意事項	頁			
									を対象と			
									を満たし のです。			
									を用いて			
		ととし		l±+π ±	日山山村市	た <i>た</i> た)	- 1 1	ኔ <u></u> [ፈላ]	ν. Α. Α. <del> //</del> -			
									学的介護 え方並び			
	に事務								てくださ			
	γ,°	To 3 = =			→ <u>T</u>	1] > 9	FE	- 24.)	<i>L</i> I (- 3)		_	
									句上させ Chec			
	k), i	改善(A	cti	on)	のサイ	クル (	PDC	Aサイ	クル) に			
									ともに、 は、次の			
	1	一連の					) <b>,</b> <del>, , , , , , , , , , , , , , , , , , </del>	PARJIC!	a, MV			
	1					に提出	するだ	けでは、	、本加算			
		Z対象と 所者の心	-		,	木的な	情報に	・並べき	、適切な			
									、過 男な する(P			
		n) <sub>o</sub>							the s			
									こ基づい 実施する			
		0)0	V Д <u>-1</u>	<b>人</b> 版 ( .	至汉 [山	97 II. (C)	R 7 W	川咬てこ				
									活用し、			
		成理かみ 「検証を				やサー	ヒス掟	供の仕	り方につ			
									切に見直			
		施設全( i o n		て、サー	-ビスの	質の更	なる向	]上に努	める(A			
				ついて	) ) ) ) ) )	足の健児	まの保	<b>挂</b> 搬准	及びその		_	
		能力の約										
36 安全対策体	'								のとして		平12厚	
制加算									設サービ	1	別表の1	.のナ
	│ 人を行う │単位数を				<b>削川昇</b>	<i>ح</i>	、人川	例ロに	限り所定			
		分子			基準】						」  平27 <i>厚</i> :	労告 96
						故発生(	の防止	及び発	生時の対	□いる	第五十四	
	l			-	_				ますか。			
				— •	_				生時の対			
	応」(5   ること		者が安	全対策	に係る	外部に	おける	研修を!	受けてい	□いない		
		-	砂内に	<b>安全等</b>	田郊田	を記書	<b>公</b> 月:	織めに	安全対策	□いる		
	-	はする体						<b>р</b> ф&н У I С. ц	スエグダ	□いない		
1	I					-				1	i	

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
	※ 安全管理体制加算の算定に当たっての留意事項		平12老企40
	① 安全対策体制加算は、事故発生の防止のための指針の作成・委員会の開催・従業者に対する研修の実施及びこれらを適切に実施するための担当者の配置を備えた体制に加えて、当該担当者が安全対策に係る外部の研修を受講し、組織的に安全対策を実施する体制を備えている場合に評価を行うものです。		第2の5の(39)
	② 安全対策に係る外部の研修については、介護現場における事故の内容、発生防止の取組、発生時の対応、施設のマネジメント等の内容を含むものです。		
	③ また、組織的な安全対策を実施するにあたっては、施設内において安全管理対策部門を設置し、事故の防止に係る指示や事故が生じた場合の対応について、適切に従業者全員に行き渡るような体制を整備していることが必要です。		
37 サービス提			平12厚告21
供体制強化加 算	に届け出た指定施設が、入所者に対し介護福祉施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき所定単位	□いない□該当無し	別俵の1のラ
	数を加算していますか。		
	ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しません。		
	※ 日常生活継続支援加算を算定している場合は、当該加算を算		
	定できません。		
	(1) サービス提供体制強化加算( I )		
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		
	(3) サービス提供体制強化加算(皿)		
	【厚生労働大臣が定める基準】		平27厚劣告95
	(1) サービス提供体制強化加算(I)		第八十七号
	次に掲げる基準のいずれにも適合すること。		
	アー次のいずれかに適合していますか。		
	──) 指定施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割 合が 100 分の 80 以上であること。	□いる □いない	
		□いる	
	護福祉士の占める割合が 100 分の 35 以上であること。	□いない	
	イ 提供する指定施設サービスの質の向上に資する取組を実施し ていますか。	□いる □いない	
	ウ 定員超過利用・人員基準欠如に該当しませんか。	□いない □いる	
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		
	次に掲げる基準のいずれにも適合すること。		
	ア 指定施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合	□いる	
	が 100 分の 60 以上ですか。	口いない	
	イ 定員超過利用・人員基準欠如に該当しませんか。	□いない □いる	

自主点検項目	自	主	点 検	きの	ポ	イ	ン	<u>۲</u>		根拠
	ア 次 合 コ る ち あ ち あ る る る る る る る る る る る る る る る	げが 定	のいずれ	にも で で が で が で あ で あ 職 し で し の あ る し し の あ る し し し の あ る し し し し し し し し し し し し し	デするこ かうち。数こ を総こ i を を を を を を を を を を も も も も も も も も も	介護福 うち、 供する 合が 100	常勤職』 職員の約 分の 30	員の占め 総数のう	□いない □いる □いない □いる	
	<b>※</b> サー	ビス提供	:体制強化	加算の第	章定に当	たって	の留意事	項		平12老企40
	な・ 者 要 く。) ※ 前 は 3 と し て か 2 介	度、所務に 度開にまが、(こ者は事 実たい。て月月場のまご 損事て 、目	を除く。) 合変の業が時に が業、新路に が、 新路に は での が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 は、 りた。 の りた。 りた。 りた。 りた。 りた。 りた。 りた。 りた。 りた。 りた。	の職員計を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を	を系作务で、つこのとのにおいているのでである。 まいようしない 動介護し所は第一又も	こ算を関え (大出) はのとに行わる に出た 開す。	しっちらり 下日平 しっになま 業属を 事の ままま ままま ままま ままま ままま ままま ままま ままま ままま	。 は、 、 、 、 の で を が が が が が が に の の の の の の の の の の の の の		第2の5の(40)
	しななを 合 1 動 動 加会し 同場 と 同場 提 で る で で で で で で で で で で で で で で で で で で	間れ、回の「年と「年、祉勤」のに「すのばそっ届「数し」数同施務「事お」る職なのた出」とま「の一設し「業い」指員り割場を「はす「算法等た」所で「定	のま合合提、。定人に年には施といいなのでは、のいるのでは、などでは、ないなどのでは、ないをいるでは、からないなどがあります。	こつき、毎ではははは、毎ではははが、一つさればはが、一つですーのを関いてはるビスト第一では、他にというでは、他には、一つでは、他には、一つでは、他には、一つでは、他には、一つでは、他には、一つでは、他には、一つでは、他には、一つでは、他には、一つでは、一つでは、一つでは、他には、一つでは、他には、他には、他には、他には、他には、他には、他には、他には、他には、他に	再月 まな ト 当のをが 生もの かん ま 時 一 該介利で 活一 向 直 な ま 事 き 用き 介体 上	的 る間んに 業サ者る 護的に所 の所 は 所 にご直の 一行す	定の割る という るい おれまと 体う るい おり ない おり おり はい おり はい はい はい はい はい はい はい はい はい はい はい はい はい	き が 大 が に が に が に が に が に が に が に が に の の に に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に 。 に る に る に る に る に る に る に る に る に る に 。 に		
	事業所 (例) ・ L ・ I ・高i	として継 IFEを CT・テ 齢者の活	質の向上 続的に行 活用した クノロジ 躍(居室・	う取組を PDCA 一の活用 やフロア	と指すも Aサイク。 目 等の掃隊	のとしいの構築は、食事	ます。 築 「の配膳	· 下膳な		

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
	業務の提供)等による役割分担の明確化 ・ケアに当たり、居室の定員が2以上である場合、原則としてポータブルトイレを使用しない方針を立てて取組を行っていること 実施に当たっては、当該取組の意義・目的を職員に周知するとともに、適時のフォローアップや職員間の意見交換等により、当該取組の意義・目的に則ったケアの実現に向けて継続的に取り組むものでなければなりません。  ② 介護福祉施設サービスを入所者に直接提供する職員とは、生活相談員、介護職員、看護職員又は機能訓練指導員として勤務を行う職員を指すものとします。		
38 介護職員処 遇改善加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金 の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定施設が、 入所者に対し、指定施設サービスを行った場合には、当該基準に 掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算してい ますか。	□いる □いない □該当無し	平12 厚告21 別俵の1 のム 平12 老企40 第2 の5 の(41)
	<ul><li>(1) 介護職員処遇改善加算 (I)</li><li>(2) 介護職員処遇改善加算 (I)</li></ul>		
	(3) 介護職員処遇改善加算(皿)		
	※ 賃金改善を行う方法等について介護職員処遇改善計画書を用いて職員に周知するとともに、就業規則の内容等についても職員に周知していますか。また、介護職員から加算に係る賃金改善に関する照会があった場合は、当該職員についての賃金改善の内容について、書面を用いるなど分かりやすく回答していますか。 ※ 処遇改善の具体的な内容については、平成30年3月22日付け厚生労働省老健局長「介護職員処遇改善加算に関する基本的	□いる□いない	
	考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照 してください。		
	【厚生労働大臣が定める基準】		平27 厚労告95 第八十八号
	(1) 介護職員処遇改善加算(I) ア 介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」 という。)に要する費用の見込額が、介護職員処遇改善加算の算 定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に 基づき適切な措置を講じていますか。		カハナハゲ
	イ 指定施設において、アの賃金改善に関する計画、当該計画に 係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画 等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職 員に周知し、市長に届け出ていますか。	□いる □いない	
	ウ 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施し ていますか。	□いる □いない	
	エ 当該指定施設において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善 に関する実績を市長に報告していますか。	□いる □いない	
	オ 算定日が属する月の前 12 月間において、労働基準法、労働者 災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法そ の他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられて いますか。		
	カ 当該指定施設において労働保険料の納付が適正に行われてい ますか。	□いる □いない	

自主点検項目 自 主 点 検  $\mathcal{O}$ ポ イ ン 1 根拠 キ 次に掲げる基準(ア、イ、ウ)のいずれにも適合しています か。 (一) 次に掲げる要件のすべてに適合すること。 a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件 □いる (介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めているこ □いない b aの要件について、書面をもって作成し、すべての介護職 □いる □いない 員に周知していること。 (二) 次に掲げる要件のすべてに適合すること。 a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該 □いる 計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保しているこ□いない b aについて、全ての介護職員に周知していること。 □いる 口いない (三) 次に掲げる要件のすべてに適合すること。 a 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み □いる 又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設□いない けていること。 b aについて、書面をもって作成し、全ての介護職員に周知 □いる していること。 □いない ク イの届出に係る計画の期間中に実施する介護職員の処遇改善 □いる の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処 □いない 遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知しています か。 (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1)のアからク(キ(三)を除く)のいずれにも適合していますか。 □いる 口いない (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) ア (1)のアからカ及びクに掲げる基準に適合していますか。 □いる 口いない イ 次に掲げる基準のいずれかに適合していますか。 (一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件 □いる (介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めているこ □いない b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に □いる □いない 周知していること。 (二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該 □いる 計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保しているこ□□いない b aについて、全ての介護職員に周知していること。 □いる 口いない

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト		根拠
39 介護職員等 特定処遇改善 加算	の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定施設が、 入所者に対し、指定施設サービスを行った場合には、次に掲げる 単位数を加算していますか。		平12厚告21 別俵の1のウ 平12老企40 第2の5の(23)
	(1) 介護職員等特定処遇改善加算 (I) (2) 介護職員等特定処遇改善加算 (I)		
	※ 賃金改善を行う方法等について介護職員処遇改善計画書を用いて職員に周知するとともに、就業規則の内容等についても周知していますか。また、介護職員から加算に係る賃金改善に関する照会があった場合は、職員についての賃金改善の内容について、書面を用いるなど分かりやすく回答していますか。		
	※ 処遇改善の具体的な内容については、平成27年3月23日付け厚生労働省告示第95号第88号の2を参照してください。		
	【厚生労働大臣が定める基準】		平27厚芳告95
	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(I)		第88号の2
	次に掲げる基準のいずれにも適合すること。		
	ア 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準 のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が 介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に 関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じてい ますか。		
	(一) 経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。		
	(二) 指定施設における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。		
	(三) 介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の平均賃金額を上回らない場合はその限りでないこと		
	四 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額 440万円を上回らないこと。		
	イ 当該施設において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る 実施期間及び実施方法その他の当該施設の職員の処遇改善の計 画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全て の職員に周知し、市長に届け出ていますか。		
	ウ 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を 実施していますか。 ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該 事業の継続を図るために当該施設の職員の賃金水準(本加算に	□いる □いない	
	よる賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ませんが、そ の内容について市長に届け出ていますか。		

自主点検項目	自	主	点	検	D	ポ	イ	ン	<b> </b>		根	拠
		指定施設に関する				-			職員の処	<b>L</b> □いる □いない		
	才 日常 制強化								ス提供( ますか。	-		
	カ 介護 ていま		遇改善力	加算(	I)から	(皿) ま	でのい	ずれか	を算定し	<b>」</b> □いる□いない		
	及び当	金改善	に関する の <b>処遇</b> む	るもの	を除く	。以下	この号	におい	改善のP て同じ。 の職員I	<b>)</b> □いない		
	ク キの 他の適	処遇改 切な方						ットの	利用その	<ul><li>□いる</li><li>□いない</li></ul>		
		_	まで及び				げる基	準のい	ずれにも	<b>も</b> □いる □いない		
40 介護職員等 ベースアップ 等支援加算	別に厚 金の改善 用者に対 に従い、	等を実 してサ-	施してい ービスで	いるも を行っ	のとし た場合	て市長 には、	に届け	出た施	設が、和		平12厚 別表の1 平 18 厚 126 別ま 2 へ	の中 夏労告
	【厚生労	働大臣/	が定める	5基準	]						平27厚	労告95
	次に掲	げる基準	準のいっ	げれに	も適合	するこ	と。				第八十月	の三号
	込額を ついて 又は決	の見込れ 上回り、 賃金改 まって	額が介記 、かつ、 善に要す 毎月支持	獲職員 介護 する費	等べ一 職員及 用の見 る手当	スアッ びその 込額の に充て	プ等支 他の職 3分の る賃金	援加算 員のそ 2以上 改善に	善に要する のれぞ基する と関すすか。	<ul><li>1 □いない</li><li>c</li><li>h</li></ul>		
	画等を	及び実	施方法で た介護耶	その他 哉員等	の当該 ベース	事業所アップ	の職員 等支援	の処遇 計画を	に係る§ 改善のi 作成し、	+ □いない		
	ただ 事業の による	実施し し、経 継続を	ています 営の悪( 図るため 善分を関	ナか。 比等に かに当 余く。)	より事 該事業 を見 <b>ご</b>	業の継 所の職 直すこと	続が困 員の賃 c はやむ	難な場 金水準	する賃金 合、当記 (本加) Eせんが	□いない <b>亥</b>		
	エ 当該 改善に	施設にる 関する				-		所の職	員の処況	<b>遇</b> □いる □いない		
	オ 介護 してい	職員処 ますか。		11算(	(I) ~	( <b>II</b> )	までの	いずれ	かを算足	<b>≧</b> □いる □いない		
	カ イの する費	届出に 用の見							改善に要	<b>更</b> □いる □いない		